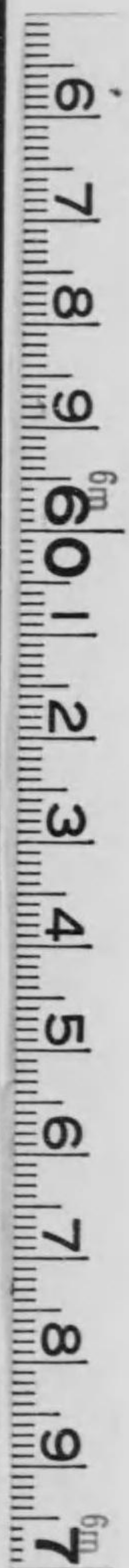


263.4

34



始



斗 54 32

263.4-34



尋常
小學
算術教授指針

大分縣師範學校
附屬小學主事
埼玉縣師範學校
附屬小學主事
北澤

秋山兵三郎
真共著

東京寶文館藏版

大正
4. 4. 10
内交

大正
4. 4. 10
内交

緒言

一、本書は尋常小學校に於て算術を教授せんとする人々の参考に資せんがため、現行算術教科書を基礎として各學年に於ける教授の主眼點及教授の方法を系統的に研究したるものなり。

一、算術科の成績を擧げんとせば須く算術教科書に對する各學年各別の教材に對する教授の主眼點、各學年前後の聯絡、各教材前後の關係等を明確に吟味し之に關する系統的の見識を必要とす、本書は主として此の點に意を用ひ首尾一貫せる系統的段階的研究たらしめんことを期せり。

一、本書は直接教授の參考たらしめんことを主眼としたる爲め、教授法に關する一般的理論は全然之を省き専ら各學年別の

研究法を採り、各學年各個の教材に就きて其の主眼點を闡明し、更に進みて其の取扱の方法を詳述せり。

一、本書は要領の簡明を圖り上段に算術教科書に示せる綱目を記載し、中段に教材の教授主眼點を明記し、下段に教授の方法及著者の實驗に基ける教授上の注意事項を擧げ、附録として諸税法に關する提要を加へ教授者の參考に資せり。

一、本書の研究につきては大分縣師範學校訓導平岡一策氏の執筆と埼玉縣師範學校訓導三井善五郎氏の助力を煩はしたること尠からず、特に記して其の勞を謝す。

大正四年三月

著者 識

目次

| | | |
|---|----------|------|
| 一 | 第一學年教授指針 | 一頁 |
| 二 | 第二學年教授指針 | 三頁 |
| 三 | 第三學年教授指針 | 五頁 |
| 四 | 第四學年教授指針 | 七頁 |
| 五 | 第五學年教授指針 | 一〇四頁 |
| 六 | 第六學年教授指針 | 一三三頁 |

附録

| | | |
|---|--------------------------------------|----|
| 一 | 税法摘要 | 一頁 |
| | 地租、所得税、酒造税、醬油税、營業税、砂糖、石油、消費税、登録税、印紙税 | |
| 二 | 郵便電信に關する規則摘要 | 八頁 |

三 教授上の施設及用具の調査……………二頁

四 度量衡に關する法令摘要……………三〇頁

五 内外度量衡基本單位比較表……………四二頁

目次終

尋常小學算術教授主眼點系統總括表

| 形式 階段 | 心力發達階段 | | 形式算主體 | | 暗算主體 | | 學年 |
|---------------|-----------|---------|--------------------|-----------------|-------------------|--------------|--------------|
| | 思考作用 | 數觀念 | 漢字 數字 | 掛算九九 | 乘除の初歩的 觀念 | 加減の基礎 | |
| 算術基本智能建設時代 | 思考作用萌芽時代 | 數觀念啓發時代 | 漢字 數字 | 掛算九九 | 乘除の初歩的 觀念 | 加減の基礎 | 第一學年 第二學年 |
| 筆算形式基礎建設時代 | 思考作用形成時代 | 數觀念形成時代 | 加減筆算の基礎 乘除筆算の初歩 | 諸等數の初歩 小數の基礎 | 乘除筆算の練成 諸等數の初歩 | 豫備心算 實用心算 | 基本心算 |
| | | | 應用問題解決初歩 | | | | 應用問題解決 |
| 筆算問題解決式練習熟成時代 | 思考作用練習磨時代 | 數觀念完成時代 | 應用問題解決 習熟 | 諸等數 小數 | 整數 諸等數 | 同上 | 同上 |
| | | | 同上 | 分數 步合算 | 既授全體の復習 | 同上 | 同上 |

尋常小學算術教授指針

尋常小學算術教授主眼點系統一覽表

| 年 | 學 一 第 | 學 二 第 | 學 三 第 |
|------|--|--|---|
| 學 年 | <ul style="list-style-type: none"> ●百以下の數に就きて明確なる觀念を與ふること ●二十以下の範圍内に於ける暗算 ●二基數の加減に習熟せしめ以て加減の基礎を確立す | <ul style="list-style-type: none"> ●既有的數觀念を整理し十以下の數觀念を確立す ●十以下の數の唱へ方書きに於ける習熟せしむ ●十以下の數の範圍に於ける寄算と引算とに習熟せしむ | <ul style="list-style-type: none"> ●數の範圍を19まで擴張して十進數法、記數法の基礎的觀念を與へ更に20まで擴張して之を明確にす ●二十迄の範圍に於て加減の練習をなし十の位に關する減の基礎的觀念を與ふる ●實物計算を脱して目算心算に移らしむ |
| 第一學期 | <ul style="list-style-type: none"> ●二基數の加減補習 ●千以下の數に就きての命數法、記數法 ●二基數の掛算割算に習熟せしめ以て乗除の基礎を確立す | <ul style="list-style-type: none"> ●百以下の範圍に於ける暗算加減の練習 ●千までの數の練習 ●千までの數の唱へ方書方、讀方を授く | <ul style="list-style-type: none"> ●乗算九九の習熟 ●基數に基數を掛くることにより乘法の基礎を確定すること ●十の位の數、百の位の數に基數を掛くること |
| 第二學期 | <ul style="list-style-type: none"> ●數範圍萬未滿 ●筆算加減乗除の運算形式の收得練習(加減完成) ●應用問題の基礎的陶冶 | <ul style="list-style-type: none"> ●一萬未滿の數の範圍に於ける筆算加減の計算に習熟せしむ ●名數及十進諸等數の單位の名を授け其の計算を課す ●數の見取書取の練習 ●應用問題の基礎的陶冶 | <ul style="list-style-type: none"> ●一萬未滿の數の範圍に於ての筆算乘法の形式を授け計算に習熟せしむ ●乘數二位三位のものに及ぶ ●應用問題の基礎的陶冶 |
| 第三學期 | <ul style="list-style-type: none"> ●數範圍億未滿 ●加減乗除の補習(乗除の完成) ●應用問題の基本陶冶 ●諸等數、小數の簡易なるものを授け之に習熟せしむ | <ul style="list-style-type: none"> ●筆算の加減乗除を十分に習熟せしむ ●一億未滿の數の範圍に於て四則の計算に習熟せしむ ●應用問題の基本陶冶(加減乗除の意義徹底) | <ul style="list-style-type: none"> ●十進諸等數、不十進諸等數の整理をなし通法命法加減乗除の一般算法を授け其の計算に習熟せしむ ●應用問題の基本陶冶 |

| 年 | 學 四 第 | 學 五 第 | 學 六 第 |
|------|---|--|---|
| 學 年 | <ul style="list-style-type: none"> ●數範圍兆未滿 ●整數小數の加減乗除(特に小數の乗除)の補習 ●諸等數の其小數扱、通法命法、四則の習熟 ●求積の簡易なるもの | <ul style="list-style-type: none"> ●整數小數の加減乗除(特に小數の乗除) ●十進諸數の小數扱ひ ●應用問題解決練習 ●平易なる求積の問題を理解せしむ | <ul style="list-style-type: none"> ●分數の簡易なるものにつき加減乗除及その應用問題解決 ●分數と小數との關係 ●比及比例の觀念 ●歩合の意義呼方及びその應用 ●四年以後既習の總復習 |
| 第一學期 | <ul style="list-style-type: none"> ●筆算の加減乗除を十分に習熟せしむ ●一億未滿の數の範圍に於て四則の計算に習熟せしむ ●應用問題の基本陶冶(加減乗除の意義徹底) | <ul style="list-style-type: none"> ●分數に於ては加減乗除の算法を授け其の簡易なる計算並に其應用問題に習熟せしむ | |
| 第二學期 | <ul style="list-style-type: none"> ●十進諸等數、不十進諸等數の整理をなし通法命法加減乗除の一般算法を授け其の計算に習熟せしむ ●應用問題の基本陶冶 | <ul style="list-style-type: none"> ●不十進諸等數に關する算法に習熟せしめる併せて求積に關する諸計算に習熟せしむ ●應用問題解決練習 | <ul style="list-style-type: none"> ●比の意義を授け比を用ひて比例問題を解かしむることを練習す ●歩合に關する問題の解き方を練習せしめ其の應用問題につき練習せしめ社會生活上の知識を授く |
| 第三學期 | <ul style="list-style-type: none"> ●小數の意義唱へ方書方を授け之に關する簡易なる計算に習熟せしむ ●應用問題の基本陶冶 | <ul style="list-style-type: none"> ●メートル法度量衡並に外國度量衡の一斑を知らしめ其の計算(特に換算)に習熟せしむ | <ul style="list-style-type: none"> ●既授凡ての事項を復習し傍ら哩、鎖、碼、角度、寒暖計に關する事項を授く ●要するに義務教育最終の仕上げをなす |

| 年學六第 | 年學五第 | 年學四第 | | | 年學三第 | | |
|-----------|--------|------|------|--------|------|------|------|
| | | 期學三第 | 期學二第 | 期學一第 | 期學三第 | 期學二第 | 期學一第 |
| 分數 | 整數 | | | 整數 | 整數 | 整數 | 整數 |
| 分數の意義 | 一億以上の數 | | | 一億未滿 | 一萬未滿 | 一萬未滿 | 一萬未滿 |
| 分數の書き方 | 命數法の整理 | | | 唱へ方 | 除法計算 | 乘法計算 | 唱へ方 |
| 分數の種類 | 面積の單位 | 小數 | | 書き方 | 計算 | 計算 | 1頁 |
| 眞分數 | 22頁 | 唱へ方 | | 計算 | | | 書き方 |
| 假分數 | 體積の單位 | 方 | | | | | 計算 |
| 帶分數 | 24頁 | 書き方 | | | | | |
| 簡易なる計算 | 諸等數 | 方 | 諸等數 | | | | |
| 6頁 | 里程の單位 | 方 | 長さ | | | | |
| 名數 | 哩 | 方 | 里程 | 諸等數 | | | |
| 數の唱へ方 | 35頁 | 方 | 32頁 | 金高 | | | |
| 15頁 | 海 | 方 | 34頁 | 長さ | | | |
| 分數第二の意義 | 41頁 | 方 | 地積 | 樹目 | | | |
| 27頁 | 國土の面積 | 方 | 44頁 | 目方 | | | |
| 分數と小數との關係 | 方里 | 方 | 樹目 | 地積 | 諸等數 | 諸等數 | 諸等數 |
| 循環小數 | 50頁 | 方 | 48頁 | 通法 | 同上 | 同上 | 同上 |
| | 方哩 | 方 | 目方 | 命法 | | | |
| | 50頁 | 方 | 50頁 | 加減 | | | |
| | メートル法 | 方 | 金高 | 乗除 | | | |
| | 62頁 | 方 | 53頁 | 分數 | | | |
| | 長さ | 方 | 時間 | 28頁 | | | |
| | 同上 | 方 | 54頁 | 唱へ方 | | | |
| | 樹目 | 方 | | 読み方 | | | |
| | 70頁 | 方 | | 簡易なる計算 | | | |
| | 目方 | 方 | | | | | |
| | 72頁 | 方 | | | | | |
| | 外國度量衡 | 方 | | | | | |
| | 75頁 | 方 | | | | | |
| | 長さ | 方 | | | | | |
| | 同上 | 方 | | | | | |
| | 目方 | 方 | | | | | |
| | 77頁 | 方 | | | | | |
| | ノット | 方 | | | | | |
| | 80頁 | 方 | | | | | |
| 比 | | | | | | | |
| 歩合算 | | | | | | | |

| 年學二第 | | 年學一第 | | |
|--------|--------|-------|-------|--------|
| 期學三二第 | 期學一第 | 期學三第 | 期學二第 | 期學一第 |
| 整數 | 整數 | 整數 | 整數 | 整數 |
| 1000未滿 | 1000未滿 | 100未滿 | 11-19 | 1...10 |
| | 唱へ方 | 唱へ方 | 唱へ方 | 唱へ方 |
| | 20頁 | 50頁 | 26頁 | ひとつふ |
| 乗法 | 書き方 | 書き方 | 書き方 | たつ |
| | 計算 | 計算 | 計算 | いちに |
| | | | | 7頁 |
| 除法 | | 100 | 20 | 書き方 |
| | | 唱へ方 | 唱へ方 | 數字 |
| | | 55頁 | 44頁 | 12頁 |
| 簡易なる計算 | | 書き方 | 書き方 | 漢字 |
| | | 計算 | 計算 | 23頁 |
| | | | | 計算 |
| | | | | 零 |
| | | | | 0 |
| | | | | 書き方 |
| | | | | 22頁 |
| 單名數 | 單名數 | 單名數 | 單名數 | 單名數 |
| 時 30頁 | 厘(錢) | 日 51頁 | 人 27頁 | 枚 7頁 |
| 週(日) | 8頁 | 錢 53頁 | 把 32頁 | 本 7頁 |
| 36頁 | 圓(錢) | 行 57頁 | 俵 35頁 | 匹 15頁 |
| 尺 40頁 | 9頁 | 列 57頁 | 軒 35頁 | 羽 16頁 |
| 寸(尺) | | 組 58頁 | 艘 40頁 | 冊 21頁 |
| 54頁 | | | 籠 42頁 | 字 24頁 |
| | | | 袋 45頁 | |
| | | | 箱 46頁 | |

數及び事實材料の擴張に關する通覽

諸等數形式系統通覽

| 目 標 | 積 | | 地 | | 第二學年 | 第三學年 | 第四學年 | 第五學年 | 第六學年 |
|---|---|------------------------|------------|---|--|---|------|------|------|
| | 法除 | 法乘減加 | 法命 | 法通 | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 1石=10斗 1斗=10升 1升=10合 17頁 加法 減法 | | | 簡單なる加減 | | | 1町=10段 1段=10畝 1畝=30歩 1歩=1坪 1町=10坪 | | | |
| 1合=10勺 48頁 通法命法 加減乗除 | 二位数を乗ずるもの 三位数を乗ずるもの の諸等数を諸等数にて除するもの | 二位数を乗ずるもの 三位数を乗ずるもの | 三項の加法、減法 | 歩の数を町段畝歩に直すこと $(畝数) \times 30 = (歩数)$ | 町段畝歩を歩に直すこと $(畝数) \times 30 = (歩数)$ | 1歩=1坪=10合 1合=10勺 44頁 | | | |
| 立 70頁 | 同上 | 二位数を乗ずるもの 三位数を乗ずるもの | 三項四項の加法、減法 | 歩の数を町段畝歩に直すこと 短除法を用ひること 小數にて表はれたる上位の 單名數を下位の複名數に直 すこと | 町段畝歩を歩に直すこと 上位の單名數に直すこと $(歩の數) + 30 = (畝の數)$ | | | | |

| 曆 | 時 | | | 高金 | 方目 | | |
|----------------------------|----|------------------------------------|------------------------------------|----------------------------------|---|--|---------------------------|
| | 命法 | 加法 | 減法 | | | | |
| 間 | | | 單位の關係 | | | | |
| 法除 | 乘法 | 減法 | 加法 | 命法 | 通法 | | |
| | | | | | 月(一年) 30頁 時 36頁 1週=7日 | 第二學年 第三學年 | |
| | | | | | 1年=12月 37頁 1日=24時間 39頁 1時=60分 41頁 1分=60秒 | 加法、減法 1圓 = 100分 1分 = 10厘 1圓 = 100錢 1錢 = 10厘 1圓 = 10毛 | 第四學年 |
| 閏年、平年、月の大小、正午等に関する事 五七頁 | | 三單位以下を二單位に除するもの 三單位以下を二單位に除するもの | 三單位以下を二單位に除するもの 三單位以下を二單位に除するもの | 三單位以下に減法 三單位以下に減法 三單位以下に減法 | 三單位以下に減法 三單位以下に減法 | 三箇の單位に直す命法 三箇の單位以下の通法 | 第五學年 第六學年 |
| | | 四單位以下を三單位に除するもの 四單位以下を三單位に除するもの | 四單位以下を三單位に除するもの 四單位以下を三單位に除するもの | 四單位以下に減法 四單位以下に減法 | 四單位以下に減法 四單位以下に減法 | 四箇の單位以下の通法 上位の單位の單名數に直すこと 四箇の單位に直す命法 (1)短除法を用ふること (2)小數にて表はれたる上位の單名數を下位の複名數に直すこと | 瓦、尺、種、耗 七七頁 封度、弓、噸 七七頁 |

第一學年教授針指

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------------------|---|---|
| <p>一 二と唱ふる數へ方 (凡三時)</p> | <p>ひとつ、ふたつ、みつつ、よつつ、いつつ、ひつつ、ななつ、やつつ ここのつ、とを。と唱へしめ他の方は教ふべからず。 (1) 一つより五つまで (2) 一つより十まで (3) 以上練習</p> | <ol style="list-style-type: none"> 一 一つ二つ……十と漢字を用ひたるは數の名を示したるものにて土地の慣習により甚だしき訛音、方言なき限り「みつ、よつ又はみつつ、よつつ」と發音することの自由なるを示せり(編纂趣意) 二 兒童入學當初數の唱へ方、數詞と實物との結合等の數觀念を調査すること 三 教授上實物の簡易なるもの又は音、動作等を選び且つ取扱の變化を工夫すべし(特に指の使用に慣れしむべし、以下同斷) 四 計數器と數圖の適當なるものを一種宛選定するを要す 五 唱へ方の訛音、方言を矯正し、實物に就きて正しく數ふる動作を整へ、進みて幾つといふ聲と現在の數量との一致を計るべし 六 實物につき又は實物を離れて數ふることは實に數觀念確立の根本なれば全兒童の停滯なく數へ得るまで今後とも毎時必ず之を練習すべし 七 斯くて示されたる十以下の數を速に正答し、命ぜられたる數を速に示し得るに至らしむべし(指又は實物或は描きて) 八 同時に數の系列を明にすべきなり 九 此等は勿論成績により多少の相違あるも五以下を一段とし更に漸次十以下に及ぼすべし 一〇 教授時間の配當も固より大體を示すのみ、取扱者は實際の成績に顧み此に囚はる、ことなく基礎を鞏固ならしむべきは勿論なり(以下同じ) 一一 従つて本注意は爾後常に守るべきものとす |

| | | |
|--------------------------------|---|---|
| <p>9 以下の數に1を足すこと (凡二時)</p> | <p>九以下の數に一つだけ數へ足す仕方を授けて數へ方を練るを主眼とす (1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 に1足すこと (2) 以上練習</p> | <ol style="list-style-type: none"> 一 一つ二つと唱ふることは正に數量を意味することを覺らしめ教科書の材料を行、列、順、逆、交錯して、練習を充分ならしむべし(「十」の式は記述を簡潔にせんが爲に假に用ひたるものにて生徒に示すべきものにあらず、故に實物につき又は之を離れて口頭にて「一つに一つ足せば幾つになるか」「一つと一つとで幾つか」等適宜の言葉を以て發問すべし 二 一つより數へしむる外に三つ四つ等の中途の數より數へることも練習すべし 三 教材の通覽 第一段 新教授材料 第二段 1より10に至る數系列による數へ方練習及既授復習材料 四 「一つに一つ足せば幾つになるか」と發問して答を求め續けて「それに今一つ足せば幾つになるか」と發問して最後の答を求めむべきものとす |
| <p>5 以下の數に2を足すこと (凡二時)</p> | <p>1 2 3 4 5 の如く二つだけ數へ足す仕方を授け兼ねて前に授けたる一つだけ數へ足すことの練習をなすを主眼とす (1) 1 2 3 に2を足すこと (2) 4 5 = 2を足すこと (3) 以上練習</p> | <ol style="list-style-type: none"> 一 「二つに一つ足せば幾つになるか」と發問して答を求め續けて「それに今一つ足せば幾つになるか」と發問して最後の答を求めむべきものとす 二 (「十」)は四つを出發點として「五つ六つ」と數へ足し「六つになりませう」又は「四つに二つ足せば六つになります」と答へしむべし、要するに練習を重ねて、「一つに二つは三つ」「二つに三つは四つ」「三つに二つは五つ」……直ちに最後の答を求めしむるを要す 三 教材の通覽 第一段 新教授材料 第二段 1より10に至る數系列による數へ方練習及既授復習材料 第三段及第四段 同數累加、被加數と加數との轉換及三個の基數累加練習等の材料 四 以下各時間前掲の數觀念を確立せしむべき基本の練習をなすべきは勿論、既習材料を混じて練習せしむることをも忘るべからず |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------------|--|--|
| 5以下の數に3を足すこと (凡二時) | 5以下の數に三つだけ數へ足す仕方を授け特に其の練習に重きを置くを主眼とす (1) 1 2 3 に3を足すこと (2) 4 5 = 3 を足すこと (3) 以上練習 | 一 前項注意事項参照 二 教授中常に計數器によりて數へ足すこと及び結果の系列を眺めしむべし 三 數へ足す出發點を誤まらざるを要す 四 累加系列を敏速に唱へ得るやう練ると同時に他日乘法教授の基礎たる點の存することを見逃さざること 五 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 1より10まで數系列による數へ方練習及既授復習材料 第三四段 同數累加、加數被加數との轉換、及三個の基數累加練習材料 |
| 5以下の數に4を足すこと (凡二時) | 5以下の數に四つだけ數へ足す仕方を授け特に本項は十以下の加法中困難なれば意を用ひて練習するを主眼とす (1) 1 2 3 に4を足すこと (2) 4 5 に4を足すこと (3) 以上練習 | 一 五つに五つを足すもの、及五つを相手とする加法は兩手の指の數と結合して教授するを便とす 二 五に五を足す問題は諸般の計算上多く必要なるものなれば十分に習熟せしむることを要す 三 加數を被加數の上に數へ足す作用に於て加數の大なるときは足す度數の記憶に困難なるが故に兩者を轉回法により、大なる數を出發點として數へ足さしむべし 四 〇の十、十の十の如き教材は「六つは五つに幾つ足したるものか」又は「五つに幾つ足せば六つになるか」の如く口頭にて發問すべきも |
| 5以下の數に5を足すこと | 5に5を數へ足す仕方及以下の數に5を數へ足す仕方を轉回法によりて大なる數を出發點として小なる數を數へ足す仕方を授け練習するを主眼とす | 一 五つに五つを足すもの、及五つを相手とする加法は兩手の指の數と結合して教授するを便とす 二 五に五を足す問題は諸般の計算上多く必要なるものなれば十分に習熟せしむることを要す 三 加數を被加數の上に數へ足す作用に於て加數の大なるときは足す度數の記憶に困難なるが故に兩者を轉回法により、大なる數を出發點として數へ足さしむべし 四 〇の十、十の十の如き教材は「六つは五つに幾つ足したるものか」又は「五つに幾つ足せば六つになるか」の如く口頭にて發問すべきも |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------------------|---|--|
| 5以下の數に5以下の數を足すこと (凡二時) | 前數時間練習せしものを混じて練習せしめんとす | 一 一、二、三……十に假名を付せざるは發音を限定せず教授者に一任せるを意味す(編纂注意) 二 一、二、三……と唱ふる數へ方は初歩算術教授の第二段に進みたるものにして、爾後は可成この唱へ方を用ひ一般計算の場合には一つ二つ……の唱へ方を用ひしめざる様注意すべし 三 七(しち)を(ひち)と發音せしめぬ様注意すべし 四 數へ方を實物に就きて授くるには紙、板等何枚と數ふる方を先に取扱ふべし、次に、筆、箸、黑板に畫きたる縱線、横線等何本と數ふるものを用ひ、特に本は「ほん、ほん」となる場合に注意するを要す 此等の唱へ方は決して一時的に悉くを授け得らるべきものに非ざれば他を練習する時間の前後少しづつ練習せしむるを要す |
| 一二と唱ふる數へ方 (凡二時) | いち、に、さん、し、ご、ろく、しち、はち、く、じふ、と唱ふる數へ方を授くるを主眼とす 他の唱へ方は此處にて授けず (1) 一より十までの數へ方 | 一 一、二、三……十に假名を付せざるは發音を限定せず教授者に一任せるを意味す(編纂注意) 二 一、二、三……と唱ふる數へ方は初歩算術教授の第二段に進みたるものにして、爾後は可成この唱へ方を用ひ一般計算の場合には一つ二つ……の唱へ方を用ひしめざる様注意すべし 三 七(しち)を(ひち)と發音せしめぬ様注意すべし 四 數へ方を實物に就きて授くるには紙、板等何枚と數ふる方を先に取扱ふべし、次に、筆、箸、黑板に畫きたる縱線、横線等何本と數ふるものを用ひ、特に本は「ほん、ほん」となる場合に注意するを要す 此等の唱へ方は決して一時的に悉くを授け得らるべきものに非ざれば他を練習する時間の前後少しづつ練習せしむるを要す |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------------|--|---|
| 6以上の數に2を足すこと (凡二時) | (2)以上練習 $2+2$ $3+3$ $4+4$ $5+5$ $6+6$ $7+7$ $8+8$ の如く數へ足す仕方を授け練習せしむるを主眼とす (1)678に2を足すこと (2)以上練習 | 六 唱へ方と數へる動作を一致せしめ、一本、二本、と唱へつゝ十分注意して數へしむべし 七 名數の唱へ方は比較的困難なるものなれば反復練習せしめ且つ「幾つか」と發問すると「幾らか」と發問するは兒童に響きが違ふものなり即ち「幾つか」と問へば「一つ三つ」と答ふれども「幾らか」と問はれば「一、三」と答ふるものなり、故に教授者は特に注意すべし 八 教材通覽 第一段 新教授材料 第二段 1より10に至る數系列による數へ方練習材料 第三段 加數被加數轉換材料 一 以後の計算には一つ二つと唱ふる數へ方と一二と唱ふる數へ方とを適宜併用すべし、例へば「七つに二つ足せば幾つになりますか」と問へば「九になります」と答へ「七に二を足せば幾つになりますかと」と問へば「九になります」と答へしむるが如し 二 二基數の和となるものは特に注意を要す、同數累加の時は「2と2と2を足せば幾ら」「2と2と2と2を足せば幾ら」「2を二つ足せば幾ら」「2を三つ足せば幾ら」と發問すべし 三 教材の通覽 第一段 新授材料 第二段 復習及練習材料 第三段 同數累加の練習材料 第四段、第五段 本項の應用練習材料 |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|------------------------|--|--|
| 6以上の數に34を足すこと (凡二時) | $3+3$ $4+4$ $6+6$ $7+7$ の如く以上の數に34を數へ足す仕方を授け以て練習に重きを置くを主眼とす (1)67に3を足すこと (2)6に4を足すこと (3)以上練習 | 一 前項の教授を基礎として本項の教授を進行せば其の勢力を省くことを得るにより其の練習に主力を用ふべし 二 連算的計算練習を行はしむべし、此の際はあはてぬ様注意すべし直覺的に計算の出来ることも一度は必ず口の中にて數へて舉手せしむべし 三 「1+1」の如く三箇の數の累加には「1と1と1と足せば幾らになるか」又は「1を三つ足せば幾らになるか」の如く發問すべし要するに三個同じ數を加へるときは、一度に示して寄せしむべし 四 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 練習材料 第三段 加數被加數の轉換同數累加材料 學四段 三個の基數累加(本項の應用練習材料) 五 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 練習材料 第三段 加數被加數の轉換同數累加材料 學四段 三個の基數累加(本項の應用練習材料) 一 $1+6$ $2+6$ $3+6$ $4+6$ $5+6$ を授けたるときは同時に $1+2$ $6+9$ と比較すべし 二 教材の通覽 第一段 新授材料 第二段 練習材料 イ 列にとれば 被加數固定の加法 ロ 行にとれば 加數固定の加法 ハ 階段の部をとれば 和が10となる加法 第三段 5を相手とする數の組成分解材料 |
| 67を足すこと (凡二時) | $6+6$ $7+7$ $1+6$ $2+6$ $3+6$ $4+6$ $5+6$ の如く6及7を數へ足す仕方を授け尙加へる順序を更へても結果は變らざるを知らしめ主として轉回法により計算せしむるを主眼とす (1)1234に6を足すこと (2)123に7を足すこと (3)以上練習 | 七 名數の唱へ方は比較的困難なるものなれば反復練習せしめ且つ「幾つか」と發問すると「幾らか」と發問するは兒童に響きが違ふものなり即ち「幾つか」と問へば「一つ三つ」と答ふれども「幾らか」と問はれば「一、三」と答ふるものなり、故に教授者は特に注意すべし 八 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 1より10に至る數系列による數へ方練習材料 第三段 加數被加數轉換材料 |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------------|---|--|
| 8 9 を足すと (凡二時) | $1+8$ $2+8$ $1+9$ $2+9$ の如く 8 及 9 を數へ足す仕方を授くるを主眼とす (1) 1 2 に 8 を足すこと (2) 1 に 9 を足すこと (3) 以上練習 | 一 10 の組成、分解練習は加法減法の基礎をなすものにして又數の觀念を明確ならしむるものなれば充分練習を要す、此の時加法呼聲を暗記せしむべし 二 同數累加の重なる系列即ち 1 3 5 7 9 2 4 6 8 10 等は暗誦するまでに器械的に言ひ得るまでに練習すべし 三 7+ の如きは轉回法にて計算すべく注意したれども追々は一見直ちに 9 と答へ得るやう誘導すべし 四 教材の通覽 第一段 新授材料 第二段 練習復習材料 第三段 既授復習、同數累加(行にとれば) 第四段 和と被加數を知りて加數を求むる材料 |
| 數字に依り數を表すこと | 數字にて表はしたる數の讀方及書方を授け簡易なる寄せ算を行ふを主眼とす (1) 1 2 の書方 (2) 3 4 の書方 (3) 5 6 の書方 | 一 數字を正確迅速に書くことは今後の成績に及ぼす所極めて大、然も其收得は非常に困難なるものなり 二 されば一時に多く之を收得せしめんことは望み難きを以て今後一日一二字位づゝ授け既習のもの混じて十分練習せしめつゝ之を授くべきなり 三 符號(+)及(=)も 引續き授くるを便なりとす 四 數字の書方は運筆の順序形等に注意すると共に、形の大小をも追々整へしめざるべからず 五 字體は算術書に示せるものを範とし習はしむべし 六 運筆の順序 |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| 二數の大小を比較すること (凡一時) | 二數の大小を比較し數の系列を一層明にし其の差の求め方を授くるを主眼とす (1) 二數の大小比較 (2) 以上練習 | 七 書方教授の段階 第一段 教授者の書き示したる數字を讀ましめ其の讀み方練習 第二段 模範を示したる數字を書き寫さしむ、字形に書方の難易あれば其の提出の順序は比較的書き易きものを先に、3 5 8 は比較的後進とす 第三段 自由に書き得るに至らしむ 第四段 正しく且つ迅速に書き得る様に練習せしむ 八 10 の教授の第一段 10 はかく書くべきものなりくらゐの取扱にて可なり 一 相異なる二數の數字を示し其の大小を比較し進みて其の差を求めしむ此の差は數へ足すことによりて求めしむ 二 數の大小の觀念を確にし、一より十に至る數系列を明にし各數の位置を知らしめ且つ減法の端緒となすべし 三 教材通覽 第一段 比較教材 第二段 和と被加數を知りて加法を求むる教材 一 以下常に加法と結合して其の正否を驗せしめ且つ分解結合の結果其の數觀念を明確ならしむることを努むべし 而して之によりて減法は加法の逆なることを會得せしむべし 二 以下引算を練習する間に適宜(一符號及式の讀み方を此處にて授くる |
|-----------------------|--|--|

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------|---|---|
| 1を引くこと (凡二時) | 10 9 8 7 6 5 4 3 2 の各數より 1を數へ減ずる仕方を授くるを 主眼とす (1) 1を引くこと (2) 10より1までの逆計 | 三 發問はすべて、「10より1引けば幾つ残るか」又は「10から1取れば幾つになるか」の如く口頭を以てす 四 引く、取る、残る、驗す、といふ意義を知らしむべし 五 10より逆唱せしむる練習と共に中途よりの逆唱練習をなすべし、(爾後引續き十分練習すべし) 六 枚本等の名數計算をも行はしむべし 七 十分練習して數へ減ぜずとも直ちに殘數が見つかるまでに努むべし 八 教材の通覽 第一段 新授材料 小活字は驗し 第二段 減法より考へ出さるゝ數の組成分解練習材料 第三段 一の累減問題 |
| 2を引くこと (凡三時) | 10 9 : : 3より2を數へ減ずる 仕方を授くるを主眼とす (1) 10 9 8 7より2を引くこと (2) 6 5 4 3より2を引くこと (3) 以上練習 | 一 10より2を引くは1を二度引くに等しきことを授くべし 二 1を引くことを充分徹底せしむれば從つて2を引くことの教授は容易となるべし是即ち數の逆計により順減する教材なればなり 三 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 減法より考へ出さるゝ數の組成 第三段 復習材料 |
| 3を引くこと (凡二時) | (1) 10 9 8 7より3を引くこと (2) 6 5 4より3を引くこと (3) 以上練習 | 一 被減數と減數との差小にして減法、4 5以上比較的大なる場合の引き算は數へ引くよりも、數へ足して其の差を求むる方法即ち補加法によりて答を求むる方有利なりとす(以下之に準ず) 二 計算を敏捷ならしめ、數へ引かずとも、直ちに4を減ずる計算を十分練習せしむべし 三 教材の通覽 第一段 新授材料 第二段 復習材料 第三段 減法により見出さるゝ數の組成分解材料 |

| | | |
|------------------|---|--|
| 3を引くこと (凡二時) | 10 9 : : 5より4を數へ引く仕 方及補加法によりて答を求むる 仕方を授くるを主眼とす | 一 豫備として10 9 8 7 6 5 : : を復習し然る後10 9 8 7 6 5 : : を授くべし 二 一羽二羽と數ふることを授け計算はなるべく兒童に關係多きものを選ぶべし 三 手指及數圖を利用すべし 四 5を相手とする基數の組成及分解は特に意を用ひて明確に授くべし 五 教材通覽 |
| 4を引くこと (凡二時) | 1乃至5に5を加へて5を引く ことより進みて10乃至6より5 を引く仕方を授くるを主眼とす (1) 10 9 8 7 6より5を引く こと (2) 以上練習 | 一 被減數と減數との差小にして減法、4 5以上比較的大なる場合の引き算は數へ引くよりも、數へ足して其の差を求むる方法即ち補加法によりて答を求むる方有利なりとす(以下之に準ず) 二 計算を敏捷ならしめ、數へ引かずとも、直ちに4を減ずる計算を十分練習せしむべし 三 教材の通覽 第一段 新授材料 第二段 復習材料 第三段 減法により見出さるゝ數の組成分解材料 |
| 5を引くこと (凡二時半) | 1乃至5に5を加へて5を引く ことより進みて10乃至6より5 を引く仕方を授くるを主眼とす (1) 10 9 8 7 6より5を引く こと (2) 以上練習 | 一 豫備として10 9 8 7 6 5 : : を復習し然る後10 9 8 7 6 5 : : を授くべし 二 一羽二羽と數ふることを授け計算はなるべく兒童に關係多きものを選ぶべし 三 手指及數圖を利用すべし 四 5を相手とする基數の組成及分解は特に意を用ひて明確に授くべし 五 教材通覽 |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------------|--|---|
| 5以下を引くこと | 各種を混じ復習せんとす | 第一段 新授材料 第二段 復習材料 第三段 5を基としたる数の組成分解材料 |
| 6を引くこと (凡二時) | 10乃至7より6を引く仕方を授くるを主眼とす (1) 10 9 8 7 より6を引くこと (2) 以上練習 | 一 補加法より答を求めしむると共に10乃至7より5と1とを累減して残数を求めしむるも可なり 二 羽と匹との使用上の區別を知らしむべし 三 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 既授復習(行にとれば被減數固定 第三段 四段、數の組成分解材料 |
| 7を引くこと (凡二時) | 10乃至8より7を引く仕方を授くるを主眼とす (1) 10 9 8 より7を引くこと (2) 以上練習 | 一 應用問題例「三郎は九冊の繪本を持つてみます、其の中七冊は昔晰の繪本で、あとは軍の繪本です、軍の繪本は何冊ですか」 二 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 既授復習(行をとれば被減數固定 第三段 數の組成分解材料 |
| 8 9を引くこと (凡二時) | 10-8 9-8 10-9の如く8及9を引く仕方を授け且つ既授の總復習をなすを主眼とす (1) 10 9 より8を引くこと | 一 冊と數ふることを新たに授け、冊と枚との使ひ方の別を教ふべし 二 計算は補加法により差を見出すことを主體とし10に關するものは特に纏めて練習すべし 三 教材通覽 |

| 零 | 1より10までの數を表す漢字 | 教授上注意事項 |
|-------------------------|---|---|
| 零 (凡一時) | 1乃至10より夫々1乃至10を引き結果無の觀念を明確にし、無を表はすために0なる記號を使用すること及0の読み方書方を授くるを主眼とす (1) 零(相等しき二數の差) | 第一段 新授材料 第二段 既授復習材料 第三段 數の組成分解材料 一 零といふ數あるにあらず、無を表はすための記號なることを心得しむべし 二 0の書方は數字教授の際併せ授けたれば此處にては専ら書方練習及計算練習をなすべし 三 名數の計算をも練習すべし 四 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 既授復習材料(行をとれば被減數固定 |
| 1より10までの數を表す漢字 (凡三時) | 1より10までの數を表はす漢字の書方及讀方を授け、漢字と數字との區別を知らしめ數字10の書き方を會得せしむるを主眼とす (1) 一、二、三、四の書方 (1) 五、六、七の書方 (3) 八、九、十の書方 | 一 算術書の漢字は印刷用の活字を以て示し、手寫の字體は教授者に一任す(編纂趣意) 二 算術書に示せる漢字とは一、二、三、四、五、六、七、八、九、十なり、普通手寫文字と異なるは四七の(し)の終りを跳る所、五の上の一劃なり然れども普通四、五、七と書く故に之によりて授くべし 三 10の教授第二段、10は1と0とを組合せたるものなることを十分に會得せしむべし 四 漢字と數字と比較して其の區別を知らしむべし 五 漢字教授は短き時間を取りて急に教へ終らんよりも計算に附帶して徐々に授くる方可なり而して多方的練習によりて確實に收得せしむべきなり 六 算術書に示す教材は加法に關するものみなれども減法も合せ計算せしむべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------|---|--|
| 復習其一 (凡四時) | 既授總復習をなし、努めて既授材料が器械的に答へ得るまで練習をなすを主眼とす (1) 加法(和及補數を求むるもの) (2) 減法 (3) 加減混題 | <ol style="list-style-type: none"> 一 復習問題は本學期に於ても勿論第二三學期とも所掲の順序に拘らず適宜に組合せて之を課することを忘るべからず 二 10までの順逆の數へ方、加算呼聲、減算呼聲、2の累加累減、5を相手とする數の組成等の如き基礎的材料は毎時間復習すべし 三 復習の材料は時に興味ある内容を持たしめ其の方法は特に工夫するも可なれど、殊に練習の早さ、檢答法等に變化あらしむべし 四 名數取扱は偏せざるやう、字册羽四枚本を適當に應用すべし 五 教材通覽 二四頁 第一段 加法問題を彙類的に整頓す 第二段 10以下の數の組成分解 二五頁 第一段 減法問題を彙類的に整頓す 第二段 234の累減累加練習 第三段 同數累加 一 本頁の教材は命數法の成立を理解せしむる根本となるものなり 二 教科書の注意の如く10と1.10と2...を1112...及び1と10、2と10...等1112...等と唱ふるものなることを十分明にすべし 尙此には10の一團を表はすべき計數器を用ひ、又兒童に○などを描かしむるにも必ず10を以て一團とし連續的ならしめざるを可とす 三 1112...19の讀方を授けると同時に左の1は1でなく10の團が一つ |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------------|--|--|-----|---|---|---|-----|---|---|---|
| 11より19までの數の唱へ方 (凡三時) | 10未滿の端數を足して成立せしものなることを充分に了解せしむるを主眼とす (1) 十一より十九までの數の唱へ方 (2) 十一より十九までの唱へ方練習及漢字にて是等の數を書くこと (3) 以上練習 | <ol style="list-style-type: none"> 四 あることを示し右の1は1を示せることを教へ、即ち數字の位置による價値の相違を知らしむべし 四 10の教授第三段 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>一の位</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td></tr> <tr><td>十の位</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr> </table> ...の如く位の觀念を興ふるには11121314等を教授したる後に比較して授くべし 五 漢字の書方は此の場合に於て數の組立を最も都合よく表はすものなり故に利用しつゝ練習すべし 六 唱へ方は引續き練習すべし、又中途の數より唱ふることも練習すべし、(順逆ともに) 七 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 唱へ方練習材料 | 一の位 | 0 | 1 | 2 | 十の位 | 1 | 1 | 1 |
| 一の位 | 0 | 1 | 2 | | | | | | | |
| 十の位 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | |
| 19までの數の書方 (凡二時) | 10より19までの數字の書き方を授け且つ練習せしめ兼ねて計算を練習せしむるを主眼とす (1) 10より15までの書方 (2) 以上練習 | <ol style="list-style-type: none"> 一 10の教授完成1112等と對照して10の書方を知らしむべし 二 數字は其の位置によりて異なる數を表はすことを了解せしむべし 三 書方は10以下と同じく初め注入的に授け後記數法上の事柄を説明すべし 四 12を10等と書くが如き誤解を生ぜざらしむべし 五 一の位の數、十の位の數の位置を正しくし、及び幾つかの數を連續して書く時一數毎に相當の間隔を置いて唯基數のみを書き連ねたるが如き體裁に陥らざる様注意すべし 六 此の後とも時間の一部に於て常に此の材料を練習すべきは謂ふまでもなし | | | | | | | | |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------------------|---|--|
| <p>1 2 3 を足すこと (凡三時)</p> | <p>11 乃至 18 に 1 11 乃至 17 に 2 11 乃至 16 に 3 を足す仕方を授け計算の結果を直覺的に答へ得る様練習するを主眼とす (1) 十一……十八に一を足すこと (2) 十一……十七に二を足すこと (3) 十一……十六に三を足すこと (4) 以上練習</p> | <p>一 1+2 2+1 ……を復習して然る後 1+11 2+11 ……の教授に移るべし、(以下之に倣ふ) 二 13+2 の如きものは 13+2+2+2+2+2 の順序に計算せしむべし、此の順序は言辭に發表せしむることあるべきも永く之を課し暗算の發達を妨ぐるが如きことあるべからず、(以下之に同じ) 三 人は(にん)と授く稍熟したる後に於て一人二人をいちにん、二にん及ひとり、ふたり、と兩様あることを知らしめ此處にてひふみよいむななやことをの唱へ方を授くべし 四 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 練習材料</p> |
| <p>4 5 6 7 8 を足すこと (凡三時)</p> | <p>11 乃至 15 に 4、11 乃至 14 に 5、11 乃至 13 に 6、11 乃至 12 に 7、11 乃至 8 を足す方法を授け計算の名數應用、暗算の練習を主眼とす (1) 十一……十五に四を足すこと (2) 十一……十四に五を足すこと (3) 十一……十三に六を足すこと (4) 十一……十二に七を足すこと</p> | <p>一 連算練習を充分行ふべし 二 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 練習材料</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------------------------|--|--|
| <p>11 以上の數を足すこと (凡四時)</p> | <p>1 乃至 8 に 11 以上の數を足す方法を授け兼ねて既授練習を主眼とす (1) 一……八に十一を足すこと (2) 一……七に十二を足すこと (3) 一……六に十三を足すこと (4) 一……五に十四を足すこと (5) 一……四に十五を足すこと (6) 一……三に十六を足すこと (7) 一……二に十七を足すこと (8) 一……一に十八を足すこと (9) 以上練習</p> | <p>一 12+3 を授くるときは 3+12=3+10+2=13+2=15 又は 3+12=3+2+10=5+10=15 の如き順序によりて計算せしむるものとす、又加ふる數の順序を轉換して計算せしむることもあるべし 二 下段の累加問題は價值ある練習法なり、適宜の時に於て充分練習すべし 三 計算徑路の發表は常に練習すべし 思考徑路發表例 3+12 に於て、3 に 10 を足せば 13、それに 2 を足せば 15 になります</p> |
| <p>二數の大小を比較すること (凡一時)</p> | <p>二數の數字を示し其の大小を比較せしめ且つ數へ足す方法によりて其の差を求むることを授くるを主眼とす (1) 二數の大小を比較せしむ</p> | <p>一 本頁の材料は數の大小に關する觀念を明瞭にし引算の基礎を作るを主目的とし一面には數字の讀み方及び書方の練習を行ふべし 二 10 より大なる數と 10 より小なる數とに就きても其の大小を比較せしむべし、又 10 より大なる數と 10 とをも比較すべし</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|--------------------------|--|---|
| 1 2 3 を引く こと (凡三時) | 19 19 19 乃至 14 12 11 乃至 10 乃至 9 乃至 8 乃至 7 乃至 6 乃至 5 乃至 4 乃至 3 乃至 2 乃至 1 乃至 0 乃至 負の数を引く方法を授け練習をなすを主眼とす (1) 十九：十二より一を引くこと (2) 十九：十三より二を引くこと (3) 十九：十四より三を引くこと (4) 以上練習 | 一 引きたる結果を驗することは極めて必要にして又同時に寄算の練習にもなるものなれば必ず行はしむべし 二 把の名数を使用する例及び把と本の使ひ分けを知らしむべし、把ハタバの兩様あることをも知らしめ主としてハを用ひ計算せしむべし 三 一は「8 から3 引けば5 のこりです、それで18 から3 引けば15 のこりです」又は「8 から3 引けば5 のこりです別に10 がありますから15 になります」の如くに思考徑路を發表せしむべし |
| 4 5 6 7 8 を引くこと (凡四時) | 19 乃至 15 より 4. 19 乃至 16 より 5. 19 乃至 17 より 6. 19 乃至 18 より 7. 19 より 8 を減ずる方法を授け練習するを主眼とす (1) 十九：十五より四を引くこと (2) 十九：十六より五を引くこと (3) 十九：十七より六を引くこと (4) 十九：十八より七を引くこと (5) 十九より八を引くこと (6) 以上練習 | 一 計算徑路の發表同前 二 10 以下の数の加減をも適宜復習せしむべし 三 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 練習材料 第三段 果減材料 |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------------|--|---|
| 二數の差を求むること (凡三時) | 二數の差(ちがひ)の意義を説き其の求め方を授くるを主眼とす (1) 二：十九と一との差 (2) 三：十九と二との差 (3) 四：十九と三との差 (4) 五：十九と四との差 (5) 六：十九と五との差 (6) 七：十九と六との差 (7) 八：十九と七との差 (8) 九：十九と八との差 (9) 十：十九と九との差 | 一 引算には「残りを見出すもの」「差を見出すもの」あれども、之を知らしむるにあらず、此の何れの場合に於ても引算によりて答を求むるものなることを知らしむべし、而して教師は、發問により「残り幾ら」「差幾ら」と二様の意義を區別すべし 二 符號「〜」は兒童には教へざるものとす、「1」と「2」とは何れが大なるか其のちがひは何程か」の如く口頭にて發問すべきものとす 三 計數器若くは實物につきて二數を比較せしめ何れが大なるか其のちがひは何程なるかを問ひて其の差を求めしめ次第に實物を離れて抽象的に練習すべし 四 二數を提出するには大小何れを先と一定することなく適宜取交へて提出すべし 五 差を求むるには二數の大小を求むる時の如く數へ足して求むるものと引算によりて求むるものと二様あることを了解せしめ引算によるものは困難なるも將來複雑なる數の計算に必要なれば注意して教授すべし 六 數系列を示して其の中の二數を取りて差を求めしむる事もなましむべし 七 教材通覽 第一段 既授材料 第二段 新教材 |
| 9 8 に基數を足して11以上とな | | 一 9+2=9+1+1=10+1=11. } の如く9+1=10. 8+2=10を用ひて計算せしむるを順序とす但し練習の結果斯の如き分解をなさずして速かに9+2=11と答へ得る程度までに至らしむべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|--|---|--|
| 98に基數を足して11以上となる寄算 (凡五時) 〔本學年主要教材〕 | 寄算の方法を知らしめ充分練習せしめ以て將來加減計算の基礎たらしむるを主眼とす (1)九に二・三・四・五を足すこと (2)九に六・七・八・九を足すこと (3)八に二・三・四・五・六を足すこと (4)八に七・八・九を足すこと (5)以上練習 | 二 此の種の教材は本學年の材料中最も重要な基本的なものたれば充分練習をなすべく、但既習のものを併せ練習するを忘るべからず(以下同断) 三 計算方法は次の順序に考へしむべし 第一 足した結果は10より多くなるかどうか概算 第二 被加數は何を得て10となるか 第三 10を作るために引いた加數の残はいくらか 第四 結果數の命名 四 10は9と何、8といくら等10の補數練習と10次に於ける基數の加減練習は此の種の計算の根本となるものなれば常に併せ練習すべし(以下同じ) 五 教材通覽 第一段 新教材 第二段 左は復習、右は和の分解練習 六 思考徑路發表例 12に於て、9に1足せば10それに2足して12になります 七 依と把との使用上の區別を例によりて教ふべし |
| 76に基數を足して11以上 | 76に基數を足して11以上となる寄算の方法を知らしめ充分練習せしめ以て加減計算の基礎たらしむるを主眼とす | 一 被加數より加數の大なる場合は轉回法によりて計算せしむべし 二 末段同數累加は乗除の基礎となるべきものなれば注意して取扱ふべし 三 教材通覽 |

| | | |
|-------------------------------------|---|--|
| となる寄算 (凡四時) 〔同前〕 | (1)七に四・五・六・七・八・九を足すこと (2)六に五・六・七・八・九を足すこと (3)以上練習 | 第一段 新教授材料 左方二列既復習 第二段 中央二列新授練習材料 右方二列和の分解練習 第三段 上二行同數加法(二倍半分觀念)下三行同數累加の材料 |
| 54に基數を足して11以上となる寄算 (凡三時) 〔同前〕 | 54に基數を足して11以上となる寄算の方法を知らしめ充分練習せしめ以て加減計算の基礎たらしむるを主眼とす (1)五に六・七・八・九を足すこと (2)四に七・八・九を足すこと (3)以上練習 | 一 常に問題の種類發問の形式を變化し、兒童をして倦まざらしめんことを要す 二 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 左方四列既復習材料 第三段 右方二列新授練習材料 第三段 和の分解材料 |
| 32に基數を足して11以上となる寄算 (凡三時) 〔同前〕 | 32に基數を足して11以上となる寄算の方法を知らしめ充分練習せしめ以て加減計算の基礎たらしむるを主眼とす (1)三に八・九を足すこと (2)二に九を足すこと (3)以上練習 | 一 軒の用ひ方を授け且つ其の他人、羽、匹、把等の名數計算をなさしむべし(但し此等の名數は必ずしも一時に授くるには及ばざるなり) 二 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 和11以上となる總ての二基數の寄算練習 第三段 11以上の數の分解材料の全部 第四段 同數累加材料 |
| | | 一 11-3=11-1-2=10-2=8又は 11-3=10-3+1=7+1=8 の暗算形式は極めて最初の間の方法にて後には11-3=8と直ちに答へ得るに至らしむべし、此の點は後日の計算の巧拙に關係するものなれば後には中間思想の手續を省き間に應じて直ちに答の出るまで練習すべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|--|--|---|
| <p>23を引きて 基数の残る引算 (凡二時) 〔同前〕</p> | <p>2=11-3=12-3= の如く二位數より基数を引き基数の残る引算の方法を授け充分練習せしめ以て加減計算の基礎たらしむるを主眼とす (1) 二・三を引きて基数の残る引算 (2) 以上練習</p> | <p>二 引算中上位に關係する計算は甚だ大切にて又困難なるも、後日計算の基礎を作るものなれば充分の練習をなすべし 三 暗算思考の形式は「11-3=10-3+1」「7+1=8」の方法のみを用ひ他は兒童の自由に任す 四 引算の驗算として加法を行ひ相俟つて計算力を養ふべし 五 計算思考の順序は次の方法によらしむべし 第一 一位數より引けるかどうか(差の概念) 第二 10から引いて幾ら残るか(減算呼聲) 第三 被減數の一位に足して幾らになるか(答の決定) 六 計算徑路發表例 2=9に於ては「10より2を引けば8残ります、別に1があるから9に1-なりませう」減數を分解する方をとらず 七 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 新授練習及1112の分解 第三段 加法復習材料</p> |
| <p>45を引きて 基数の残る引算</p> | <p>11以上の數より45を引きて基数の残る引算の方法を授け充分練習せしめ以て加減計算の基礎たらしむるを主眼とす (1) 十一……十三より四を引</p> | <p>一 數を以て數ふることを新たに教ふべし 二 以下減法に於て加法の計算をも混じて練習することを忘るべからず(以下同じ) 三 教材通覽</p> |

| 〔凡三時〕 〔同前〕 | 〔凡四時〕 〔同前〕 | 〔凡四時〕 〔同前〕 |
|---|---|--|
| <p>くこと (2) 十一……十四より五を引くこと (3) 以上練習</p> | <p>11以上の數より67を引きて基数の残る引算の方法を授け充分練習せしめ以て加減計算の基礎たらしむるを主眼とす (1) 十一……十五より六を引くこと (2) 十一……十六より七を引くこと (3) 以上練習</p> | <p>11以上の數より89を引きて基数の残る引算の方法を授け充分練習せしめ以て加減計算の基礎たらしむるを主眼とす (1) 十一……十七より八を引くこと (2) 十一……十八より九を引くこと (3) 以上練習</p> |
| <p>第一段 新授材料 第二段 新授練習及11121314の組成分解 第三段 加法復習材料</p> | <p>一 常に計算の結果は直覺的に答へ得るまでに練習せしむる様努むべし 二 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 新授練習材料 第三段 減數と残りとの轉換 第四段 同數累減</p> | <p>一 引きたる結果に對して必ず驗しを行はしむべし 二 一籠二籠と數へることを授くべし 三 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 既授練習材料 第三段 減數と残りとの轉換(11以上の數の組成分解)</p> |
| <p>11以上の數を引く算法を授け數の組成を明かならしむるを主眼とす</p> | <p>一 發問の形式を巧みに變化して自由に減法を使用せしめんことを期す</p> | |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------------------------------|--|---|
| <p>11以上の數を引くこと (凡四時)</p> | <p>(1) 十九……十一より十一を引くこと (2) 十九……十二より十二を引くこと (3) 十九……十三より十三を引くこと (4) 十九……十四より十四を引くこと (5) 十九……十五より十五を引くこと (6) 十九……十六より十六を引くこと (7) 十九……十七より十七を引くこと (8) 十九……十八より十八を引くこと (9) 十九より十九を引くこと (10) 以上練習</p> | <p>べし 二 二一〇から10引けば0、9から1引けば8になります」と思考の徑路を發表せしむべし 三 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 差と減數との轉換材料</p> |
| <p>20の唱へ方、書方及び之に關する計算 (凡二時)</p> | <p>(1) 二十の唱へ方及び書方</p> | <p>一 20の觀念形成は器械的にならず推究的に理解せしむべし、書き方に於ても10の書方より推究せしめて「十の位に1を書いて10としたから20のときは十の位に2を書く」ことを發見せしめ、平易に説き知らしむべし 二 20の唱へ方を明確にする爲には30 40 50……の唱へ方に及ぼし以て命數法の根本を明にすべし 三 教材通覽</p> |

| 復習其二 (凡十時) | (2) 二十に關する計算 | <p>第一段 新授材料 第二段 20と以下の數との關係につき計算せしむる材料 第三段 20を本として累加累減(特に重要なるは25の累加累減)</p> <p>一 復習教材の輕重を調査して其の復習を有効ならしむべし 二 二基數の和を求むる計算及其の逆たる減法は全部直覺的に答へ得るまで練習すべし 三 教材の順序を變更して課することを得るは勿論なり 四 箱袋等を用ひて數へることを教ふべし 五 教材通覽 四五頁加法總復習 第一段 二位數に基數を足すこと及10に10を足すこと 第二段 基數に二位數を足すこと及10に10を足すこと 第三段 和11以上となる二基數の加法(緊要) 四六頁減法總復習 第一段 二位數より基數を引くこと及20より10を引くこと 第二段 二位數より二位數を引くこと及20より二位數を引くこと 第三段 二位數より基數を引き基數の殘るもの(緊要) 四七頁數の組成分解に關する問題復習 第一段 11以上の數の分解 第二段 加數と被加數との轉換及同數加法 第三段 差と減數との轉換及減數と差と同數なるもの 四八頁同數累加累減ノ問題</p> |
|-----------------------|--|---|
| <p>復習其二 (凡十時)</p> | <p>本學期總復習をなすを主眼とす (1) 加法 (2) 減法 (3) 加減混題</p> | <p>本學期總復習をなすを主眼とす (1) 加法 (2) 減法 (3) 加減混題</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|---|--|
| 何十といふ數の唱へ方 (凡四時) | 何十といふ數は幾つかの10の集りにして其の集りの箇數が二十、三十乃至九つなるに随ひ二十、三十乃至九つと唱ふることを即命數法の成立を明にするを主眼とす (1)何十といふ數の唱へ方及書方 (2)十位數に十位數を加ふるること (3)十位數より十位數を減ずること (4)以上練習 | 一 本項は計算を主とするものにあらずして命數法を明にするものなれば數の唱へ方練習に附帯して簡易なる計算をなさしむべし 二 數の唱へ方練習には兵隊が人生徒が鉛筆が本國旗本紅旗、半紙、鴉、雜記帳、書籍、家等色々名數を取るべし 三 日は時間を示す諸等數の一部分なれども此の處に於ては人、枚、本、等と同じく孤立的に取扱ひ、時間との關係は説かざるものとす 四 日の唱へ方はイチニチニニチ……外にイチニチフツカミツカハツカの唱へ方をも教ふべし 五 100までの範圍につき悉く多方的取扱をすべしといふにあらず單に數へ方の應用として課すべきなり |
| 何十何といふ數の唱へ方 (凡四時) | 二位數の成立を明にしその唱へ方を授け簡易なる計算を行ふを主眼とす (1)何十何といふ數の唱へ方書方 (2)十位數に基數を足すこと (3)二位數より基數を引きて十位數の残るもの (4)基數に十位數を足すこと (5)二位數より十位數を引くこと (6)以上練習 | 一 何十何といふ數は2乃至9個の10の集りと10未満の端數とよりなることを二十以下に結びて了解せしむべし 二 一錢二錢と數ふること、銀貨、青銅貨、白銅貨の實物を示し實物につきて説明をなすべし 三 實物を數ふるにも先づ10づゝ集めて其の集りの箇數を數へ次に殘の端數を數へ然る後總數を言はしむべし 四 39に1足して40となる如き點實際は3940と唱ふるを初歩は誤りて3950、又は3930等と移る故に充分注意すべし 五 百以下の數系列を明確に了解せしむべし |

| | | |
|------------------------|--|--|
| 99までの數の書方 | 1011...99の數字及漢字の書方を授くるを主眼とす | 一 本項は前二項唱へ方教授に附帯して授くべし 二 1011……と比較して2021の書方理由を説明し、二位數に於て左方の數字はすべて10の基數個集まりたるものなることを説くべし 三 數字と漢字との表はし方の相違を明瞭に會得せしむべし 四 數字は常に正しく書かしむべし |
| 100の唱へ方及書方 (凡三時) | 100の唱へ方書方を授け簡易なる計算を行ふを主眼とす (1)百の唱へ方書方 (2)百に關する計算 | 一 100の書方は先づ機械的に授け練習の後10を10集めたるもの、99に1足したるものなることを理解せしむべし 二 書き方の練習は常に復習すべし 三 教材通覽 第一段 新授材料 第二段 10の位と100との關係を知らしむる材 第三段 100の分解材料 第四段 10の位の加減練習材料 |
| 數を順に又は逆に數ふること (凡二時) | 28の次は29、29の次は30といふが如く相隣れる二數の關係を明にするを主眼とす (1)順の數へ方 (2)逆の數へ方 | 一 29+1=30 30-1=29 39+1=100 100-1=99の如き一段の變り目に特別の注意を拂ふて授くべし 二 計數器によりて1より100までの系統を眺めしめ、又は兒童に其の數を並べしむべし 三 數を順或は逆に唱ふるとき突然中途より唱へ初めしむることあるべし 四 倍することは三倍まで、幾倍なるかを求むることも三倍までに限りたるは九々を用ひず目の子にて計算せしめて乗法の觀念を得しむるのみ(編纂趣意) |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|---|---|
| 倍すること (凡六時) | 算によりて掛け算の基礎觀念を得しむるを主眼とす (1) 一・二・三・四・五を二倍すること (2) 六・七・八・九を二倍すること (3) 一・二・三・四を三倍すること (4) 五・六を三倍すること (5) 十の位の數を二・三倍すること (6) 以上練習 | 二 此處にては乘法の基本觀念を授くるものなれば累加との結合には特に留意して授くるを要す 三 此等を理解せしむるには謂ふまでもなく計數器等の直觀と相待つべし 四 符號「×」は此處にては授けざるものとす故に問題を式にて提出するときは「3×4は12の如き形式によるべし」 五 例を以て倍とは同じ數を幾つか集めたるものなることを知らしむべし 六 應用問題の材料は日常兒童の接近せる事物の中より取り來るべし行と列との區別を明かにし、尙度及箇を用ひて數ふることをも授くべし 七 |
| 幾倍なるかを求むること (凡五時) | 幾倍なるかを求むる仕方を授け簡易なる計算練習によりて乘法の觀念を得しむるを主眼とす (1) 二倍することの逆 (2) 三倍することの逆 (3) 以上練習 | 一 幾倍なるかを求むることも三倍までに限りたり、是此の處の目的は九九の聲を用ひず目の子にて計算せしめ乘法の觀念を得しむるにあり(編纂趣意) 二 累減により發見することを主體としたれども累加によりて發見することも練習すべし 三 發問の仕方を變化して「2は1の幾倍か」「2は1を幾つ合せたるものか」「2の中に1は幾つあるか」等多くの意味を知らしむべし 四 組といふ數へ方を授くべし 五 10の範圍内に於ける2・3・5等の累加累減の結果は暗誦する位に練習すべし |

| | | |
|-----------------|---|---|
| 等分すること (凡五時) | 等分の大意並びに等分の仕方を授け簡易なる計算により除法の觀念を得しむるを主眼とす (1) 2 4 6 8 10を二等分すること (2) 12 14 16 18を二等分すること (3) 3 6 9を三等分すること (4) 12 15 18を三等分すること (5) 十位數を二・三等分すること (6) 以上練習 | 一 等分することも三等分までに限りたり、是の目的は九九の聲を用ひず、目の子にて計算せしめ除法の觀念を得しむるにあり(編纂趣意) 二 等分することを倍すること、對照して教ふべし 三 二つに分つこと、半分にするこゝと同じことなるを注意すべし 四 等分せば其結果を直ちに倍して元の數に戻さしむべし、是驗算の習慣を養ひ乘法の練習たるを得べければなり 五 應用問題につきよく其事柄を理解し計算方法を案出せしむべし、例へば「米6俵を2ヶ所に置く」といふときは直ちに6を2分することに考へ及ぶ様にすべし 六 符號「÷」は此處にては授けざるものとす |
| 復習其三 (凡十六時) | 第三學期の復習及本學年に於て授けたる事項の總復習をなすを主眼とす (1) 加法の復習 (2) 減法の復習 (3) 加減乗除の混題 | 一 算術書の材料は彙類的に排列したれば取扱には適宜變更して復習すべし 二 一箇年間授けたることの復習なれば十分の時間をとると共に其の主眼點の輕重を考へて取扱を有効ならしむべし 三 教材通覽 六〇頁 第一段 10以下の數に基數の加法 六〇頁 第二段 19以下の數に基數の加法 六一頁 第一段 19以下の數より基數を引くこと 六一頁 第二段 19以下の數より基數を引くこと 六二頁 第一段 基數に19以下の數を足すこと 六二頁 第二段 20以下の各數より二位數を引くこと 六二頁 第三段 同數累加 |

教授要綱 教授主眼點 教授上注意事項

| | | |
|--|---|--|
| | | |
| | | |
| | <p>六三頁 第一段 右は10の位の數に基數を足すこと 左は基數に十の位の數を引くこと 右は二位數より十の位の數を引くこと 左は二位數より一の位を引くこと 右は二位數より一の位を引くこと</p> <p>六四頁 第二段 10の位の數に10の位の數を足すこと 10の位の數及10より10の位の數を引くこと 10の位の數の範圍にて累加及累減</p> <p>六五頁 第三段 第二段 乗除の復習材料 同數累加</p> | |

第二學年教授指針

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------------------|---|--|
| <p>前學年の復習 (凡八時)</p> | <p>前學年の復習をなし加法及減法の基礎を強固ならしむるを主眼とす</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 基数に基数を加減するもの (2) 二位數に基数を加減するもの (3) 二位數を加減するもの (4) 2及び3にて乗除するもの (5) 何十といふ數に基数を足すもの (6) 二位數より基数を引きて何十となるもの (7) 基数に何十といふ數を足すもの (8) 二位數より何十といふ數を引きて基数となるもの (9) 數を1づゝ順に又は逆に數ふるもの (10) 何十といふ數に何十といふ數を足すもの (11) 何十といふ數より何十といふ數を引くもの (12) 何十といふ數を2,3にて乗除するもの | <ol style="list-style-type: none"> 一 二基数の加減は加減法は勿論乗除まで總ての計算の根本となるものなれば此處にて十分その習熟を期すべきは固より此後とも常に之を練習すべし 二 計算は主として不名數に就きて行はしむべしと雖も時々名數に就きても之を行はしむべく、又應用問題の形になしても之を課すべきものとす 三 問題は種類に従ひて掲ぐること、したれば實際の授業に當りては所掲の順序に拘泥せず適宜に之を運用すべきものとす 四 複雑なる數につき暗算せしむるときは數字によりて示すべし「奇す」といふ語を授くべし 五 重要教材は二頁第一段、第四段、五頁第一、二段なり 六 本學年に於ては第一學年にて學びたる各種の計算を漸次迅速に直覺的に計算せしむることに習熟せしむべし 七 |

| | | |
|-----------------------------------|---|--|
| <p>基数を足すこと と其の一 (凡三時)</p> | <p>二位數に基数を足して上位に繰り上らぬ場合の方法を知らしめ計算を練習するを主眼とす</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 二位數に234を足すこと (2) 二位數に567を足すこと | <ol style="list-style-type: none"> 一 常に基数の加法と對照して授くべし 二 數字を正しく書かしむべし 三 計算徑路發表 35 に於て「3に2を足せば5、別に20があるから35になります」 |
| <p>基数を引くこと と其の一 (凡三時)</p> | <p>二位數より基数を引きて上位に關係せざる場合の方法を授け暗算の練習を主眼とす</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 二位數より234を引くこと (2) 二位數より4567を引くこと | <ol style="list-style-type: none"> 一 基数の減法と對照して授くべし 二 計算徑路發表 25-2=23 に於ては「5から2を引けば3、別に20があるから23になります」 |
| <p>基数を足すこと と其の二 (凡三時)</p> | <p>二位數に基数を足して十の位の數或は百となる場合の仕方を授け其の暗算練習を主眼とす</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 二位數に123456を足して十位數或は百となるもの (2) 二位數に789を足して十位數或は百となるもの | <ol style="list-style-type: none"> 一 厘といふ名數を新に授け錢と厘との關係を十分了解せしむべし尙「五錢六厘に四厘を足す」等の問題は當然課すべきものとす 二 銅貨の一厘五厘及寛永錢文久錢を準備すべし 三 計算徑路發表 27+3=30 に於ては「7に3を足せば10別に20があるから30になります」 |
| <p>基数を引くこと と其の二</p> | <p>百及十の位の數より基数を引く仕方を授け其の暗算練習を主眼とす</p> | <ol style="list-style-type: none"> 一 圓といふ名數を新に授け圓錢厘の關係を了解せしむべし、貨幣の效用をも併せて知らしむべし 二 百に關する計算のみは第二次より課するを可とす 三 計算徑路發表 |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|---|--|
| (凡三時) 二位数を引くこと其の一 | (1) 十の位のものより1 2 3 4 5を引くこと (2) 十の位のものより6 7 8 9を引くこと | $30-5=25$ に於ては「30を20と10とに分けます、10から5引けば5別に20があるから25になります」 |
| 基数を足すこと其の三 (凡十一時) | 二位数に基数を足して上位に繰り上げる仕方を授け其の暗算練習を主眼とす (1) 二位数に2 3を足して十進するもの (2) 同上4を足して十進するもの (3) 同上5を足して十進するもの (4) 同上6を足して十進するもの (5) 同上7を足して十進するもの (6) 同上8を足して十進するもの (7) 同上9を足して十進するもの | 一 本項の材料は最も困難にて最も緊要なるものなれば充分時間を取りて練習なすべし 二 問題の数は漢字にて示すこともあるべし 計算徑路發表 $28+6=34$ に於ては「8に6を足せば14、20に14を足せば34になります」 |
| 基数を引くこと | 二位数より上位に關係して基数を引く仕方を授け其の暗算練習を主眼とす (1) 二数より十假して2 3を | 一 18以下の数より基数を引くことと對照して授くべし 二 減法と同時に加法の練習をもなすべし 三 本項の材料は最困難又最緊要なるものなれば十分注意して授くべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|--|--|
| (凡三時) 二位数を足すこと其の一 | 授け其の練習を主眼とす (1) 二位数の數に十位数を足すもの (2) 十位の數に二位数を足すもの | 一 所掲の問題と同種のものを作りて課すべし(以下準之) 二 複雑なる暗算問題は數字を以て與ふこと(以下準之) 三 計算徑路發表 $20+35=55$ $38+20=58$ に於ては「20に30を足せば50別に5があるから55になります」 に於ては「30に20を足せば50別に8があるから58になります」 |
| と其の三 (凡十一時) | 引くもの (2) 同上4を引くもの (3) 同上5を引くもの (4) 同上6を引くもの (5) 同上7を引くもの (6) 同上8を引くもの (7) 同上9を引くもの | 四 被減數の一の位の數と減數とは常に其の大小を比較せしめて減法を行はしむべし 五 計算徑路發表 $35-8=27$ に於ては「35を20と15とに分けます、15から8を引けば7、別に20があるから27になります」 |
| 二位数を引くこと其の一 | 授け其の練習を主眼とす (1) 二位数より十位数を引くもの (2) 十位の數に二位数を引くもの | 二 前項と相混交して課する方有効なり 計算徑路發表 $72-20=52$ に於て、「70から20を引けば50別に2があるから52になります」 |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------------------------|---|---|
| (凡三時) 二位數を足す こと其の二 (凡三時) | (2) 二位數より二位數を引き 十位數となるもの | 79-20=59 に於ては「79から20を引けば59、59から9を引けば50になります」 |
| 二位數を引く こと其の二 (凡三時) | 二位數より二位數を引き 基数又 は二位數の残るものにて共に十 進せざる場合の算法を授くるを 主眼とす (1) 二位數より二位數を引き て基数の残るもの (2) 二位數より二位數を引き て二位數の残るもの | 15+34=49 に於ては「15に30を足せば45それに4を足せば49になります」 |
| 二位數を足す こと其の二 (凡三時) | 基数に二位數を足すこと及二位 數に二位數を足して共に一桁も 十進せざる場合の算法を授くる を主眼とす (1) 基数に二位數を足して十 進せざるもの (2) 二位數に二位數を足して十 進せざるもの | 2+25=27 に於ては「2に20を足せば22それに5を足して27になります」 2+25=27 又加數と被加數とを轉換しても計算せしむべし |
| | | 一 本項の問題は板書して提出すべし 被加數にも加數にも0のあるものを練習すべし 二 計算徑路發表 三 前項と相混交し授けて可なり且つ其の方有効にて時間の經濟なり 四 計算徑路は「25+25」の如き暗算徑路を踏むべし 五 計算徑路は二位數を足すこと其の二の逆に發表せしむべし |

| | | |
|--------------------------|---|--|
| 二位數を足す こと其の三 (凡六時) | 二位數を足して一位の數の和10 以上となる場合の算法を授け其 の練習を主眼とす (1) 基数に二位數を足して十 位數となるもの及百とな るもの (2) 二位數に二位數を足して 十位數となるもの及百と なるもの (3) 基数に二位數を足して十 進するもの (4) 二位數に二位數を足して 十進するもの | 一 一位の和10となるものを先に授くべし 25+25の如きときに、兒童の誤り易きは、十の位の數のみを數へ足し て、一位の數の和が10となり十の位に上るを見失ひ、答50となるべ きを40と答ふる如きあり、故にこの際は機先を制して十の位の數の 和よりも大なる數の表はるべきを注意すべし 二 本項材料は計算力養成上重要なものなり 三 計算徑路發表 (1) 3に50を足せば53それに7を足せば60になります (2) 42に10を足せば52それに8を足せば60になります (3) 7に20を足せば27それに6を足せば33になります (4) 67に10を足せば77それに6を足せば83になります |
| | | 五 教材通覽 第一段 基数に二位數を足して和の末位零となるもの 第二段 二位數に二位數を足して和の末位零となるもの 第三段 基数に二位數を足して十の位に繰上るもの 第四段 二位數に二位數を足して上位に繰上るもの |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------------|--|--|
| 二位數を引くこと其の三 (凡六時) | 前項の逆なる算法を授け其の練習を主眼とす (1) 十位數及百より二位數を引きて基數の残るもの (2) 十位數及百より二位數を引きて二位數の残るもの (3) 二位數より二位數を引きて基數の残るもの (4) 二位數より二位數を引きて二位數の残るもの | 一 一位數が0なる數より引くを先に授くべし 二 $99-99=0$ の如き暗算徑路により計算せしむべし、而して9を引く際は基數を引くこと其の三参照 三 前項の逆なるが故に驗しとして加法を練習すべし 四 計算徑路發表は二位數を足すこと其の三の進に發表せしむべし 五 教材通覽 第一段 二位數を引きて基數の残るもの 第二段 二位數を引きて二位數の残るもの、及百より引くもの 第三段 十假する引き算にて基數の残るもの 第四段 全上二位數の残るもの |
| 1000までの數の唱へ方 (凡二時) | 百より以上千までの數につきて命數法を授け唱へ方練習を主眼とす | 一 「何百」といふ數は100をニツ乃至九ツ集めたるものなること 「何百何十」「何百何一」「何百何十何」と唱ふる數は何百といふ數に100未満の端數を足したるもの又1000は100を十だけ集めたるものなることを知らしむべし 二 先づ百の觀念及百の位の數の觀念を明確にし、然る後端數あるものに及ぶべし |
| 1000までの數の | 千までの數の讀方及書方を授く | 一 二位數の書方と比較して三位數の書方を説明し更に1000の書方と比較して1000の書方を理會せしめ記數法の理を知らしむべし 二 數字は大小なり正しく一列に並ぶやう書かしめ間隔を整ふることに |

| 書方及讀み方 (凡二時) | 數を10づゝ順に又は逆に數ふる (凡二時) | 數を1づゝ順に又は逆に數ふる (凡二時) | 2の掛算の九 |
|--|---|--|---|
| 書を主眼とす | 10づゝ順に又は逆に數ふることによりて數の關係的意義を明かにするを主眼とす | 1づゝ順に又は逆に數ふることによりて數の關係的意義を明かにするを主眼とす | 一應九九の起原を了解せしめたる後器械的に暗誦せしめ應用自在ならしむるを主眼とす (1) 二に二、九を掛くこと |
| 注意すべし 三 前項教授に附帶して先づ100の位の數及千の書方を授け次に端數あるものに及ぶべし 四 203の如く中間零のある數は茲を以て初出とす二百零三と讀ましむべし 五 一、十、百、千、の桁の關係を明瞭に比較して授くべし | 一 無名數を數ふることのみはあまり單調に過ぐる故之を名數とし或は以前の所の復習をも併せ課すべし 二 $999+1=1000$ 、 $1000-1=999$ 、 $1000+1=1001$ 、 $1001-1=1000$ の如き變り目を注意して教授すべし 三 學期末には五時間乃至七時間を復習に充つべし、而して此の復習の際基數を累加するものは特に注意して練習し乘法の基礎となすべし | 一 乘算九九を授くるには 3×2 、 4×2 、 5×2 、 3×3 、 3×4 、 4×3 、 4×4 、 5×3 、 5×4 、 6×3 、 6×4 、 6×5 、 7×3 、 7×4 、 7×5 、 7×6 、 8×3 、 8×4 、 8×5 、 8×6 、 8×7 、 9×3 、 9×4 、 9×5 、 9×6 、 9×7 、 9×8 の中先づ前者の意味(通常正九九)にて教授し充分練習したる後、後者の意味(通常逆九九)を教授すべし但し逆九九は授けず(以下の九九も之に倣ふ) 二 乘算九九の意味、結果を明にするに暗算の累加法を用ふるは勿論なるも、尙計數器、教室内の人員等の直觀物により、その意義應用を十分ならしむべし(以下同斷) 三 符號「×」はカケルと讀ましむべく書方は 3×4 の如くすべし | |

| 九 (凡六時) | 教 授 要 綱 | 教 授 主 眼 點 | 教 授 上 注 意 事 項 |
|------------|---------|---|--|
| | | <p>(2) 二……九に二を掛くること と</p> <p>(3) 以上練習</p> <p>(4) 二に二……九を掛くること との逆</p> <p>(5) 二……九に二を掛くること との逆</p> <p>(6) 以上練習</p> | <p>四 乗算九九の練習左の四通りの場合に習熟せしめ乗法は勿論除法の基礎をも確立せんことを期すべし (1) 3×2 (2) 2×3 (3) $6 = 3 \times 2$ (4) $6 = 2 \times 3$ 事實問題として掛算を練習せしむべし</p> <p>五 答を発表せしむるときは單に數量の正否を検するに止まらず、何の呼び聲に依りて該數が求められたるかを反問すべし、即ち單に九九呼聲を器械的に發表せしむべし</p> <p>六 九九は暗誦に習熟せしむべし、(以下之に做ふ)</p> <p>七 九九の呼聲に關して多少の節あるは逃れざるとするも出來得る限り之を避くべし、殊に特別の口誦あるが爲め迅速に口唱し得られざること屢々見る處なり、(以下之に做ふ)</p> <p>八 乘法練習の際には加減の練習は勿論除法の基本的練習の簡單なるもの練習をも常に兼ね行ふべし</p> |
| | | <p>一應九九の成立を了解せしめた後器械的に暗誦せしめ活用自在ならしむるを主眼とす</p> <p>(1) 三……九を掛くること と</p> <p>(2) 三……九に三を掛くること との逆</p> <p>(3) 三……九を掛くること との逆</p> <p>(4) 三……九に三を掛くること との逆</p> | <p>一 九九は單に暗記するに止まらず器械的にすらすらと出るまでに練習せしむべし</p> <p>二 九九の練習法につきては、式の形、表等板書し又暗誦、或は教師呼聲を唱へ兒童をして結果のみ速答せしむる等各種の方法により正確は勿論迅速になし得るやう練習すべし、(以下之に做ふ) 名數の乘法をも課して應用せしむべし、(以下同じ) 累加と乗法との關係を明瞭ならしむべし</p> <p>三 九九は常に反復練習し而も一息にて唱へしむべし</p> |
| | | <p>九九の意義唱へ方を授け活用自在ならしむるを主眼とす</p> <p>(1) 四……九を掛くること と</p> <p>(2) 四……九に四を掛くること との逆</p> <p>(3) 四……九を掛くること との逆</p> <p>(4) 四……九に四を掛くること との逆</p> | <p>一 九九唱へ方練習に當り常に意義の穿鑿に拘泥するは活用力を鈍ならしむる恐れあり</p> <p>二 九九構成を兒童にも工夫發見せしむべし</p> <p>三 時の數へ方を新授し午前午後一晝夜の時間數夜明、始業、終業等の時及時計のことを説明すべし、時は(じかん)と唱へしめ(じ)との區別を明にすべし</p> |
| | | <p>九九の意義唱へ方を授け活用自在ならしむるを主眼とす</p> <p>(1) 五……九を掛くること と</p> <p>(2) 五……九に五を掛くること との逆</p> <p>(3) 五……九を掛くること との逆</p> <p>(4) 五……九に五を掛くること との逆</p> | <p>一 五の九九中にて省かれたる、二五、三五、四五、五五等も併せ練習すべし</p> <p>二 毎時間既授九九の暗記練習を行ふべし</p> <p>三 九九構成を兒童に工夫せしむべし</p> |
| | | <p>九九の意義唱へ方を授け活用自在ならしむるを主眼とす</p> <p>(1) 六……九を掛くること と</p> <p>(2) 六……九に六を掛くること との逆</p> <p>(3) 六……九を掛くること との逆</p> <p>(4) 六……九に六を掛くること との逆</p> | <p>一 九九の唱へ方は正しき模範を示すべし</p> |

| 3の掛算九九 (凡六時) | 4の掛算九九 (凡六時) | 5の掛算九九 (凡六時) | 6の掛算九九 (凡六時) |
|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|------------------|---|--|
| 7の掛算九九 (凡六時) | 九九の意義唱へ方を授け活用自在ならしむるを主眼とす (1)七に七：九を掛くること (2)七：九に七を掛くること (3)七に七：九を掛くること (4)七：九に七を掛くることの逆 | 一 本項の九九唱へ方は暗誦に困難なるやの感あり充分練習すべし 二 週といふ名数を授け日、月、火、水、木、金、土の名稱を知らしめ且つ順又は逆に自在に云ひ得る様に記憶せしむべし 三 時、日、週の關係の大意を知らしむべし |
| 89の掛算九九 (凡六時) | 九九の意義唱へ方を授け活用自在ならしむるを主眼とす (1)8に89を掛くること (2)89に8を掛くること (3)89に9を掛くること (4)同上掛算の逆 | 一 2乃至9の掛算に於て授けたるところを反覆練習せしむべし |
| 1の掛算九九 (凡六時) | 九九の意義唱へ方を授け活用自在ならしむると共に既授2乃至9の九九の整理をなすを主眼とす (1)1に1：9を掛くること (2)1：9に1を掛くること (3)同上の逆 | 一 一倍と倍との區別を明にすべし 二 尺といふ名数を教授し、物指の種類使用の方法、物指を以て計る物體等を説明すべし 三 物指は實際兒童をして使用せしむべし、又長さの目測をなし得る様練習すべし 四 手指、歩等にて概測することをも教ふべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------------|---|---|
| 10倍すること及100倍すること (凡六時) | 10倍すること100倍することの方 法を授け、命數法及九九唱へ方 練習に資するを主眼とす (1)二位數を倍するもの (2)末位零なる三位數を10倍 するもの (3)基數を100倍するもの | 一 2を10倍することは「2を10寄せることにて、2を10寄すれば20になる」等によりて10倍すれば元の數が一桁だけ繰り上るものなることを了解させ、進みて、「凡て數を10倍するには唯その元の數の右に0を附して何十と呼べは可なること」に歸納すべし(極めて要領に止むべし) 二 100倍することも初めは理由を説明するを要すれども後には機械的に前項より推して末位に0を二つ附けて何百と唱ふれば可なることを授くべし 三 加減及九九の唱へ方練習は毎時間又は一時間隔て、常に復習すべし 四 被乘數を求むる計算に於ても末位に0が一つあれば十倍された數0が二つあれば百倍された數の見分が速につく練習すべし |
| 何十又は何百といふ數を2倍3倍する (凡四時) | 何十又は何百といふ數を2倍3倍すること命數法及九九の練習をなすを主眼とす (1)何十といふ數を二倍三倍するもの (2)何百といふ數を二倍三倍するもの | 一 本項教材は從來離れ／＼に授けたるものをまとめて授け何れも九九を用ひて計算せしむるものとす 二 積と乘數を知つて被乘數を求むる場合、積と被乘數を知つて乘數を求むる場合を練習するときは特に注意すべし 三 檢答には如何なる九九にてこの答を得たるかを語らしむべし 四 $35 \times 2143 \times 216$ 準 $35 \times 21 \times 2$ と見做し 300×2 も 300×2 と考へて計算せしむべきものなり |
| 何十又は何百といふ數を4倍5倍する (凡四時) | 何十又は何百といふ數を4倍5倍すること命數法及九九の練習をなすを主眼とす (1)何十といふ數を四倍、五倍するもの (2)何百といふ數を四倍、五倍するもの | 一 凡て基數と同様の取扱にて計算し得べし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|------------------------------|---|---|
| 何十又は何百といふ數を6倍7倍とす (凡四時) | 何十又は何百といふ數を6倍7倍する仕方を授け九九練習をなすを主眼とす (1)何十といふ數を六倍、七倍すること (2)何百といふ數を六倍、七倍すること | 一 常に九九の練習を怠るべからず |
| 何十又は何百といふ數を8倍9倍とす (凡三時) | 何十又は何百といふ數を8倍9倍する仕方を授け九九の練習をなすを主眼とす (1)何十といふ數を8倍、9倍すること (2)何百といふ數を8倍、9倍すること | 一 本項教材は大數なるが故に板書又は雜記帳の上に示し計算に容易ならしめ九九應用に力を注がしむべし 二 本項教材は悉く當らしむるの要なく思考徑路を理解したる上は九九の練習をなさしむべし 三 學期末なれば既授加減乗の總復習を行ふべし 四 計算徑路發表 234に於ては「二百を二倍すれば四百、三十を二倍すれば六十、四を二倍すれば八、合せて四百六十八になります」 |
| 基數を掛けて各桁の積が9以下となる掛算 (凡九時) | 計算は極めて容易なれば九九を各桁に應用し自在ならしむるまでに練習するを主眼とす (1)基數を掛くこと (2)同上逆 (3)以上練習 | 一 割り算を授くるには乗法の逆として授け等分包含の二意義は名數計算等及應用問題に依りて理會せしむべし 二 掛算九九を唱へて除法をなす場合に往々除數と商とを誤りて答ふることもあり豫め注意を要す 三 除法の驗算は乘法にて出来る故に此の時機より行はしむべし 四 割ると云ふ語、割る印(÷)は此處に於て授く其の書方は $\frac{1}{2}$ にして粗略に書かねば常に注意すべし |

| | | |
|----------------|---|---|
| 23の割算 (凡六時) | 割り算は掛算の逆として授け九九の聲によりて計算せしめ、等分包含の意義を知らしむるを主眼とす 23の割算の方法を授け其の練習を主眼とす (1)二の割算 (2)三の割算 (3)以上の練習 | 一 割り算を授くるには乗法の逆として授け等分包含の二意義は名數計算等及應用問題に依りて理會せしむべし 二 掛算九九を唱へて除法をなす場合に往々除數と商とを誤りて答ふることもあり豫め注意を要す 三 除法の驗算は乘法にて出来る故に此の時機より行はしむべし 四 割ると云ふ語、割る印(÷)は此處に於て授く其の書方は $\frac{1}{2}$ にして粗略に書かねば常に注意すべし |
| 45の割算 (凡六時) | 45にて割る方法を授け其の應用練習を主眼とす (1)四の割算 (2)五の割算 (3)以上の練習 | 一 割りたる結果につきては必ず驗算を行はしむべし |
| 67の割算 (凡六時) | 67の割算の方法を授け其の應用練習を主眼とす (1)六の割算 (2)七の割算 (3)以上の練習 | 一 7の割算の際は特に週と日との關係及之に關する計算を復習すべし 二 「法大なれば商小なり商大なるときは法小なり」の關係を了解せしむべし |
| 89の割算 (凡六時) | 89の割算の方法を授け其の應用練習をなすを主眼とす (1)八の割算 (2)九の割算 (3)以上の練習 | 一 除法の發見につきては大凡の見當をつくれば迅速に答を得るものなり故に見當法を授くべし 二 法と商との關係を知らしむべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---|---|---|
| <p>1 10 100 の割算 (凡六時)</p> | <p>一にて除することは一倍の逆にて一除するも元の儘なること及び100にて除するは累減包含の意より答を發見せしめ次第に九九を用ひて計算し得るに至らしむるを主眼とす (1) 一の割算 (2) 十の割算 (3) 百の割算 (4) 以上の練習</p> | <p>一 尺と寸との關係は最も丁寧に教ふべし 二 一にて割るといふ意味を知らしむべし、又10、100の割算を之と比較して其の似たるところを發見せしむべし 三 此の處にて既授割算の復習をなすべし 四 10除は位末の0を一つ除くこと、100除は末位の0を二つ除くことを覺らしむべし、(教師より授くべからず)</p> |
| <p>餘ある割算 (凡十時)</p> | <p>割算には割り切れぬ場合あることを知らしめ其の算法を授け以て練習せしむるを主眼とす (1) 二にて割りて餘りあるも (2) 三にて割りて餘りあるも (3) 四にて割りて餘りあるも (4) 五にて割りて餘りあるも (5) 六にて割りて餘りあるも (6) 七にて割りて餘りあるも</p> | <p>一 餘りは法より小なるべきこと若し大なるもの残れば尙ほ割ることを得るを注意すべし 二 整除せらるる教材の算法が十分會得されたる後本項教授に入るべし若し基礎の強固ならずと認むるときは此の材料は省くべし 三 此の計算は直觀的に教授して理解せしむるを要す 四 名數の割算に於て其の餘を適當なる名數にて表はすことを忘るべからず 五 社會上實際の計算に於て餘りある場合の方却て多きものなれば努めて練習せしむべし、割算といへば直ちに整除され得るものと思はしむる勿れ</p> |

| <p>基数にて割り商が何十又は何百となる割算 (凡六時)</p> | <p>2乃至9にて割り商が何十又は何百となる割算の方法を授け練習せしむるを主眼とす (1) 二にて割るもの (2) 三にて割るもの (3) 四にて割るもの (4) 五にて割るもの (5) 六にて割るもの (6) 七にて割るもの (7) 八にて割るもの (8) 九にて割るもの (9) 十にて割るもの 何百といふ數を二乃至九にて割るもの</p> | <p>一 簡易なる部分は從來離れくりに教授せし所なり故に之を豫備となすべし 二 何尺何寸とつゞきたる名數を取扱はしむべし</p> |
|--------------------------------------|---|--|
| <p>各桁が基数にて別々に割切るゝ割算 (凡六時)</p> | <p>各桁が夫々基数にて整除せらるる割算の方法を授け其の練習をなすを主眼とす (1) 二位數を2、3、4にて割ること (2) 三位數を2、3、4にて割ること (3) 百一の數を2、3、4にて割ること (4) 百十一の位の數を2、3、4にて割ること</p> | <p>一 各桁が夫々基数にて整除せらるることに注意すべし 二 實の中間零のあるもの例は500+10の桁は零なれば一つも這入らず故に商は零其のまま書けば可なりと會得せしむべし、末位に零あるも同様なり 三 本教材中複雑なるものは板書にて提出すること</p> |

教授要綱 教授主眼點

復習 (凡十二時)

暗算加減乗除の復習を主眼とす
(1) 加法及減法
(2) 乗法及除法
(3) 加減乗除混題

教授上注意事項

- 一 三位数の唱へ方及成立に關する材料を多く擧げたるは注目すべき點なり
- 二 掛算九九と其の逆たる割算との練習に注意し正確に迅速に答へ得るに至らしむると同時に自由に事實に活用し得る能を養ふべし
数字の書方は計算に熟すると粗略になるものなれば十分確實に書き表はし排列を正しくせしむべし
- 三 材料は適宜取捨按排して教授すべし
- 四 教材通覽
- 五八頁
- 第一段 二位數に其數を足して上位に繰上らぬもの………
- 第二段 二位數より十假して其數を引く………
- 第三段 二位數に二位數又は其數を足す(三位數成立)………及其の逆引くこと………
- 五九頁
- 第一段 二位數に其數を足して上位に繰上るもの………
- 第二段 二位數より十假して其數を引くもの………
- 第三段 二位數に其數を足して100になる場合100より其數を引くこと………
- 第四段 百位數に百位の数不足すこと………百位の數又は千より百位數を引くこと………

加法に關するもの

| | |
|---|---------------------------------|
| | |
| | |
| <p>六〇頁</p> <p>第一段 二位數に二位數を足して繰上らぬもの………</p> <p>第二段 二位數より二位數を引くこと……… 何百何十に十を足すこと……… 千及何百何十より十を引くこと………</p> <p>六一頁</p> <p>第一段 二位數に二位數を足して十の位に繰上るもの………</p> <p>第二段 二位數より十假して二位數を引くこと………</p> <p>第三段 二位數に二位數を足して百になるもの……… 百より二位數を引くこと………</p> <p>第四段 三位數に1足すこと……… 三位數より1引くこと………</p> <p>第五段 百位の數の累加………</p> <p>六二頁</p> <p>第二段 掛算九九練習料………</p> <p>第三段 積と被乗數とを知りて乘數を求むること………</p> <p>第四段 積と乘數とを知りて被乘數を求むること………</p> <p>六三頁</p> <p>第一段 其數及二位數を其數にて割ること 10倍100倍すること………</p> <p>第二段</p> | <p>減法に關するもの</p> <p>乘法に關するもの</p> |

教授要綱

教授主眼點

教授上注意事項

第三段 積と被乗数とを知りて乗数を求むること
第四段 積と乗数とを知りて被乗数を求むること
第五段 十の位百の位の数及何百何十を10にて割ること
六四頁 及び百にて割ること
第一段 十の位の数に基数を掛くこと
第二段 積と被乗数とを知りて乗数を求むるもの
第三段 積と乗数とを知りて被乗数を求むるもの
第四段 何十又何百といふ商を得る基数割算
六五頁
第一段 百の位の数に基数を掛くこと
第二段 十の位及び千を基数にて割ること
第二段 十の位を十の位、百の位を百の位の数にて割ること
第三段 二位數に基数を掛け繰上らぬこと
第二段 二位數を基数にて割り各桁割切るもの
第四段 三位數に基数を掛けて繰上らぬこと
三位數を基数にて割り各桁の割切るもの

乗除に關するもの

除法に關するもの

第三學年教授指針

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------|---|--|
| 唱へ方書方 (凡四時) | 千以下の讀方書方を基礎として一萬未満の數の書方讀方を授け數の位置的價値を會得させ十進記數法の巧妙なる點を味はせるを主眼とす (1)千未満の數の唱へ方書き方及計算復習 (2)千以上一萬未満の數の唱へ方及書き方 | 一 千未満の數と對照して一萬未満の數の唱へ方を知らしむべし 位取をなすことを要せず一日して讀み得る程度に練習せしむべし (幾つ目は何の位と記憶せしむるやうにすべし) 二 同じ數字にても位置によりて種々の數となることを了解せしむべし 或桁に缺位のあるときは其桁に零を書かしむることを注意すべし 三 數の見取書取を迅速になし得るやう練習すべし 四 兒童用書は復習、豫習、教授の場合に適宜使用し之れに拘束せらるることなく十分に活用することを務むべし 五 次項暗算其の一と關聯して教授の單調に陥らぬやう教授すべし 六 教科書の教材の外一般加減の基礎となるべき十九以下の加減(特に繰上げ繰下げのあるもの)及 基礎數個を加ふるもの等の暗算を十分練習すべし、尙筆算材料に移りても常に然り |
| 暗算其の一 (凡九時) | 命數法的暗算にて四位數及三位數の唱へ方を主とし形式算の基礎を確立するに必要なる加減を特に練習すべし (1)千位數の加減 (2)千位數に百位數を加減するもの (3)百位數を加減して上位に關係あるもの (4)基礎を乗除するもの (5)十位數及百位數にて乗除するもの | 一 二位以上の數の加減を、暗算にて行ふことは本學年として極めて大切なり 二 命數法の理解を主とするものなれば何百何千をば百千をと云ふ名の名數の如く取扱ふべきなり 三 十百の乗除は特に十分練習すべきなり 四 適宜類似の問題を作りて課すべし |

| 筆算加法 其の一 (凡九時) | 筆算加法 其の一 (凡九時) | 筆算加法 其の一 (凡九時) |
|---|---|--|
| 一つも繰り上らぬ場合の筆算加法の運算形式を授け其の計算練習をなすを主眼とす (1)算術書題(一)(二)(三)(四)の類 (2)同上(五)(六)(七)(八)の類 (3)同上(九)(十)(十一)の類 (4)同上(十二)(十三)の類 (5)諸等數の計算及以上練習 | 一つも繰り上らぬ場合の筆算加法の運算形式を授け其の計算練習をなすを主眼とす (1)算術書題(一)(二)(三)(四)の類 (2)同上(五)(六)(七)(八)の類 (3)同上(九)(十)(十一)の類 (4)同上(十二)(十三)の類 (5)諸等數の計算及以上練習 | 一 寄する數は口頭又は漢字にても與ふべし 二 驗は逆に加へて見て結果の一致するや否やを見るべし 三 運算の場合に於ける符號(+)は便宜附するものとす 四 答は不名數の時も別に書かしむべし 五 名數の計算に於て單位の名は便宜之を附するものとす、其の場合は初めは數字の直上とし進みては右肩とす 六 筆算の正否は數字の書方の良否に關すること大なれば特に其の書方に注意して教授し、或は特に時間を刻きて數字練習をなさしむべし 七 數字の排列は正しく基盤の目の如くならしむべし 八 運算の方法は下位より一桁づつ上の數より下の數に寄すること、下の桁より上の桁に繰上りたるときは之をよく記憶せしむべし 九 圓錢厘を整理し單位の關係を明にすべし 十 此等形式算を練習する間に、暗算の練習、應用問題の練習を加ふることを忘るべからず、(以下同じ) 十一 教材進程左の如し |
| (一) 14 + 53 = 2153二項加法 | (一) 14 + 53 = 2153二項加法 | (一) 14 + 53 = 2153二項加法 |
| (二) 21 13 + 52 = 211 122 + 345 = 4321 1322 + 3245 = | (二) 21 13 + 52 = 211 122 + 345 = 4321 1322 + 3245 = | (二) 21 13 + 52 = 211 122 + 345 = 4321 1322 + 3245 = |
| (三) 133 5 41 + = 133 5 41 + = 133 5 41 + = | (三) 133 5 41 + = 133 5 41 + = 133 5 41 + = | (三) 133 5 41 + = 133 5 41 + = 133 5 41 + = |
| (四) 諸等數(金高)計算 | (四) 諸等數(金高)計算 | (四) 諸等數(金高)計算 |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|--|---|
| 筆算加法 其の二 (凡九時) | 一桁繰上る場合の筆算加法の運算形式を授け其の計算を練習するを主眼とす (1)算術書問題(一)(二)の類 (2)同上(三)(四)(五)の類 (3)同上(六)(七)(八)の類 (4)同上(九)(十)(十一)の類 (5)諸等数の計算及び以上練習 | 一 繰り上る数を記憶する爲に點を打ち數字を書く等の手段は最初より絶対に禁止すべし 二 最上に繰上る場合は子供は多くその和を最上位の下に小さく9882+178の如く書く弊を有す故に符號「+」の下のあたりに書くことに定むべし 三 或桁の和丁度10又は20……等となる場合は其の桁の下に直に1又は2と書き、十の位に繰り上つて其の桁は空位なるを認ること多し十分注意すべし 四 丈尺寸の關係を知らしめ物指によりて實測せしむべし、同時に物指の持方、物體に當方、目盛の讀方、目盛の數へ方を授くべし 五 目測指測の練習をなすべし 六 計算徑路の發表練習をなすべし、而かも敏速に言へるやうすべし 七 教材進程左の如し (一) 19 57 ……末位の一の桁の繰上るもの(此處に力を用ひて説明すべし) (二) 419 +542 ……全上 (三) 454 +185 ……中間の桁の繰上るもの(三位數の場合) (四) 96 +82 ……首位即ち最上位の繰上るもの(二位數の場合) (五) 104 +208 ……缺位に繰上るもの (六) 24 53 +15 丈尺寸 17 2 1 0 +2 3 0 4 2 7 答 4丈2尺7寸 ……諸等數(長さの計算) |

| 筆算加法 其の三 (凡九時) | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|---|--|
| 筆算加法 其の三 (凡九時) | 二桁以上繰上る場合の筆算加法の運算形式を授け其の計算を練習するを主眼とす (1)算術書問題(一)(二)の類 (2)同上(三)(四)の類 (3)同上(五)(六)の類 (4)同上(七)(八)(九)の類 (5)同上(十)(十一)(十二)の類 (6)諸等数の計算及び以上練習 | 一 練習問題の提出數は同時に三題乃至四題を適當とす而して其各題につき目的を定むべし 二 二桁以上繰上る計算法は前項より格別に困難と云ふ程にはあらざるも取扱に面倒なれば初教授の際に於て特に注意すべし 三 石斗升合の用ひ方及各單位間の關係を明かにし、實測によりて量の觀念を明瞭ならしむべし 四 諸等数の位取法は多くは下位より上位に及ぶものなるが、又上位より下位に及ぶ位取法必要なり、即ち下位よりするものは末位の單位の名を基として最上位の何なるかを發見するものなり、上位よりするものは最上位の名を知りて順に讀み下すものなり、實際は後者を便とす故に主として練習すべし 五 教材進程左の如し (一) 同位數を二項加ふるもの (1) 78 +47 ……二桁繰上る場合(二位數の場合) 523 +748 ……これは前の應用的に取扱ふこと (2) 36 +65 ……下より繰上る爲に繰上る場合 |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|------------------------|--|
| 應用問題 其の一 (凡五時) | 加法應用問題の解法を授け思考を養ふを主眼とす | <p>(一) 此材料に移る前形式算練習の時より初め、教科書に拘らず金何程かを所有し、買物にて遣つた、なくした、貰つた、くれた等の如き事實により加減の意味を十分明に會得せしむべきなり</p> <p>(二) 應用問題に於ては主として問題を了解して算法を發見することを務むべし</p> <p>(三) 應用問題を解くには慎重の思考を運らして、考のついたる後算式を</p> <p>(四) 諸等數(辨目)の加法</p> <p>(1) 同位數三項を加ふるもの</p> $\begin{array}{r} 517 \\ +798 \\ \hline \end{array}$ <p>(2) 不同位數を加ふるもの</p> $\begin{array}{r} 179 \\ 328 \\ +225 \\ \hline 3450 \\ 3818 \\ +1514 \\ \hline \end{array}$ <p>(3) 三桁繰上る場合</p> $\begin{array}{r} 斗升 \\ 1537 \\ 276 \\ +146 \\ \hline 326 \end{array}$ <p>石斗升 答 3石2斗6升</p> <p>(四) 同位數より二位數を引く場合</p> $\begin{array}{r} 86 \\ +65 \\ \hline \end{array}$ <p>(五) 三位數より三位數を引く場合</p> $\begin{array}{r} 384 \\ -13 \\ \hline \end{array}$ <p>(六) 四位數より四位數を引く場合</p> <p>(七) 不同位數を引くこと</p> <p>(八) 同位數を引くこと</p> |

| 筆算減法 其の一 (凡六時) | 筆算減法の運算形式を授けその練習を主眼とす (1)算術書問題(一)(二)(三)の類 | <p>作り然る後に計算し行ふ様すべし、問題の意味も解せぬうちに倉急筆を走らして無暗に計算する様なことは斷じて許すべからず</p> <p>教科書を離れて豫備的問題、類題、應用問題等を補充すること</p> <p>既授運算問題は時間の終り五分間以上課すべし</p> <p>簡易なる計算は暗算にてなましむべし</p> <p>教材通覽</p> <p>(一) 量の方より $\begin{array}{l} \text{金高} \\ \text{辨目} \\ \text{長さ} \end{array}$</p> <p>(二) 解法の上より $\begin{array}{l} \text{總和を求むるもの(134)} \\ \text{追加量を求むるもの(268)} \\ \text{往復に關するもの(79)} \end{array}$</p> <p>(三) 一題中に二つの答を得るもの(8)</p> <p>一 不同位數の引算は首位の取扱に注意すべし</p> <p>二 缺位數の引算にて零を引けば元の數の残る其の處置、及残り零となるものゝ處置、又最上位の殘零となるものゝ處置は特に注意を要す</p> <p>三 驗算法は同一算法にて再び吟味するを主とし加法を用ひて驗することをも知らしむべし</p> <p>四 目方の單位の名を授け重さの觀念を明にし實測せしむべし</p> <p>五 教材進程左の如し</p> <p>(一) 同位數を引くこと</p> <p>(二) 二位數より二位數を引く場合</p> <p>(三) 三位數より三位數を引く場合</p> <p>(四) 四位數より四位數を引く場合</p> <p>(五) 不同位數を引くこと</p> <p>(六) 同位數を引くこと</p> <p>(七) 不同位數を引くこと</p> |
|----------------------|---|---|
| 筆算減法 其の一 (凡六時) | 何れの桁も各別に引き得る場合の筆算減法の運算形式を授けその練習を主眼とす (1)算術書問題(一)(二)(三)の類 | <p>作り然る後に計算し行ふ様すべし、問題の意味も解せぬうちに倉急筆を走らして無暗に計算する様なことは斷じて許すべからず</p> <p>教科書を離れて豫備的問題、類題、應用問題等を補充すること</p> <p>既授運算問題は時間の終り五分間以上課すべし</p> <p>簡易なる計算は暗算にてなましむべし</p> <p>教材通覽</p> <p>(一) 量の方より $\begin{array}{l} \text{金高} \\ \text{辨目} \\ \text{長さ} \end{array}$</p> <p>(二) 解法の上より $\begin{array}{l} \text{總和を求むるもの(134)} \\ \text{追加量を求むるもの(268)} \\ \text{往復に關するもの(79)} \end{array}$</p> <p>(三) 一題中に二つの答を得るもの(8)</p> <p>一 不同位數の引算は首位の取扱に注意すべし</p> <p>二 缺位數の引算にて零を引けば元の數の残る其の處置、及残り零となるものゝ處置、又最上位の殘零となるものゝ處置は特に注意を要す</p> <p>三 驗算法は同一算法にて再び吟味するを主とし加法を用ひて驗することをも知らしむべし</p> <p>四 目方の單位の名を授け重さの觀念を明にし實測せしむべし</p> <p>五 教材進程左の如し</p> <p>(一) 同位數を引くこと</p> <p>(二) 二位數より二位數を引く場合</p> <p>(三) 三位數より三位數を引く場合</p> <p>(四) 四位數より四位數を引く場合</p> <p>(五) 不同位數を引くこと</p> <p>(六) 同位數を引くこと</p> <p>(七) 不同位數を引くこと</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|--|--|
| 筆算減法 其の二 (凡六時) | (2) 同上(五)(六)の類 (3) 同上(七)(八)(九)の類 (4) 諸等數の計算及以上練習 | (三) 残りに缺位を生ずるもの (1) $\begin{array}{r} 465 \\ -135 \\ \hline \end{array}$ ……末位又は中間に缺位を生ずる場合 (2) $\begin{array}{r} 278 \\ -264 \\ \hline \end{array}$ ……首位が缺位となる場合 (3) $\begin{array}{r} 405 \\ -103 \\ \hline \end{array}$ ……缺位と缺位と相對する場合 (四) 諸等數目方の引算 $\begin{array}{r} \text{貫 匁} \\ 2378 \\ -1210 \\ \hline 1168 \\ \text{答 貫168匁} \end{array}$ |
| | | 一 引き得ぬ時は十借法によりて計算し且其の際點を打ち數を書く等の手段を一切禁止すべし 二 十の位又は百の位等の場合に上の桁より借りる時にも一借りたるものは10なりと心得へしめ「10より何引く何」といふ引算呼聲を使用する時は早く熟達すべし 三 本項引算に於ては兒童は減數より被減數を引き得たり、故に上の數より下の數を引くことを十分徹底せしむべし 四 驗算は必ず行はしむべし 五 教材進程左の如し (一) 同位數を引くこと |

| 筆算減法 其の三 (凡六時) | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|-----------------------------------|---|
| | (3) 同上(七)(八)の類 (4) 諸等數計算及び以上練習 | 一 引き得ぬ桁二桁以上あるも相隣らざれば左様困難ならず、然るに二桁以上相隣るときは運算困難なれば材料選定上十分注意を要す 二 本項の如きは減數より被減數を引き得たる兒童あり、故に引算は必ず上より下を引くものなることを十分徹底せしむべし 三 本項の引算は筆算減法中困難なるものなれば十分練習すべし 四 名數につきても計算をなさしむべきなり 五 教材進程左の如し (一) 引き得た桁二つあるもの $\begin{array}{r} 6346 \\ -1528 \\ \hline \end{array}$ ……一位と百位とにあるもの $\begin{array}{r} 653 \\ -475 \\ \hline \end{array}$ ……相隣れる桁にあるもの $\begin{array}{r} 2734 \\ -1918 \\ \hline \end{array}$ ……残り缺位を生ずるもの $\begin{array}{r} 4.5 \\ -137 \\ \hline \end{array}$ ……或桁が被減數減數同じきも引き得ぬ場合(5)(6) |
| | | (二) 同位數を引くこと $\begin{array}{r} 43 \\ -25 \\ \hline \end{array}$ 二位數より三位數を引く場合 $\begin{array}{r} \text{四位數より三位數を引く場合} \\ \text{四位數より四位數を引く場合} \end{array}$ (三) 残りに缺位を生ずる場合 $\begin{array}{r} \text{三位數より引くもの} \\ \text{四位數より引くもの} \end{array}$ (四) 諸等數の引算 |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---|--|---------|
| <p>筆算減法 其の四 (凡六時)</p> <p>引き得ぬ場合に上上位より借り来る場合の算法形式を授け其の練習をなすを主眼とす</p> <p>(1) 算術書問題(二)の類 (2) 同上(二)(三)の類 (3) 同上(四)(五)(六)の類 (4) 同上(七)(八)の類 (5) 諸等数の計算及以上練習</p> | <p>(一) 一通り算法を理解せば運算は器械的に行はしむべし即ち零を飛び越して1を借り来る時は0の桁は常に9になると覚えしめ恰も隣より引くと考へしめ0のところは直ちに9より引かしむ</p> <p>三桁上より1を借るときもこの趣旨によるべし</p> <p>地積の單位を授くるはこゝを初めとす、故に運動場の一方に各種の廣さを區別して直觀的に授くべし</p> <p>三 本項は筆算減法中最も困難なるものなれば特に注意して教授すべし教材進程左の如し</p> <p>四 上位より借り来る場合</p> <p>(一) $\begin{array}{r} 503 \\ +146 \\ \hline \end{array}$ ……三位數より引くもの</p> <p>(2) ……四位數より引くもの</p> <p>(3) $\begin{array}{r} 805 \\ -307 \\ \hline \end{array}$ ……或桁が被減數と減數と相同じきもの、共に零なる場合、又は有值數にて同じきもの</p> <p>(二) 三位上より借り来る場合(7)</p> <p>(三) 諸等數(地積)の引算</p> <p>(5) $\begin{array}{r} 3421 \\ -2563 \\ \hline \end{array}$ ……首位が缺位となる場合(7)</p> <p>(二) 引き得ぬ桁三つある場合(3)</p> | |

| | | |
|-------------------------------|--|--|
| <p>復習其の一 (凡九時)</p> | <p>既授加減の算法の復習及括弧を用ひたる計算の練習をなすを主眼とす</p> <p>(1) 加法 (2) 減法 (3) 加減混題</p> | <p>一 加法は一度に數箇の數を加へ得るも引算は一數宛引くべきことを注意して教授すべし</p> <p>二 括弧の書方を授け、算式に於て括弧内に示されたる計算は他より先にすべきことを授くべし</p> <p>之に附帶して算式は常に左より右の方に順次計算すべきものなることを明にし括弧に出遇ふ時は之を先に計算すべきを知らしむべし</p> <p>括弧は其の必要を事實と結合して教授すべし</p> <p>正しく計算せしむると同時に敏速に計算せしむること肝要なり</p> <p>三 名數の計算、思考的式的等をも時々取扱ふべし</p> |
| <p>應用問題 其の二 (凡三時)</p> | <p>減法に關する應用問題の解法を授け思考を養ふを主眼とす</p> | <p>一 應用問題其の一に於ても注意せるが如く實際の事實に當嵌め直觀的に如何なる場合に加法又は減法を用ふるものなるかを熟知せしむることに努むべし、以下總ての應用問題に於て然り</p> <p>二 減法には殘數を見出すものと差を見出すものとの二ありこの兩様の意義よりして應用問題を種々の形にて表はし計算に習熟せしむべし</p> <p>三 應用問題を練習せしむると同時に運算問題を課して計算技能の器械的練習に努むべし</p> <p>四 簡單なる問題につきては其の算式を得たる理由を説明せしむることあるべし</p> <p>五 題意明かならざるに計算にかゝらしむべからず</p> |
| <p>應用問題 其の三 (凡四時)</p> | <p>加減に關する應用問題の解法を授け思考を養ふを主眼とす</p> | <p>一 式は總合式を作らしむることを目的とすべきも最初は分解式によらしめ漸次其の目的に到達せんことを期すべくして、早くより之を強ゆべきに非ず</p> <p>二 應用問題に於て算式を作りたる後は暗算にて計算し得るところは一</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|------------------------|---|---|
| <p>暗算其の二 (凡二時)</p> | <p>筆算乘法の豫備として二基數の掛算を復習し新に零の掛算を授け其等の練習を主眼とす (1)掛算九九の練習 (2)零の掛算</p> | <p>一 筆算せしむるを要せず常に驗算を行はしむべし 三 學期末には其の學期間の復習を課すべし 四 本材料は九々の練習を主とするものにて九々は此處に至つて初めて之を練習するのみならず豫め之を爲すべきは勿論此の後も常に十分練習すべし 二 掛算の意義は「乘數の表はす度數だけ寄せ合せること」にて説明すべし 三 零の掛算は此所にて新に授くるものなり 0に基數を掛くことは基數に基數を掛く場合と同様に理解せしめ、零を掛くことは「一度も取らざること」にて結局掛けざることと等しければ零となることを理解せしむべし、0に掛くことの轉換によりても説明すべし 四 本學期の材料を以下の如く豫定するも乘法は比較的容易にして除法の困難は之に比すべくもあらず、然も第三學期は教授時數も僅なりされば差支なき限り進行を圖り本學期中より第三學期分を幾分練習し得らるゝやう豫め注意すべきなり</p> |
| | | <p>一 本項授け方は加法及減法の場合と同様に先づ方法(數の並べ方より答の書き方に至るまで)を授けて之を會得せしめ然る後其の理由を下の如く加法と對照して説明すべし</p> $\begin{array}{r} 314 \\ \times 2 \\ \hline 628 \\ + 314 \\ \hline 1023 \\ \times 3 \\ \hline 306 \\ \hline 102 \\ 102 \\ + 102 \\ \hline 306 \end{array}$ |

| 筆算乘法 其の一 (凡四時) | 筆算乘法 其の二 | 筆算乘法 其の二 | | |
|---|--|--|--|--|
| <p>乘數基數にして一桁も繰上らぬ場合の筆算乘法の運算形式を授け同算法の練習を主眼とす (1)實に零なき場合 (2)實に零ある場合</p> | <p>乘數を乗じて一桁繰り上る場合の運算形式を授くるを主眼とす (1)一位又は十位の繰上るも</p> | <p>一 計算形式徑路次の如し 1. 一の位の桁より掛け始むること 2. 一桁づゝ順次掛け合すること 3. 驗算を行ふこと</p> <p>二 形式の基礎建設の時代なれば慎重なる取扱と周到なる注意を要す 計算方法は被乘數の下の桁即ち一の位より各桁別々に乘數を掛け合せて其の積を一つづゝ順に横線の下に書くべし、次の如し</p> <p>四 教材の進程</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;"> <p>(1) $314 \times 2 = 628$ 三位數に掛くる場合 四位數に掛くる場合</p> </td> <td style="width: 50%;"> <p>(2) $103 \times 3 = 309$ 三位數に掛くる場合 四位數に掛くる場合</p> </td> </tr> </table> <p>例</p> <p>(1) 三八二十四の4を積の一の位に記し20の2は上位に繰上げらるものとして覚えておく (2) 二三が六の6を前に繰上げたるに足して8となして積の十の位に記す (3) 一三が三の3を積の百の位に書く (4) 答三百八十四</p> <p>二 名數乘法の形式は別になし、故に不名數乘法の形式に準じ、且つ名數は加減と同様に記すべし</p> | <p>(1) $314 \times 2 = 628$ 三位數に掛くる場合 四位數に掛くる場合</p> | <p>(2) $103 \times 3 = 309$ 三位數に掛くる場合 四位數に掛くる場合</p> |
| <p>(1) $314 \times 2 = 628$ 三位數に掛くる場合 四位數に掛くる場合</p> | <p>(2) $103 \times 3 = 309$ 三位數に掛くる場合 四位數に掛くる場合</p> | | | |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------|---|---|
| (凡六時) | <p>の</p> <p>(2) 最上位の繰上るもの</p> <p>(3) 被乗數四位なるもの</p> <p>(4) 名數の乘法</p> <p>(5) 以上練習</p> | <p>三 繰上りたる數を記憶する爲に印を付ける如きは探るべからず、空に覚え置く習慣を養ふべし</p> <p>四 繰上げて積に缺位を生ずる場合即ち</p> $\begin{array}{r} 2154 \\ \times 860 \\ \hline \end{array}$ <p>四五二十にて一の桁の積りとなる場合には特に注意すべし 兒童誤り易し</p> <p>五 最上位の積「何十何」と繰上る時は積を直に記し可なることを注意すべし</p> <p>六 被乗數に缺位ある場合には特に注意を要す 教材の進程左の如し</p> <p>七</p> <p>(1) 一の位又は十の位にて繰上るもの</p> $\begin{array}{r} 128 \\ \times 3 \\ \hline 384 \end{array}$ <p>… 積に缺位を生ぜざるもの</p> <p>(2) 最上位にて繰上るもの</p> $\begin{array}{r} 81 \\ \times 5 \\ \hline 405 \end{array}$ <p>… 積に缺位を生ずるもの</p> $\begin{array}{r} 91 \\ \times 5 \\ \hline 455 \end{array}$ <p>… 積に缺位を生ぜざるもの</p> <p>(3) 被乗數四桁なるもの</p> $\begin{array}{r} 3209 \\ \times 3 \\ \hline 9627 \end{array}$ <p>… 繰上る桁が零なる場合</p> $\begin{array}{r} 3429 \\ \times 2 \\ \hline 6858 \end{array}$ <p>… 積に缺位を生ぜぬもの</p> <p>八 一打(ダース)は12なること並に鉛筆練習等を數ふるに用ふることを授くべし</p> |

| 筆算乘法 其の四 (凡十二時) | 筆算乘法 其の三 (凡六時) | 筆算乘法 其の二 (凡六時) |
|--|--|--|
| <p>基數を乗じて三桁繰上る場合の 運算形式を會得せしむるを主眼とす</p> <p>(1) 三十八頁(一)(二)(三)(四) (五)(六)の類</p> <p>(2) 名數問題</p> <p>(3) 金高、長さ、楯目の計算</p> <p>(4) 目方、地積の計算</p> | <p>基數を乗じて二桁だけ繰上る場合の運算形式を授くるを主眼とす</p> <p>(1) 繰上る桁が離れ居る場合</p> <p>(2) 下より繰上る數あるために二桁繰上となる場合</p> <p>(3) 繰上る桁が相隣れる場合</p> <p>(4) 被乗數四桁の場合</p> <p>(5) 名數の乘法</p> | <p>一 二重の繰上を爲す點に特に注意すべし 年と月との關係を明にし同時に名數問題を補充練習すべし 教材進程左の如し</p> <p>二 一桁隔て、繰上るもの</p> <p>(1) 二桁繰いて繰上るもの(柱に力を入れること)</p> <p>(2) 下より繰上る爲に二桁繰上るもの</p> <p>(3) 二重の繰上をなすもの</p> $\begin{array}{r} 136 \\ \times 6 \\ \hline 816 \end{array}$ <p>… 積に缺位を生ぜぬもの</p> $\begin{array}{r} 891 \\ \times 9 \\ \hline 8019 \end{array}$ <p>… 積に缺位を生ずるもの</p> <p>(4) 被乗數四桁なるもの</p> <p>(5) 名數の乘法</p> <p>(6) 名數の乘法</p> |
| <p>筆算乘法 其の四 (凡十二時)</p> | <p>筆算乘法 其の三 (凡六時)</p> | <p>一 繰上る度數多くなれば計算面倒になるを以て綿密に考ふる習慣を養ふべし</p> <p>二 時を授くるに時計を用ひ、時計、分針、秒針、時の見方の大體を授くべし</p> <p>三 時計の見方につきては四年の五十四頁に於て十分に知らしむる筈なるも此處にても大體の見方を知らしむべし(即ち位置によつて見ること)</p> <p>四 二圓七錢等云ふ諸等數に缺位ある場合は記數上誤り易し、特に注意すべし</p> <p>五 乘數基數の乘法は茲に於て新授を終へたり此の際十分練習をなし、爾後の基礎を確立し置くを要す 教材の進程左の如し</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|--|--|
| | (5)時間の單位分秒の教授 | <p>(1) 三桁だけ別々に繰上るもの (2) 下より繰上りたる數の爲めに三桁繰上るもの(力を入れるべき點) (3) 三重の繰上をなすもの $\begin{array}{r} 7487 \\ \times 5236 \\ \hline \end{array}$ …積に缺位を生ぜぬもの $\begin{array}{r} 6239 \\ \times 5607 \\ \hline \end{array}$ …積に缺位を生ずるもの</p> <p>六 名數の計算は十分に時間を見積りおくべし</p> |
| 應用問題 其の四 (凡四時) | 乗法に關する應用問題の解法を了解せしむるを主眼とす | <p>一 既授乗法の各場合に當てまる様に數を選びて應用問題を構成すべし 單價と複價との關係を了解せしむべし 主として取扱ふ諸等數左の如し 金高 圓 錢 厘 地積 町 段 畝 長さ 丈 尺 寸 分 時間 日 時 分 秒 樹目 石 斗 升 合 目方 貫 匁</p> <p>四 乗法の意義之を用ふる場合を明にすべきこと加減の場合に同じ</p> |
| | 缺位なき二桁の數を掛くる運算形式を授くるを主眼とす (1)算術書問題(一)の類 | <p>一 運算形式は既授其數を掛くる場合の上に立つて教授するにより、容易なりと雖も兒童は往々部分積の書き方につき誤るものなり、故に茲に十分注意して教授すべし 運算形式を嚴密に整ふことに注意すべし 形式を會得したる後其の理由を次の如く説明すべし</p> $\begin{array}{r} 323 \\ \times 969 \\ \hline 646 \\ 3230 \\ 32300 \\ \hline 31229 \end{array}$ <p>(1) 3 を掛けるには其數掛算適用(理由略す) (2) 2 を掛ける場合の部分積は乘數の十の位の直下より</p> |

| 筆算乘法 其の五 (凡八時) | | (2)同上(三)(三)の類 (3)同上(四)の類 (4)同上(五)の類 (5)以上練習 | 書き初むる理由 2は十の位2なるが故に實は20を掛くるものなること、故に二三が六の6は3の20倍なるが故に全く60なり (3)同様に二二が四は20の20倍なり (4)二三が六は30の20倍なり、故に部分積十の位より順次書くべきなり |
|----------------------|----------------|--|--|
| | | <p>四 基数に二位數を掛くる場合には部分積の書方を嚴密に注意すべし 教材進程左の如し</p> <p>五 (1) 乘數一の位の部分積と十の位の部分積とが共に同位數なる場合即ち運算形式の齊整なるもの (2) 一の位の部分積は四位、十の部分積は三位となる如く部分積の桁數不齊なる場合 (3) 各位の積悉く繰上となる場合 (4) 其數に二位數を掛くる場合 $\begin{array}{r} 6 \\ \times 23 \\ \hline 18 \\ 120 \\ \hline 138 \end{array}$ …繰上多きもの $\begin{array}{r} 3 \\ \times 96 \\ \hline 18 \\ 270 \\ \hline 288 \end{array}$ …全く繰上なきもの</p> | |
| | 缺位なき三桁の數を掛くる運算 | <p>一 本項は前項二位數乗法の上に建設すべきものにて特に百の位の數を掛けたる部分積の書き方に注意して授くべし 本項乗法は其の運算形式亂雜になり易き故に十分正しく書き並ぶることを注意すべし 其數に掛くる形式は嚴密に練習せしむべし 三 其數に掛くる形式は嚴密に練習せしむべし 四 問とは教室、家の間口、車行、運動場の縦横等に用ふる名、反物等</p> | |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|---|--|
| 筆算乘法 其の六 (凡六時) | 形式を會得せしむるを主眼とす (1)算術書問題(一)の類 (2)同上(二)(三)の類 (3)諸等數の計算及以上練習 | には丈尺を用ふることの區別を知らしめ且つ實測せしむべし 町等の觀念は兒童には容易に浮ばぬものなるが故に校内又は學校の附近に其標準となるべき距離を定め直觀せしむべし 標準距離は常に目測、步測を行ひて體得せしむるを要す 教材の進程左の如し 六 二位數に掛くる場合 [例] $\begin{array}{r} 26 \\ \times 367 \\ \hline 182 \\ 156 \\ 78 \\ \hline 9542 \end{array}$ (1) 二位數に掛くる場合 [例] $\begin{array}{r} 7 \\ \times 287 \\ \hline 49 \\ 56 \\ 14 \\ \hline 2009 \end{array}$ (2) 基数に掛くる場合 [例] $\begin{array}{r} 431 \\ \times 20 \\ \hline 000 \\ 862 \\ \hline 8620 \end{array}$ (備考) (2)は轉換法によらしむる方法あり、然れども本項の主眼を達する上より一應三段に部分積を書き並べしむるを練るべし |
| 筆算乘法 其の七 (凡六時) | 缺位ある二桁または三桁の數を掛くる場合零をも有價數と同様に掛け合する形式を理解せしむるを主眼とす (1)乘數十位數の場合 (2)乘數百十位數の場合 (3)乘數百位數又は乘數百一 | 一 本項教材は割合に容易なれば既授の練習を併せ行ふべし 二 里町間尺の關係を一層明確に徹底せしむべし 三 里程を測るは測量術の外目測、步測、又は時間を以て計ることを授くべし 四 兒童通學區域内なる處々より學校までの距離を測りて知らしむべし 同時に附近名邑までの距離をも測りて掲ぐべし 五 教材進程左の如し、(運算形式に注意すべし) (1) 十の位の數を掛くる場合 例、 $\begin{array}{r} 34 \\ \times 260 \\ \hline 00 \\ 204 \\ \hline 8840 \end{array}$ (2) 百十の位の數を掛くる場合 例、 $\begin{array}{r} 37 \\ \times 206 \\ \hline 222 \\ 00 \\ 74 \\ \hline 7622 \end{array}$ (3) 缺位ある三位數を掛くる場合 例、 $\begin{array}{r} 37 \\ \times 206 \\ \hline 222 \\ 00 \\ 74 \\ \hline 7622 \end{array}$ |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------------|---------------------------------------|--|
| 筆算乘法 其の八 (凡十二時) | 位數の場合 (4)里程に關する計算 (5)以上練習並に既授復習 | 一 乘數及被乘數轉換の理は自然兒童に發見せしむべし 二 普通の場合桁數の少き數に桁數の多き數を掛くるには其の順序を轉換してなすものなることを知らしむべし 三 地積の廣さは實地につきて觀察せしめ、一坪は一步にて一間平方の廣さの名にて一平方間なることを授くべし 四 一斤は百六十目なること、所と物によりて百二十匁、百匁を一斤とすることを授け兒童の筋肉感覺に訴へて直觀せしむべし 五 教材の進程左の如し (1) 缺位なき四位數を掛く (2) 缺位一個を有するもの 轉換しても掛けたる結果變らざること (3) 缺位二個を有するもの 六 名數乘法は本學年としては轉換の理を應用すべからず |
| 應用問題 | 加減乘に關する應用問題の解き方を授け思考力を練るを主眼とす | 一 應用問題の解法上の(思考、解き方)順序を常に明になし置くべし 1. 問題の讀解(何を求むるか) 2. 算式構成 3. 運算を行ふ 4. 答と問題との照應 |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------------|---|--|
| 其の五 (凡六時) | す | 一 教科書の教材排列に拘泥せず、前後相混じて復習すべし 二 括弧用法は事實と結合して授くべし 三 諸等数の各單位の關係を通覽する機會を設くべし 四 積は因數の順序に關係せず之を用ひて驗算を行はしむべし 五 名數不名數の問題を適宜選びて課すべし 六 連算練習には平易なる問題を選ぶべし 七 教材の通覽 五六頁 乘數一位の場合 五七頁 全 二位の場合 五八頁 全 三位の場合 五九頁 全 四位の場合 六〇頁 積は因數の順序に關係せぬこと 六一頁 括弧の用法 |
| 復習 其の二 (凡十八時) | 本學期に於て階段的系統的に授けたる乘法全部を復習整理するを主眼とす (1) 乘數一位の乘法並に里程時間に關する計算 (2) 乘數二位の乘法並に地積に關する計算 (3) 乘數三位の乘法並に里程時間地積に關する計算 (4) 乘數四位の乘法並に金高樹目目方に關する計算 (5) 因數交換の定理並に組合せの定理に基づく式題 (6) 加減乘混題 | 一 零の割算は零の掛算の逆として授くべし 二 4+の如きものは「零餘り四、又は割り切れぬ」と答へしむべし 三 本項は茲に纏めて練習するを以て足れりとせず、爾後繼續して大に練習すべし 四 餘りが法より小なることに注意せしむること大切なり、兒童は正し |
| 暗算 其の三 (凡二時) | を行ふを主眼とす (1) 二・六にて割る事、及零を割る事 (2) 同上及び七、八、九にて割る事 | 一 除法形式は種々あり何れによるも差支なかるべきも形式を用ふるときは、(1) 初歩時代には商の位を間違へぬこと、(2) 場所をとらぬことの利あり故に此の形式を會得せしむべし 二 運算方法を十分會得せしむべし即ち 1. 實の首位數中に法が幾つ含まれ居るか考へ適當なる商を得たる後横線該術と同行になる所に之を記し法と掛け合せたる積を實の首位より引き去る 2. 次の位を一桁下におろし、商を立て法と掛け合せた積を引き去る、かくして最下位に及ぶ 三 割終ればりを附ること 運算上注意すべき要件 1. 上の桁より一桁づゝ割ること 2. 一桁下ろす毎に商を立てること 3. 割終ればりを附すること 四 教材進程左の如し ○ 各桁が別々に割り切れる場合 商の桁數が實の桁數と同じきもの 商の桁數が實の桁數より一桁少ないもの |
| 筆算除法 其の一 (凡四時) | 法基數にて各桁別々に餘りなく且商に零の出でざる場合の運算形式を授くるを主眼とす (1) 一桁にて割れる場合 (2) 最初が二桁取らねばならぬ場合 | 一 除法形式は種々あり何れによるも差支なかるべきも形式を用ふるときは、(1) 初歩時代には商の位を間違へぬこと、(2) 場所をとらぬことの利あり故に此の形式を會得せしむべし 二 運算方法を十分會得せしむべし即ち 1. 實の首位數中に法が幾つ含まれ居るか考へ適當なる商を得たる後横線該術と同行になる所に之を記し法と掛け合せたる積を實の首位より引き去る 2. 次の位を一桁下におろし、商を立て法と掛け合せた積を引き去る、かくして最下位に及ぶ 三 割終ればりを附ること 運算上注意すべき要件 1. 上の桁より一桁づゝ割ること 2. 一桁下ろす毎に商を立てること 3. 割終ればりを附すること 四 教材進程左の如し ○ 各桁が別々に割り切れる場合 商の桁數が實の桁數と同じきもの 商の桁數が實の桁數より一桁少ないもの |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------------|--|--|
| 暗算 其の三 (凡二時) | を行ふを主眼とす (1) 二・六にて割る事、及零を割る事 (2) 同上及び七、八、九にて割る事 | 一 除法形式は種々あり何れによるも差支なかるべきも形式を用ふるときは、(1) 初歩時代には商の位を間違へぬこと、(2) 場所をとらぬことの利あり故に此の形式を會得せしむべし 二 運算方法を十分會得せしむべし即ち 1. 實の首位數中に法が幾つ含まれ居るか考へ適當なる商を得たる後横線該術と同行になる所に之を記し法と掛け合せたる積を實の首位より引き去る 2. 次の位を一桁下におろし、商を立て法と掛け合せた積を引き去る、かくして最下位に及ぶ 三 割終ればりを附ること 運算上注意すべき要件 1. 上の桁より一桁づゝ割ること 2. 一桁下ろす毎に商を立てること 3. 割終ればりを附すること 四 教材進程左の如し ○ 各桁が別々に割り切れる場合 商の桁數が實の桁數と同じきもの 商の桁數が實の桁數より一桁少ないもの |
| 筆算除法 其の一 (凡四時) | 法基數にて各桁別々に餘りなく且商に零の出でざる場合の運算形式を授くるを主眼とす (1) 一桁にて割れる場合 (2) 最初が二桁取らねばならぬ場合 | 一 除法形式は種々あり何れによるも差支なかるべきも形式を用ふるときは、(1) 初歩時代には商の位を間違へぬこと、(2) 場所をとらぬことの利あり故に此の形式を會得せしむべし 二 運算方法を十分會得せしむべし即ち 1. 實の首位數中に法が幾つ含まれ居るか考へ適當なる商を得たる後横線該術と同行になる所に之を記し法と掛け合せたる積を實の首位より引き去る 2. 次の位を一桁下におろし、商を立て法と掛け合せた積を引き去る、かくして最下位に及ぶ 三 割終ればりを附ること 運算上注意すべき要件 1. 上の桁より一桁づゝ割ること 2. 一桁下ろす毎に商を立てること 3. 割終ればりを附すること 四 教材進程左の如し ○ 各桁が別々に割り切れる場合 商の桁數が實の桁數と同じきもの 商の桁數が實の桁數より一桁少ないもの |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|---|--|
| 筆算除法 其の二 (凡九時) | 法基数にて中途にも最後にも餘の出づる場合の除法運算形式を會得せしむるを主眼とす (1) 中途に於て餘りある事一度のもの (2) 中途に於て餘りある事二度以上のもの及諸等數の計算 (3) 最後に餘りあるもの及諸等數の計算 | 一 餘りは中途のものにても常に法よりも小なるべきことを注意すべし最後の餘りは答を唱ふるとき商を後に續けて唱ふべきこと及び驗算を行ふには商に法を掛けたるものに此の餘を加へ、實と等しくなるや否やを見るべきことを注意すべし 二 兒童の最も誤り易き點は過小の部分商を立てること、過小の部分商を立てる爲に餘りは法より大となる、然るにそれに氣付かず該桁の割り算一つ済みたりと考へ、その餘りにつき再び法が幾つ入りおるか考へ、1を商に立てるやうのことをなす、故に餘りの法より小なることは十分徹底せしむべし 三 割り切れぬ割算は實用上最も多く接する所のものなれば練習の際は割り切るゝ割算は混じて課し、「割り切るゝ」、又は「割り切れぬ」と云ふことは別に取扱に區別をおかざるやう注意すべし 四 諸等數の割算に於ては單名數と見做し、最下位の單位の名のみを記して運算せしむべし 五 教材進程左の如し 六 1. 中途に於て一度餘りあるもの 2. 中途に於て二度以上餘りあるもの 3. 最後にも餘りあるもの 一 商が零となる時の簡便法はこゝに於て授くべきものにあらず 二 本項の方法は簡單なれども實際の場合には中々誤り易きものにて殊に商の末位に零を落すこと多し故に一桁毎に必ず商を立てると云ふ既授の注意を厳密に考へしむること肝要なり |
| 筆算除法 其の四 (凡六時) | 法二位数にして商は基数なる場合の除法運算形式を授け特に商の概測をなす練習をなすを主眼とす (1) 二位数を二位数にて割るもの (2) 法の末一、二、三或は七、八九等の如き商の概測に比較的困難ならざるもの (3) 法の末位四、五、六等の如き商の概測に困難なるもの | 一 商の見定め方は除法に於て最も大切なるものなれば十分注意して理解せしめ、且練習せしむべし 二 割り初めに法が二桁なる故に實も首位より二桁までを取ること、兩方の二桁と二桁と較べて見るには首位數と首位數とを較べ實の首位數小なるときは一つも這入りてなし、故に第三の桁まで一緒に考へること 三 本項教授によりて商の概測法を十分に會得せしむべし 四 教授進程左の如し 一 實の桁數が法の桁數に等しきもの(概測容易) 2. 法が十の位の數なるもの 實首、法首より小なる譯なれば、この場合には實の上二桁と法の首位數と見合せて九九の聲にて概測すること 3. 法の一位が123なるもの 法の末位が小なる故に切り捨て、十位の數と見做し概測をなす(前項適用) 4. 法の一位が987なるもの |

| 其の三 (凡六時) | (I) 中途に零の生ずるもの (2) 終りに零の生ずるもの (3) 以上練習 | 教授の進程左の如し |
|----------------------|--|--|
| 筆算除法 其の三 (凡六時) | (I) 中途に零の生ずるもの (2) 終りに零の生ずるもの (3) 以上練習 | 一 商の見定め方は除法に於て最も大切なるものなれば十分注意して理解せしめ、且練習せしむべし 二 割り初めに法が二桁なる故に實も首位より二桁までを取ること、兩方の二桁と二桁と較べて見るには首位數と首位數とを較べ實の首位數小なるときは一つも這入りてなし、故に第三の桁まで一緒に考へること 三 本項教授によりて商の概測法を十分に會得せしむべし 四 教授進程左の如し 一 實の桁數が法の桁數に等しきもの(概測容易) 2. 法が十の位の數なるもの 實首、法首より小なる譯なれば、この場合には實の上二桁と法の首位數と見合せて九九の聲にて概測すること 3. 法の一位が123なるもの 法の末位が小なる故に切り捨て、十位の數と見做し概測をなす(前項適用) 4. 法の一位が987なるもの |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------------|---|--|
| 筆算除法 其の五 (凡十二時) | (4)以上練習及諸等數の除法 法二位、商二位以上の場合の除法運算形式を授くるを主眼とす (1)商に數の生ぜざるもの、法の首位數實の首位數より大なるもの (2)法の首位數實の首位數より小なるもの (3)商に零を生ずるもの (4)名數の計算 | 法の一位大なるが故に之を繰上げて十の位の數と見做し(前項参照)取扱ふこと 5. 法の一位が456なるものは概測法の最も困難なるものなり法首數の九九の聲にて探すより外良法なし 一 商の概測法は特に復習し重ねて練習すべし 二 一通り計算方法を理解したる後は理窟よりも技能的熟練を以て肝要なりとす故に多くの問題に當らしめ大に計算の能を練るべし 三 困難なる割算問題には時に商の一部を示して問題を提出するも可なり、又誤りの商を記して發見せしむるも面白し 四 教材進程左の如し 1. 實首法首より大なる場合(商二桁なるもの)×餘りあるもの 商三桁なるもの×餘りなきもの 2. 實首法首より小なる場合(餘りなきもの) 3. 商に0のあるもの(中途に0のあるもの)×餘りあるもの 最後に0のあるもの×餘りなきもの 4. 名數の計算 一 商の桁數を求むる方法は除法の實例により歸納的に發見せしむべし 二 其の方法を授けたる後は先づ桁數を求めしめ而して後實際計算により其の適否を驗せしむべし 三 實の左端の數字が法より小ならざれば商の桁數は實の桁數と等し、法より小なれば實の桁數より一つ少し |
| 暗算 其の四 | 商の桁數を求め之を概算に利用せしむると共に概略の驗算に利用せしむることを授くるを主眼とす | 四 商につきて概算をなすことは日常生活上極めて必要なれば十分練習せしむべし 五 本項の材料は他の計算をも併せ課し然も以後常に練習を要す 一 名數を名數にて除する方法を授くべし 二 十進諸等數を十進諸等數にて割る時は同じ單位の單名數になはして計算せしむべし 三 名數に於て等分の意あるときは實は名數、法は不名數及餘りは實と同じ名數なり 又幾つ含まれて居るかを定むる場合には法、實共に同じ名數、商は不名數、餘りは名數なり 四 加減乗除の混題を除法に附帶して復習し括弧の使用をも理解せしむべし |

| | | |
|-------------------|--|---|
| (凡二時) | 用せしむることを授くるを主眼とす | 四 商につきて概算をなすことは日常生活上極めて必要なれば十分練習せしむべし 五 本項の材料は他の計算をも併せ課し然も以後常に練習を要す 一 名數を名數にて除する方法を授くべし 二 十進諸等數を十進諸等數にて割る時は同じ單位の單名數になはして計算せしむべし 三 名數に於て等分の意あるときは實は名數、法は不名數及餘りは實と同じ名數なり 又幾つ含まれて居るかを定むる場合には法、實共に同じ名數、商は不名數、餘りは名數なり 四 加減乗除の混題を除法に附帶して復習し括弧の使用をも理解せしむべし |
| 復習 其の三 (凡九時) | 既授の除法につき難易繁簡混淆して總復習をなすを主眼とす (1)不名數の除法 (2)加減乗除混題 (3)乗除法の二意義 (4)諸等數の計算 | 一 應用問題の解き方は簡明なるを可とす 教師用書範例の如きは直ちに五等分せしめて可なり 二 除法意義及び之を用ふる場合を知らしむることを努むべし 三 計算問題をも常に復習すべし 四 兒童に接近したる事實問題を課すべし |
| 應用問題 其の六 (凡三時) | 除法應用問題を解かしむるを主眼とす | 一 應用問題を兒童に構成せしむる事は思考力養成上有効なり 二 應用問題は實際に近く兒童の心意に適するものたるべし 三 應用問題解法の要件は其の一以下其の五まで参照 |
| 應用問題 其の七 (凡六時) | 本學年に於ける既授總ての算法を應用したる事實問題の解法練習を主眼とす | 一 應用問題を兒童に構成せしむる事は思考力養成上有効なり 二 應用問題は實際に近く兒童の心意に適するものたるべし 三 應用問題解法の要件は其の一以下其の五まで参照 |

第四學年教授指針

尋常小學算術教授指針

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------|--|--|
| 唱へ方書方 (凡三時) | 一萬以上一億未満の数の唱へ方 及讀方書方を授くるを主眼とす (1) 一萬以上の数の唱へ方 (2) 十萬未満の数の讀方 (3) 一萬以上の数の書方讀方 | <ol style="list-style-type: none"> 一 一萬以上の数の唱へ方は一萬未満の数の唱へ方を基礎として説明し兩者を比較して其の類似の點を發見せしめ四桁毎に命數上の一段を劃することを暗々の裡に會得せしむべし 二 千の十倍を一萬と唱ふること、一萬の集まりて何萬と唱ふること、九萬に止まらず、十萬、百萬、千萬と進み終に九千九百九十九萬に至ること、何萬といふ數と一萬未満の數とを合せたるものは、十、百、千の時と同様に唱ふること及一萬は單に萬とは稱せざることを授くべし 三 練習としては1.一萬を若干合せたる數、2.一萬の若干倍、3.若干萬と一萬未満の數とを合せたる數の唱へ方をなすべし 四 一萬以上の数の書方を説明し、千の位の左(即ち右より五番目)が萬の位、其の左は順次十萬、百萬、千萬の位なることを注意し、書方及讀み方を練習すべし 五 一萬以上の数を讀むには千の位と萬の位との間を區切り先づ左の區切の数を讀み其の尾に萬と云ふ語を附け次に右の區切の数を讀ましむべし、特に缺位ある数の讀み方及書方を練習すべし 六 數字は其位置により表す所の數を異にし、右端に於て一の數を表せども夫より左へ移るに隨つて順次十、百、千、萬、十萬、百萬、千萬の數を表はすこと即ち、一桁左へ移る毎に十倍する所の數を表はすこと隨つて或桁に一つも數なき時は其の處に零を置くの必要あることを了解せしむべし 七 茲に於て萬の字を教へ漢字を用ひて數を書くことも練習せしむべし 八 本項は次の暗算と同時に材料を鹽梅して教授すべし |

| 暗算 其の一 (凡五時) | 加法 (凡七時) | 簡易なる加減乗除の暗算によりて何萬といふ數の成立を明に知らしむるを主眼とす (1) 萬位數の加減 (2) 萬位數の乗除 (3) 何萬何千といふ數の加減 (4) 何萬何千といふ數の乗除 (5) 以上練習 | <ol style="list-style-type: none"> 一 暗算は主として不名數に就きて行はしむべきも時々名數に就きても之を行はしむるを可とす 二 暗算の技能を練ると云ふよりも確實な計算次項以下大數計算の準備と見るべきものなり 三 萬、萬の三通の書き方は何れも五萬と讀むことを知らしめ計算の際には萬⁵。又萬の書方によらしむ 四 此の時算を課す間にも次の加減の練習を加へ次の計算に移りたる後時々此種の暗算練習をなすべし |
|--|---|---|--|
| 筆算加法の形式を整理し、正確、迅速に運算の技能の熟達を主眼とす (1) 同位數の加法 (2) 不同位數の加法 (3) 諸等數の加法 | <ol style="list-style-type: none"> 一 練習の初めは1.運算形式を整齊すること、答を正確ならしむることに注意し迅速に計算せしむることは練熟するによりて要求すべし 二 平易なる教材を提出して特に速算練習を行はしむべし 三 驗算は必ず行はしむべし 四 問題提出の方法として(一)は運算形式のまゝ、(二)算式のまゝ、(三)漢字にて(四)數字にて、(五)板書、口唱、(六)其他(算術教授上重要問題の研究参照) 五 加法の運算を困難ならしむるものは桁數の多くなること、及び項數の多くなれることの二あり特に項數の多きものには一層注意を要す 六 不同位數の加法に於ては一の位の桁を立派に揃へ各桁とも並ぶることとに注意すべし 七 教材の進程左の如し <ol style="list-style-type: none"> 1. 加法筆算形式整理 <ol style="list-style-type: none"> 二項……四、五、六位數 三項……五、六、七位數 四項……四、五、六位數 五項……五、六、七位數 | | |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------------|--|--|
| <p>減法 (凡五時)</p> | <p>前學年に授けたる算法を基礎として更に一億未滿の數の範圍に於て練習せしめ、正確、敏速に運算し得るに至らしむるを主眼とす</p> <p>(1) 不名數の減法 (2) 諸等數の減法</p> | <p>一 二位數より多くの基數を引くもの、及び之に準じて計算し得る、十の位の數、百の位の數、千の位の數、萬の位の數……暗算を課すべし計算甚だ複雑なるもの例へば100000-888の類は一應計算を理解せしめたる後は全く器械的に中間の零を越えて何位も上から借りて来た場合は零の所は常にリになつてゐるとして運算する様にならしむべし、尙ほ借りたる印をつけしむべからず</p> <p>二 名數計算上の注意要件</p> <p>1. 記數の場合に圓、錢、厘の單位を並べて書くこと 2. 次に引かれる數を書き次に引く數を書くこと 3. 「三」の如き0のある數に注意すること 4. 引く符號は最高位の桁の左桁に當る場所に正しく書くこと 5. 缺位ある數の讀方につき注意すべし</p> <p>四 教材進程左の如し</p> <p>1. 減法筆算形式並に算法の整理 不名數、單名數につきて減法練習(二項、五・六・七位數及び不同位數)</p> <p>2. 同上並に十進諸等數の減法練習 (金高、長さ、地積、樹目、目方)</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------------|--|---|
| <p>乘法 (凡七時)</p> | <p>前學年にて授けたる乘法を基礎として其の上更に一億未滿の數の範圍に於て乗法の練習を行ひ且つ三數の積加減乗を含める式、二乗三乗の計算等を正確敏速に計算せしめ理解せしむるを主眼とす</p> <p>加減混題により計算の能を練ると共に應用問題の解き方を授け思考力を養ふを主眼とす</p> <p>(1) 式題 (2) 應用問題</p> | <p>一 式題に關しては從來屢々取扱ひたるものなれば此處にては(1)計算の順序と方法とを示せるものなること(2)左より右に至る記數の順序に計算すべきものなることを明かにすべし</p> <p>二 加減交換の理、結合の理は實際計算の場合に應用し、計算の手續に於ての便法を考案せしむべし</p> <p>三 加減の諸定理は定理として發表せしむることを求むべからず、具體的の例につきて應用することを得れば足れりとす</p> <p>四 括弧の用法は諸定理と關聯して教授すべし</p> <p>五 應用問題は僅に五問あるのみ、故に多數補足するを要す</p> <p>六 應用問題の内容通覽</p> <p>(6) (8) は殘數を求むるもの (7) (10) 乘數の和を引くもの即ち結合の定理によるもの (9) はDISTRIBUTIONの思考的式題に依るもの</p> <p>七 加減の形式算を混じて練習することも忘るべからず</p> <p>一 乘法に關する定理を理解せしむべし 乘法交換定理は前學年五十一頁六十頁參照 乘法結合定理は前學年六十頁參照</p> <p>二 配分の定理は教科書には見えざれども十七頁(13)の中に交へて授くべし</p> <p>三 定理は定理として發表せしむることを求むるにあらず、具體的の例により應用することを得れば可なり</p> <p>四 加減乗の雜れる式の計算順序の一般的慣例を授け練習せしむべし、乗は加減より先に計算すること</p> <p>五 二乗、三乗のことを授け、二を乗ずる、三を乗ずると云ふことの區</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---|---|---|
| (凡七十二時) (1) 乘數一位の場合 (2) 乘數二位の場合 (3) 乘數三位の場合 (4) 乘數四位の場合 (5) 乘數五位の場合 (6) 括弧を用ひたる場合 (7) 諸等数の計算 | 前學年に授けたる法二位以下、實四位以下の場合の割算を基礎として法二位、實八位以下の除法を練熟せしむるを主眼とす | 別を明にすべし 六位ある數に他の數を乗ずる場合には世間普通の簡便法あれど本學年に於ては取扱ふべからず 教材進呈左の如し 七 乘數一位數のもの 十四頁 乘數二位數のもの 十四頁 乘數三位數のもの 十五頁 乘數四位數のもの 十五頁 乘數五位數六位數のもの 十六頁 六 交換結合の定則に關するもの 七 括弧用法問題 八 諸等數 九 二乘三乘に關するもの 一 本材の前學年に於て課したるものと殆ど同様、唯數の範圍擴大せる點困難を感じる點なり、根氣強く綿密に計算する習慣を養ふべし 二 算術書の問題は不名數のみなれども名數、應用問題をも併せ練習せしむべし 三 餘りある問題と餘りなき問題とは混交して課する方實際に於て有效なり 四 24370 + 10, 30740 + 30 の如き、簡便法あれども本學年に於ては授けずと云ふ、編纂趣意なり、然れども兒童自然に發見したる時は授くとも可なるべし 五 除法にて最も困難なるは商の概測なり故に此の點は特に注意を要す |

除法 其の一 (凡七時)

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------|--------------------------|---|
| 除法 其の二 (凡十四時) | (1) 法一位の場合 (2) 法二位の場合 | 六 算法上注意すべき要件 一 如何なる場合にも實を一桁下す毎に商を立つること 二 商と法と掛け合せ引き去りたる残りは常に法より小なること 三 商に零を生ずる場合の計算に簡便法あれども茲にては授くべからず教材進呈左の如し 八 七 除數(法)基數の場合(1)(2) 2. 法二位數の場合(3)(4)(5)(6)(7)(8) 一 本項形式は法に二位なる場合と異ならざることを注意し、然る後例に就きて其の方法を授くべし 二 問題(8)は二數以上にて次々に割るとして其の數の順を變ふとも結果は變らぬことを教ふべし 三 問題(9)幾つかの數にて次々に割るも又は夫を掛け合せたるものにて割るも結果は變らぬことを教ふべし 四 二十頁例、商ひの時に於ける一種の簡便法に注意して教授すべし 五 除法の計算は極めて困難なれども其の注意すべき要點を指示し階段的、系統的に練習せしむべし、(注意要點第三學年筆算除法其の一其の二其の三参照) 六 問題(10)には不用の括弧を使用せり、而し之は計算順序の約束を知らしむる前の式題として特別のものとするべし 七 簡易なる應用問題は常に課すべし 尙ほ [乘數] × [數] = [積] [積] ÷ [乘數] = [數] [積] ÷ [數] = [乘數] [積] + [乘數] = [數] [積] - [乘數] = [數] の關係は多くの問題の基礎をなすものなれば十分注意して實際と接 |

除法 其の二 (凡十四時)

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---|--|---|
| (2) 法四位の場合 (3) 括弧を用ひたる場合 (4) 諸等数の場合 | 八 教材進程左の如し (1) 法三位の場合 イ、商に零を生ぜざるもの………問題(1) ロ、商に零を生ずるもの………問題(2) ハ、餘りあるもの………問題(3) ニ、法に零あるもの………問題(4) 法四位の場合 イ、商に零を生ぜざるもの………問題(5) ロ、商に零を生ずるもの………問題(6) ハ、括弧用法(加減除)………問題(7) ニ、除法の二章義説明に關するもの………問題(8) | 一 分数に關することは分数として教へず、一種の唱へ方書方として教へ、整数乗除の應用として計算せしむべきものとす 二 加減と乗除と雜れる式に於ては乗除の計算を加減よりも先にすべきことを教ふべし 三 3/5は一五等分したるものを三つ取つたもの、分数第一の意義第六 |

| 雜問 其の二 (凡十四時) | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------|---|--|
| 雜問 其の二 (凡十四時) | 一、加減乗除に關する問題の計算を復習し併せて交換結合及計算上の約束を明確に授くること 二、分数の唱へ方、書方及其の意義を應用する計算を授くること 三、四則應用問題を解かしめ同時に本學期の大總括をなすを主眼とす (1) 不名數式題 (2) 諸等数の計算 (3) 分数の意義に關する練習及同上應用問題 (4) 四則應用問題 | 學年四頁の言ひ表はし方と一致する様授くべし 四 二分の一は半分、三分の一は三つ一、又は三つ一ともいふことを授くべし 五 一里は36町なり故に一里の3/4は36町を四等分したるもの即ち9町の3倍にて27町なることを説示すべし 六 二十六頁(1)は乗除の計算力を練るを重なる目的とす又一面に乗除交換の定則を理解せしむべし 七 二十六頁(2)(3)は括弧の使用及計算の順序を知るを主眼とす故に計算は重く見ざるを可とす 八 應用問題の解き方の基礎を養ふことに注意すべし 九 問題解法の順序第三學年第二學期應用問題其の五教授上注意參照教材の進程左の如し 1. 乗除交換の理法………問題(1) 2. 加減乗除加減計算順序の約束………問題(2) 3. 括弧の用法………問題(3) 4. 諸等数の問題………問題(4)(5)(6)(7)(8) 5. 分数に關するもの………問題(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(20)(21) 6. 四則應用問題に關するもの………問題(22) 問題につき注意すべき主眼點 (22) 乗法の逆として除法 (23) 除法の逆としての乗法及加法の逆として減法 (24) 比較してより少なしといふ意義の減法 (11) 答の處分法に注意すること |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------------|--|---|
| <p>長さ (凡五時)</p> | <p>長さに關する觀念を明確に授け 十進諸等數の加減乗除の復習整 理をなすを主眼とす</p> <p>(1) 長さの單位 (2) 通法及命法 (3) 加法及減法 (4) 乘法及除法 (5) 應用問題</p> | <p>一 諸等數とは二つ以上の單位を併せ用ひて表はしたる名數なることを平易に説授すべし</p> <p>二 十進諸等數の加法及減法を行ふには此の處の例に示す如く先づ單位の名を順に書き並べて書き其の下に各單位の數が縦に並ぶ様に重ねて書き然る後に計算せしむる様にすべし、又は各數を同じ單位の題名數に直し然る後に計算せしむるも可なり、但し答は諸等數として答へしむべし</p> <p>三 乗除に於て十進諸等數は先づ單名數に直し然る後計算せしむべし、殊に除法に於て實も法も共に名數なる場合には、先づ兩方を同じ單名數に直さしむべし</p> <p>四 物指の用法、實測上の注意、概測の標準を示し實測、目測、歩測の練習をなすべし</p> <p>一 是迄の計算は唯單位間の關係を明にするを目的としたり、一般的運算形式を授くるは之を始めとす故に確かなる知識を得しめ以後諸等數計算の基礎を養成するを肝要とす</p> <p>二 以下練習せんとする里程に關する問題は非十進諸等數の模式的のものとして十分練習すべきなり</p> <p>三 諸等計算に於て最も大切なるは各單位に關する觀念を明にするにあ</p> |
| <p>里程</p> | <p>里程に關する種々の算法を授く</p> | <p>一 即ち各單位の名稱、單位の示す量、各單位の順序、各單位相互間の關係(下單位のものが幾つ集つて上單位の一となるか)を明確に熟知せしむるにあり</p> <p>二 此が爲めには直觀的施設を十分にして授くべきは勿論、口答により練習も常に反復するを必要とす</p> <p>一 通法とは「諸等數を單名數に直すこと」にて次の三場合あり</p> <p>1. 最底單位の單名數に直すこと(本學年の主眼點)</p> <p>2. 最高單位の單名數に直すこと(第五學年の主眼點)</p> <p>3. 中間單位の單名數に直すこと(高等科第一學年の主眼點)</p> <p>二 里町間尺の關係を明瞭にし實測概測をなさしむべし</p> <p>三 通法は減法除法の場合の助けとなるものなり、通法の教授は最初簡易なる數を暗算にて計算せしめ如何にして最底單位に直すかを知らしめ次に一般の運算形式を説示し</p> <p>【里の數】× 36 = 【町の數】 【町の數】× 60 = 【百の數】 【百の數】× 6 = 【尺の數】</p> <p>の關係を記憶せしむべし</p> <p>四 運算形式は嚴密に純例に一致せしむべし、加乗の印を附すること單位の名を記すること、答を横に書き下に横線を引くこと等の詳細の點まで嚴密に整へしむべし</p> <p>五 教材進程左の如し</p> <p>1. 二單位以下の數を町數に直すこと (2)</p> |

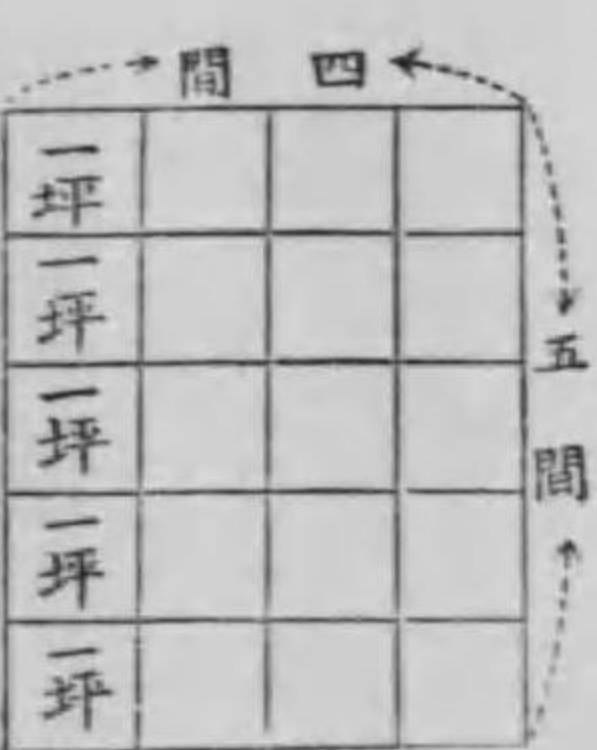
| | | |
|---------------------|---|---|
| <p>(凡二十八時)</p> | <p>るを主眼とす</p> | <p>り</p> |
| <p>通法 (凡五時)</p> | <p>里程に關し各單位の關係を整理し、最底單位の單名數に直す通法の形式を授け練習せしむるを主眼とす</p> | <p>一 通法とは「諸等數を單名數に直すこと」にて次の三場合あり</p> <p>1. 最底單位の單名數に直すこと(本學年の主眼點)</p> <p>2. 最高單位の單名數に直すこと(第五學年の主眼點)</p> <p>3. 中間單位の單名數に直すこと(高等科第一學年の主眼點)</p> <p>二 里町間尺の關係を明瞭にし實測概測をなさしむべし</p> <p>三 通法は減法除法の場合の助けとなるものなり、通法の教授は最初簡易なる數を暗算にて計算せしめ如何にして最底單位に直すかを知らしめ次に一般の運算形式を説示し</p> <p>【里の數】× 36 = 【町の數】 【町の數】× 60 = 【百の數】 【百の數】× 6 = 【尺の數】</p> <p>の關係を記憶せしむべし</p> <p>四 運算形式は嚴密に純例に一致せしむべし、加乗の印を附すること單位の名を記すること、答を横に書き下に横線を引くこと等の詳細の點まで嚴密に整へしむべし</p> <p>五 教材進程左の如し</p> <p>1. 二單位以下の數を町數に直すこと (2)</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------|--|---|
| 命法 (凡五時) | 原數が整數なる場合の命法運算形式を會得せしめ簡易なる計算を練習するを主眼とす | <p>一 命法とは單名數を諸等數に直すことにて次の三場合あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原數が整數なる場合(本學年主眼點) 2. 原數が小數又は帶小數なる場合(第五學年主眼點) 3. 原數が分數なる場合(第六學年主眼點) <p>命法は加法、乗法の場合の助けとなるものなり、命法の教授は最初簡易なる數を暗算にて計算せしめ之を豫備として命法の一般算法を説示し</p> <p>[Rの數] + 6 = [Rの數] [Rの數] + 60 = [Rの數] [Rの數] + 36 = [Rの數]</p> <p>の關係を了解せしめ、記憶せしむべし</p> <p>三 運算形式の方法順序は嚴密に會得せしむべし</p> <p>四 命法の驗算は通法によらしむべし</p> <p>五 教材進程左の如し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原單位の直ぐ上の單位に直すもの 問題(2) |
| 加法 (凡五時) | 本材により不十進諸等數の運算形式を會得せしめ簡易なる計算を練習せしむるを主眼とす | <ol style="list-style-type: none"> 2. 町間又は里町に直すもの 全 (3)(4) 3. 里町間に直すこと 全 (5) 4. 町間尺に直すこと 全 (6)(7) <p>一 計算の場合には各單位の名をば間を離して順に列記し、其の下に各單位の數が縦に並ぶ様に各數を重ねて記し然る後に各單位につきて別々に計算すべし</p> <p>2. 計算は下の單位より行ひ</p> <p>3. 上位に繰上げべきもの出づれば暗算によりて繰上げしむ</p> <p>3. 繰上の手段は雁垂式を用ひ餘りを見出さしむ</p> <p>教材進程左の如し</p> <p>二 二單位數の加法……問題(1)(2)(3)</p> <p>三 三單位數の加法……全 (4)(5)</p> <p>非十進諸等數の計算形式はその非十進なるが爲め各單位間の距離を離して計算するも大局に於いて普通算法と變るものに非ざることを知らしむるやら常に努むべし(以下各算に於ても同様)</p> |
| 減法 (凡四時) | 減法の運算形式を會得せしめ簡易なる計算を練習せしむるを主眼とす | <p>一 加法に於けると同様數を排列して計算すべし、若し引き得ぬことあらば上位より一單位借り來たりて引くべし</p> <p>二 上位より借り來たり引く時は暗算によらしむべし、此の際十進諸等數の1を借りたると同様に計算するが如き誤りのなき様注意すべし</p> <p>教材進程左の如し</p> <p>三 二單位數の減法 (1)</p> <p>三單位數の減法 (2)</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------|--|---|
| 命法 (凡五時) | 原數が整數なる場合の命法運算形式を會得せしめ簡易なる計算を練習するを主眼とす | <p>一 命法とは單名數を諸等數に直すことにて次の三場合あり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原數が整數なる場合(本學年主眼點) 2. 原數が小數又は帶小數なる場合(第五學年主眼點) 3. 原數が分數なる場合(第六學年主眼點) <p>命法は加法、乗法の場合の助けとなるものなり、命法の教授は最初簡易なる數を暗算にて計算せしめ之を豫備として命法の一般算法を説示し</p> <p>[Rの數] + 6 = [Rの數] [Rの數] + 60 = [Rの數] [Rの數] + 36 = [Rの數]</p> <p>の關係を了解せしめ、記憶せしむべし</p> <p>三 運算形式の方法順序は嚴密に會得せしむべし</p> <p>四 命法の驗算は通法によらしむべし</p> <p>五 教材進程左の如し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 原單位の直ぐ上の單位に直すもの 問題(2) |
| 加法 (凡五時) | 本材により不十進諸等數の運算形式を會得せしめ簡易なる計算を練習せしむるを主眼とす | <ol style="list-style-type: none"> 2. 町間又は里町に直すもの 全 (3)(4) 3. 里町間に直すこと 全 (5) 4. 町間尺に直すこと 全 (6)(7) <p>一 計算の場合には各單位の名をば間を離して順に列記し、其の下に各單位の數が縦に並ぶ様に各數を重ねて記し然る後に各單位につきて別々に計算すべし</p> <p>2. 計算は下の單位より行ひ</p> <p>3. 上位に繰上げべきもの出づれば暗算によりて繰上げしむ</p> <p>3. 繰上の手段は雁垂式を用ひ餘りを見出さしむ</p> <p>教材進程左の如し</p> <p>二 二單位數の加法……問題(1)(2)(3)</p> <p>三 三單位數の加法……全 (4)(5)</p> <p>非十進諸等數の計算形式はその非十進なるが爲め各單位間の距離を離して計算するも大局に於いて普通算法と變るものに非ざることを知らしむるやら常に努むべし(以下各算に於ても同様)</p> |
| 減法 (凡四時) | 減法の運算形式を會得せしめ簡易なる計算を練習せしむるを主眼とす | <p>一 加法に於けると同様數を排列して計算すべし、若し引き得ぬことあらば上位より一單位借り來たりて引くべし</p> <p>二 上位より借り來たり引く時は暗算によらしむべし、此の際十進諸等數の1を借りたると同様に計算するが如き誤りのなき様注意すべし</p> <p>教材進程左の如し</p> <p>三 二單位數の減法 (1)</p> <p>三單位數の減法 (2)</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---|---|---|
| <p>乘法 (凡三時)</p> <p>乗法の運算形式を授け簡易なる計算を練習せしむるを主眼とす</p> | <p>乗法の運算形式を授け簡易なる計算を練習せしむるを主眼とす</p> | <p>一 整数を諸等数に掛くるには、各單位の數に別々に掛け、然る後上位に繰上ぐべきもの出づるときは之を繰上ぐべし 教材進程左の如し</p> <p>二 繰上らざる場合の掛算</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 繰上らざる場合の掛算 2. 二單位數に掛けること (1)(2) 3. 三單位數に掛けること |
| <p>除法 (凡六時)</p> <p>整数にて割る場合及諸等數にて割る場合の運算形式を會得せしめ其の計算を練習するを主眼とす</p> | <p>整数にて割る場合及諸等數にて割る場合の運算形式を會得せしめ其の計算を練習するを主眼とす</p> | <p>一 整数にて諸等數を割るには最高單位の數より割始むべく、或る單位に於て餘り出づれば先づ之を次位の數に直し元よりある次位の數に足し然る後割るべし、$\frac{1}{60} \times 60$ は便宜 $\frac{60}{1}$ と同様に計算せしむべし</p> <p>二 諸等數にて諸等數を割るには兩數を同じ單位の單名數に直し、然る後に割るべし、四十三頁例ば「間」が最下單位なれば先づ兩方を間數に直すべきことを注意すべし、又 $\frac{1}{36} \times 36$ は便宜 $\frac{36}{1}$ と同様に計算せしむべし</p> <p>三 教材進程左の如し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 各單位毎に割り切れるもの 1. 二單位數を割るもの 3. 三單位數を割るもの 4. 諸等數にて割るもの |
| <p>地積 (凡八時)</p> <p>前學年にて授ける町段畝歩を基礎とし更に坪より小なる合、勺、を授け之に關する、通法命法、加減乗除の運算形式を會得せしめ廣さの觀念を明確ならしむるを主眼とす</p> | <p>前學年にて授ける町段畝歩を基礎とし更に坪より小なる合、勺、を授け之に關する、通法命法、加減乗除の運算形式を會得せしめ廣さの觀念を明確ならしむるを主眼とす</p> | <p>一 地積の通法、命法、加法、減法、乘法、除法は其の計算比較的平易なるが故に計算技能を十分に練るを肝要とす</p> <p>二 廣さの觀念は兒童には中々會得させ難ければ實地觀察により大體の觀念を確實に收得せしむべく努むべし</p> <p>三 家屋市街宅地等の廣さを測るには「坪、合、勺」を用ひ、田、畑、山林等の廣さを測るには「町段畝歩」の方を用ふることを注意すべし</p> <p>四 平易なる問題により</p> <p>〔畝の數〕$\times 30 =$〔歩の數〕 〔歩の數〕$\div 30 =$〔畝の數〕</p> <p>の關係を了解し、記憶せしむべし</p> <p>五 加法及減法の際は町段畝だけは間を離さずして書き、次に間を置きて歩と記し其の下に夫夫加、減、すべき數を書き、歩の數と他の數とを別々に計算せしむべし</p> <p>六 乗法の際も、町段畝は間を離さずして書き之を單名數と見て掛算を行はしめ、歩だけは間を離して書き別に計算せしむべし</p> <p>七 諸等數を諸等數にて割る場合は兩數を同單位の單名數に直して計算せしむべし</p> <p>八 教材進程左の如し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 通法 2. 命法 3. 加法 4. 減法 5. 乘法 6. 除法 |

| | |
|---|---|
| <p>一 矩形正方形の定義を嚴密に授けることは要せず、單に矩形とは長四角、正方形とは眞四角位にて可なり</p> <p>二 矩形の縦横又は長さ巾等は相對的の言葉にて嚴密にきめるものにあ</p> | <p>一 矩形正方形の定義を嚴密に授けることは要せず、單に矩形とは長四角、正方形とは眞四角位にて可なり</p> <p>二 矩形の縦横又は長さ巾等は相對的の言葉にて嚴密にきめるものにあ</p> |
|---|---|

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|---|--|
| 應用問題 其の一 (凡二時) | 地積に關する應用問題の解法を授け且つ矩形正方形の求積を會得せしむるを主眼とす (1) 矩形の面積 (2) 正方形の面積 (3) 應用問題 | 三 坪數の算出は縱横の間數を表はす數を掛け合せて得るとなすべし、説明としては即ち「一間四方が5並ぶから五坪この五坪の列が四つ並ぶから5坪×4=20坪となる」とすべし  $5坪 \times 4 = 20坪$ 此の説より $5 \times 4 = 20$ 答 20坪なるに導くべし 四 坪數を發見せしめ更に町段畝に直さしむることをなすべし 實測の方法を知らしめ、兒童に實測せしむべし 一 樹目・目方等は十進諸等數なるも、非十進諸等數の後にあるを以て往往諸等數として特別の計算法を取るものあり、堅く戒むべし 二 尙ほ此等は十進諸等數の長所を利用する爲め最下位の單名數として計算せしむるを可とす 此が爲めには複名數を直に單名數に直すこと及び單名數を直に複名數として讀むこと等を十分練習するを要す 三 本項の算法は極めて簡單なるものなるが故に面倒ならざる數を以て正確、敏速に計算を行はしむべし 四 樹にて穀物、水等を實測することは放課時間に於て適當の場所にて |
| (凡四時) るを主眼とす | (1) 樹目の單位 (2) 樹につきて (3) 通法、命法 (4) 加減乗除 (5) 應用問題 | 一 行はしめ、穀物の代りに砂を用ひしむるも可なり 二 樹の形は圓錐形とす、但し陶器、磁器又は玻璃製には圓錐形、全量一升以下の木製には方形とすることを許さる、斗概には圓錐狀及び板狀のものあり 三 日常直觀する容器の種類略左の如し 一 升入 德利、一升入 一斗入 石油罐又は箱 二 合入 二升入 樽 四斗俵、三斗俵、四斗樽 四 合入 瓶 三升入 メリケン粉、トイモノ粉 五 合入 五升入 カタクリ、サラシアン 紙袋 七 樹の種類、寸法定限教師用書參照 |
| 應用問題 其の二 (凡三時) | 目方 (凡五時) | 一 單位の名稱、單位相互の關係秤(衡器)の種類(天秤、桿秤、臺秤)等を實物に就きて授くべし 二 何十匁(何百匁)は何十目(何百目、百目)とも稱し、貫未滿の端數なき時は通例何貫目と稱することを注意すべし 三 秤の使用法の一斑及目盛の讀み方等を知らしめ且之を實際に練習せしむるを可とす 四 注意すべき問題 (10) は二數の差を求むるもの(分解式による) (11) は答の處置法、(9)は切捨、(11)は切り上げ 計算は其の數の範圍を増したる外更に新らしき意味なきより更に敏速と正確とを期すべし 一 長さ、里程、地積、樹目、目方の復習、整理を意味したる應用問題なり故に補題及本問題の取扱等も練習的になすべし 卷末附録を利用して整理を有効ならしむべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------|---|---|
| 金高 (凡三時) | 既授の外に一厘は10毛なることを授け、圓、錢、厘、毛の關係を明にし、稍大數につき計算練習を行ふを主眼とす (1)金高の單位 (2)通法命法 (3)加減乗除 (4)應用問題 | 一 貨幣制度の一斑を知らしめ併せて現今通用貨幣をも知らしむべし 詳細は第五學年に於て授く 明治二十三年三月發布貨幣法參照、及大要は教師用書參照 算法は別に記すべき程のことなく、常に敏速と正確とを旨とすべし |
| 時間 (凡十五時) | 前學年に於て授けたる單位の關係を一層明確に整理し進みたる數範圍の計算練習を主眼とす | 一 時計につき尋常三年に於て大體を授けたるも此處にて更に長針(分針)短針(時針)の旋り方、時刻の見方、時間の計り方、羅馬文字の読み方を知らしむべし 二 時間を讀むには針の位置の關係により上方12時、下方6時とし、分の讀み方も眞下は30分、右眞横15分……等、一目にて時間を讀むことを授くべし |
| 通法命法 (凡五時) | 時間に關する通法及命法の運算形式を授け習熟せしむるを主眼とす | 一 簡易なる問題によりて [年の數] × 12 = [月の數] [週の數] × 7 = [日の數] [日の數] × 24 = [時の數] [時の數] × 60 = [分の數] [分の數] × 60 = [秒の數] なることを會得せしむべし 二 簡易なる問題によりて [秒の數] ÷ 60 = [分の數] |

| | | |
|---------------|------------------------------------|--|
| 加減法 (凡二時) | 加法及減法の運算形式を會得せしむるを主眼とす | 一 羅馬數字 I より 12 までを知らしむべし I = 1 V = 5 X = 10 L = 50 C = 100 D = 500 M = 1000 參考 羅馬數字の記數原則を極めて大要知らしむべし |
| 曆 (凡三時) | 曆に關する事柄を授けて之に基きて日數時間の計算をなさしむるを主眼とす | 一 三十一日の月を大の月と稱し、他を小の月と稱す 二 二月が二十九日なる年を閏年と稱す、一年は平年三百六十五日、閏年三百六十六日なり、今後約二百年間は四年目毎に閏年あり、 三 閏年は「地球が太陽を一週するに要する時間を一年三百六十五日と云ふに、實際は三百六十五日と五時四十分四十六秒かゝるものなり此の端數が積りて四年に約二十四時間即ち一日位になる故に生ずるものなり 四 一日は眞夜中より始まり次の眞夜中に終る、其の間二十四時間なり其の眞中を正午、正午前後を午前午後と稱す 五 八時より云へば八時の鳴りてより、九時までと九時の鳴るまでなり |
| 乗法除法 (凡五時) | 三單位以下の數につきて乗除の計算を練習せしむるを主眼とす | 一 乗法除法は共に里程の場合の算術と同様の方法にて取扱はしむべし 諸等數を諸等數にて除する場合には兩數を同一單位の單名數に直し然る後に割るべきを注意すべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|------------------------------|---|
| 應用問題 其の三 (凡五時) | 本學期に授けたる諸等數の應用問題の總練習をなすを主眼とす | 一 教科書の應用問題は算法上の系統なく一問々々殆ど断片的なり、故に類題を課すると同時に又時に練習を主として断片的に教科書其のまゝを解かしむべし 二 運算問題の練習、運算練習等をも附帶的に課すべし 注意すべき問題 (4) 東京京都大阪の位置を明にするを要す (5) 答の所置 (6) 平年閏年の注意 (11) 比の考にて教授するを要す |
| 小數 唱へ方 | 小數に關する知識を授け其の讀み方書き方を授くるを主眼とす | 一 小數の觀念を授くるに小數は分數と密接なる關係あるものなれば二十八頁二十九頁の分數と聯絡し、小數を用ふる場合を臆氣ながら知らしめ然る後小數の實際を既定の約束として授くべきなり 二 千の十分の一、百の十分の一、十の十分の一と順次問ひ行きて、一の十分の一に至り之を分と名づくること、分の十分の一は厘、更に進みて厘の十分の一は毛と名づくることを教ふべし 三 次に分の倍數は二分三分と唱へ九分に至ること、厘毛の倍數も亦同様に唱ふることを教ふべし 四 分厘毛などの集りて成れる一未滿の端數を小數と稱し、小數に對して通常の數を整數と稱することを教ふべし 五 小數を書くには先づ整數の無きことを示すためりを書き次に低く一點(小數點)を打ち、其の右に順に分厘毛の數を表す數字を書くべし |

| 書き方 (凡四時) | |
|--|---|
| (1) 小數の唱へ方讀み方 (2) 帶小數の唱へ方讀み方 (3) 小數帶小數の書き方 (4) 以上練習 | 六 小數の讀方は嚴密に授け且つ一定すべし 二分三毛……と讀むを本體とし 二分零三毛……とも讀むことを附帶すべし 棒讀の讀み方は計算に入りて授くべし 十三と二分五厘と讀むを本體とす 十三箇二分五厘と讀むことを附帶とす 七 整數に小數を足したる數は帶小數と稱し、之を書き表はすには先づ整數を書き小數點を打ち續けて小數を書くことを授くべし 八 帶小數の讀み方には先づ整數部を讀み次に小數又は「こんま」といふ辭を挿み、然る後に小數部の數のみを(勿論零をも)順に棒讀みにする仕方もあることを注意すべし 九 小數の觀念を確立すると同時に暗算其の二と聯關して教授すべし 一〇 帶小數の讀み方書き方は小數を十分會得したる後に於て課すべし 一一 小數と整數との異同點 1. 命數法が十進法の違なること 2. 記數法に小數點を用ふること 3. 計算は整數と異なるところなし 一二 小數は我國の如く十進諸等數を多く使用する國に於ては利用に大なり、故に盛に利用せしむべし又應用の際は普通の諸等數の讀み方に從ふべし例へば 尺 1.25 は一尺二寸五分 圓 12.5 は十二圓五十錢 貫 3.75 は三貫七百五十目 此の練習は暗算及次の各種計算に移りたる後も常に怠るべからず |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------------------|---------------------------------|--|
| 暗算 其の二 加減乗除 (凡五時) | 小數三桁以内の數の加減乗除の 簡單なる暗算練習を主眼とす | 一 本項は前項に附帶して計算せしむべし 疊類的の排列は教授の方法を示せるにあらずして教授の際かく凡て の計算に當らしむるの目的なれば其の意のあるところを汲み行ふべ し 二 10倍すること100倍すること10分すること100分することはわかり易き 様にて解り兼ねることなれば十分注意して練習すべし 三 教材の通覽 一、分の桁の計算 1. 繰り上げぬもの 2. 繰り上げて整数となるもの 3. 繰り上げて何箇何分となるもの 二、厘の桁の計算 1. 繰り上げぬもの 2. 繰り上げて一分なるもの 3. 繰り上げて何分何厘となるもの 三、毛の桁の計算 1. 繰り上げぬもの 2. 繰り上げて一厘となるもの 3. 繰り上げて何厘何毛となるもの 四、何箇何分、何分何厘、何厘といふ如く二桁に排列せるものに、一 桁の數を足すもの 繰り上げぬもの、繰り上げて下位がりとなるもの 繰り上げて二桁となるもの 減法(排列加法に同じ略す) 一、何分といふ數に其數を掛けること 二、何厘といふ數に其數を掛けること 三、何毛といふ數に其數を掛けること 四、何分、何厘、何毛といふ數に十倍の數を掛けること 五、何箇何分、何分何厘といふ二桁の數に其數を掛けて繰り 上らぬ場合 乘法 一、何箇何分、何分何厘といふ二桁の數に其數を掛けて繰り 上らぬ場合 |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------|---|---|
| 小數加法 (凡五時) | 小數の筆算加法の形式を授け之 により計算の練習をなすを主眼 とす (1) 算術書の問題(一)(二)の類 (2) 同上(三)(四)(五)(六)の類 (3) 同上(七)の類 | 一 小數に於て同じ桁數が縦に並ぶ様に各數を重ねて書き、随つて小數 點も縦に揃ふ様にして計算を行ふこと、其の他總べて整数の場合と 同様にするべきことを授け、結果に於て打つべき小數點を忘れぬ様に 注意すべし 二 各末位不揃の計算に於て末位を揃ふる爲にりを附するの要なきこと を注意すべし 三 和の末位が繰り上りてりとなる答の生ずる時は答にりを書かぬこと に一定すべし 四 教材の進呈左の如し 一、小數を加ふること(繰り上げ少なきものより多きものに進む) 二、帶小數を加ふること(3) 三、ハ、小數を加へ合せて帶小數を得るもの(4) 四、各末位の不揃なるもの 五 小數點を揃へて計算することを注意する爲め特に問題の口唱提出を 多くして練習すべし(減法に於ても同じ) 一 小數又は帶小數の減法は凡べて整数の減法に準ずることを授け、結 果に於て小數點を打つことを忘れぬ様注意すべし 二 引かる、數の方小數位少なき時はりを以て補ふべきことを注意すべ し 三 教材進呈左の如し 一、小數の減法(上位に關せぬもの 上位に關するもの) |
| 小數減法 (凡五時) | 小數の筆算減法の形式を授け計 算の練習を主眼とす (1) 算術書問題(一)(二)(三)の 類 (2) 同上(四)(五)(六)の類 | |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------------|--------------------|--|
| <p>小數乘法 (凡七時)</p> | <p>(3) 同上(七)の類</p> | <p>一 本項は小數に整数を掛ける場合を授くるものにて算法は整数乘法と同様なることを授け結果には被乗數と同數の小數位ある様に小數點を打つべきことを注意し其の理由は加法と比較して了解せしむべし</p> <p>例</p> $\begin{array}{r} 27 \\ 0.327 \\ + 0.327 \\ \hline 0.981 \end{array}$ <p>二 結果に於て被乗數の小數位だけの數字なきときは左端に必要なるだけりを補ひ然る後に小數點を打つべし</p> <p>三 教材の進程左の如し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 小數に基數を掛けること 2. 小數に二倍數を掛けること 3. 小數に三倍數を掛けること 4. 帶小數に基數、二倍數、三倍數を掛けること <p>一 小數を整数にて割る方法は整数の除法と同様なり、即ち丁度整数部だけ割り終らば其の處にて商の右に小數點を打ち、随つて商の小數點は實と揃ふ様にし然る後更に割り續くべきことを教ふべし</p> <p>二 又最後の桁まで割るも割り切れざるときは生ずる所の餘の末位は實の末位と同じ位なることを注意すべし</p> <p>三 七十六頁整数は帶小數の小數位がりなるものと考へ任意の小數位ま</p> |

| 小數除法 (凡八時) | 小數を整数にて割る筆算形式を授け其の計算力を練るを主眼とす | 一 加減のみ、又は乗除のみを含める式に於ては左より右へ順に計算を進め、加減乗除の雜れる式に於ては乗除を先に加減を後に計算すべきを注意すべし |
|-----------------------|---|--|
| <p>小數除法 (凡八時)</p> | <p>(1) 法一位の場合 (2) 法二位以上の場合 (3) 被除數の不足の桁を零にて補ふ場合</p> | <p>二 帶小數の減法</p> <p>三 末位不揃なる減法</p> <p>四 減法の終りに加減の混題及應用問題の練習をなさしむべし</p> <p>一 小數を整数にて割る方法に於ては左端に必要なるだけりを補ひ然る後に小數點を打つべし</p> <p>二 結果に於て被乗數の小數位だけの數字なきときは左端に必要なるだけりを補ひ然る後に小數點を打つべし</p> <p>三 教材の進程左の如し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 法一位の場合 <ol style="list-style-type: none"> イ、帶小數を割る場合(餘りなきもの) 商が帶小數なるもの……(1) ロ、小數を割る場合(餘りあるもの) 商が小數なるもの……(2) ハ、商の桁實數と同じきもの……(3) ニ、商の桁實數より少なきもの……(4) 2. 法二位の除法(餘りなきもの)……(4) 3. 法三位の除法……(7) 4. 被除數の不足の桁を零にて補ひて割り續くるもの……(8) 5. 餘りの處分問題……(9) <p>八 要する法一位の除法が以下全部の基礎をなすものなれば十分注意して授くべし</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|--------------------------|--|---|
| <p>雜問 其の三 (凡十二時)</p> | <p>既授の總復習をなし、併せて應用問題の解法を練るを主眼とす</p> <p>(1) 式題 (2) 大數を帶小數の如く書くこと及この記法による式題 (3) 十進諸等數を帶小數の如く書くこと、及この記法による計算 (4) 四則應用問題</p> | <p>二 小數點の左に在るりを略し0.3を3と0.07と書く仕方あること、及數は10倍100倍……するに隨ひ小數點は1桁2桁……左へ進み、10分100分……するに隨つて小數點は1桁2桁……左へ進むことを注意すべし</p> <p>三 數字にて書き表はしたる數に於て整数にても小數にても各數字の位が一桁右へ進む毎に値は10なること隨つて七萬五千は萬7.5の如く二千三百は萬0.23の如く帶小數又は小數の形に書き表し得ることを授くべし</p> <p>四 4.5里とは4里と1里の5分(即ち18町)3.25日とは3日と1日の二分五厘(即ち6時)なることを授け他の名數にても小數、帶小數として書き表はしたるものは皆同様の意義を有することを注意すべし</p> <p>五 教材進程左の如し</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 加減乗除式題練習(括弧用法) 2. 10倍100倍すること10分100分すること 3. 小數點の左にあるりを略する書き方 4. 大數を萬、千等の小數、帶小數として書く記數法 5. 十進諸等數を或單位の小數、帶小數としての記數法 6. 四則應用問題の練習(平均、比、和と差) <p>尙ほ十進諸等數を小數點を用ひて表はさしむることは便利にして實際用ひらるゝ場合も多きものなるに(教科書には此の種の材料乏し)特に補充練習を要す</p> |

第五學年教授指針

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|--|---|---------|
| <p>唱へ方書き方 (兆未滿) (凡四時)</p> <p>一 萬未滿の唱へ方(前學年)を基礎として一萬以上一京以下の唱へ方及書き方を授くるを主眼とす</p> <p>(1) 兆位までの命數法 (2) 簡易なる加減乗除 (3) 桁數多き數の位取及記數法 (4) 億兆を單位とせる記數法</p> | <p>一 本學年に於ては小數、整數に關することは完結するものとす故に從來教授したることを經めて之を確實にすると同時に足らざるを補ひて一應完成するを要す</p> <p>二 一萬の一萬倍は萬萬とは稱せず一億と稱すること、一億の幾つか集りたるもの、又之に一億未滿の端數の加りたるものも一萬の場合と同様に唱ふること、又一億の一萬倍は萬億とは稱せず一兆と稱すること、一兆の幾つか集りたるもの又は之に一兆未滿の端數の加りたるものも萬、億の場合と同様に唱ふことを授け、命數法を了解せしめ、且つ億兆の文字を教ふべし</p> <p>三 一十百千萬億兆の中、一十百千は數の名にて兼ねて位の名なり、萬億兆は位の名なり、故に數を示すときは必ず一萬一億一兆と唱へしむべし</p> <p>四 大數は右より四桁毎に區切り位取をなして讀むべきことを注意し練習すべし</p> <p>五 命數法の場合には或位に空ある時は通例其の位の名を呼ばざれども記數法の場合には空位の處に必ずりを書き入れるものなることを注意すべし、但し命數法の場合に於ても特に缺けたる位のあることを明にする爲に空位の所に零といふ呼び聲を挿むことあるを知らしむべし</p> <p>六 大數の書き方につきては綺麗に正確に行列の曲らぬ様練習せしむべし</p> | |

| 應用問題 | 應用問題の解方を練成し思考を | 應用問題の解法(第三學年應用問題其の五參照) |
|--|--|--|
| <p>加法 (凡三時)</p> <p>前學年に於て授けたる整數、小數、帶小數、十進諸等數の加法を練習整理するを主眼とす</p> <p>(1) 不名數の場合 (2) 名數の場合 (3) 表にて示せる數の場合</p> | <p>減法 (凡三時)</p> <p>擴張したる數範圍に於て整數及前學年に於て授けたる小數、帶小數、十進諸等數につき減法の練習整理をなすを主眼とす</p> <p>(1) 不名數の場合 (2) 名數の場合 (3) 式題の場合 (4) 表にて示せる數の場合</p> | <p>一 加法即ち寄算とは二つ以上の數を集めて一つの數と爲す算法にして其の結果の數を和と稱すること、和は又計、合計、總計等とも稱することを授くべし</p> <p>二 驗算は必ず行はしむべし、初めは加法の逆の加法にてなす</p> <p>三 漢字を用ひて數を縱書にする記法を授け此の記法が數字を用ふる記法と異なる所は文字と横縱とに過ぎざることを注意すべし、縱書の數は書替へず其のまま加へしむべし</p> <p>四 統計表の問題は其の見方を授け如何なる性質のものなるかを明かにし運算せしむべし</p> <p>一 減法即ち引算とは一數より他の數を引去る算法にして其の結果の數を残りと呼ぶことを授け又減法は二數の差を求むる算法なりと謂ふも可なることを授くべし</p> <p>二 減法結合の理を應用する簡便法を授くべし</p> <p>三 七頁(8)小數及帶小數の縱書に於ける記法を教へ此の場合に於ける小數點は字と字との間の中央に置くべきことを注意すべし</p> <p>四 括弧に〔 〕の三種類あるを知らしめ其の用法を了解せしむべし</p> <p>一 應用問題の解法(第三學年應用問題其の五參照)</p> <p>二 教科書中の問題は其の内容を調査して其の提出の順序等適宜變更すべきを可とすることあり、大に教科書を活用すべきなり</p> <p>三 成るべく兒童自力を以て解法を考察せしむべし、教師の干渉によりて思考力を削ぐが如きことあるべからず</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------|--|--|
| 其の一 (凡四時) | 精確ならしむるを主眼とす | 四 算式は總合式を本體とす 五 答のみを検して正否を決すべからず必ず其の思考徑路を検すべし 六 注意すべき問題 1. 括弧を要するもの…(1)(2)(3) 2. 答の二つ出るもの…(7) 2. 問題は實際的にて計算に不必要なる數交るもの…(8) |
| 乘法 其の一 (凡三時) | 前學年授けたる運算形式の上に立ちて、乘法の簡便法を授くるを主眼とす (1) 簡便法にて運算するもの (2) 名數の場合 (3) 三數以上を乗するもの (4) 複雑なる式題 (5) 應用問題及以上練習 | 一 乘法は加法の簡便法なることを注意し且つ其の結果を積と稱することを授くべし(此の意義を授くる際算式と結ぶを要す) 二 乘數の右端に幾つかの0があるとき其の0を預り置きて、之を被乘數に掛け其の結果に前に預り置きたるだけの0を附くれば可なることを教ふべし 三 中間に0の狭まりたる數を乗する場合には其の0を乗したる部分積は全く略してよきことを授くべし 四 加減乘の雜れる式に於ては乘法は加法に先だちて行ふべきものなることを教ふべし 五 小數點の打ち方は初めによく理解せしめ練習によりて確實に計算し得る様導くべし 六 計算問題の後には其の應用問題を課すべし 一 乗除の關係を知らしめ、除法は乘法の逆なることを授け I 甲數が乙數の幾倍なるか…包含の意 II 甲數を乙數だけに等分すること…等分の意 の二意義を説明すべし |

| 除法 其の一 (凡四時) | 乘法 其の二 (凡四時) | 教授上注意事項 |
|---|---|--|
| 除法運算形式を復習整理し新に短除法を授くるを主眼とす (1) 短除法による場合 (2) 商の桁數を見定めて除法を行はしむる場合 (3) 餘を處分せしむる除法 (4) 複雑なる式題 (5) 應用問題 | 乘數が小數の場合の乘法を授くるを主眼とす (1) 乘數が小數及帶小數なる場合 (2) 名數に小數及帶小數を乗する場合 (3) 加減乗除の混題 | 二 商の桁數を見定むること及商の桁數を見定むることは特に練習するを要す 三 法基數なるときは短除法と稱する簡便法を授くべし、此の際兒童は商の桁數を間違へること多し、故に概算、商の桁數を見定めて後計算せしむべし 四 乘法にて0の有場、除法にて短除法等の簡便法は計算力を養ふに極めて大切なものなり、然も時を経るに従ひ動もせば利用せられざることあり、殊に注意して利用を奨励すべきなり 五 餘りの處分法(第四學年第三學期小數除法參照)切り捨てたる場合には商の尾に強或は餘、切り上げたる場合には弱と附記することを授くべし 六 總べて式題に於ては乗除は加減よりも先にすべきことを授くべし 七 被除數除數同名なるときは商は不名數なり 被除數名數、除數不名數なるときは商は被除數と同名の名數なることを授くべし 一 小數を乗する場合は系列扱により了解せしむべし、特に其の結果が被乘數より小さくなる點兒童の了解に苦しむ所なり、十分説明に注意すべし 二 次に形の上に於て、乘數が $1\frac{1}{10}$ $1\frac{1}{100}$ … になれば積も亦 $1\frac{1}{10}$ $1\frac{1}{100}$ … になること即ち小數點は左へ一桁、二桁…だけ進むことを示し、次の法則を了解せしむべし 小數を掛くるには先づ小數點に拘はらずして掛け被乘數と乘數との小數位の桁數の和だけ、小數位がある様に積に小數點を打つべし、積に小數位とすべきだけ數字なくば必要なるだけ左端に零を補ひて |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------------------|---|--|
| <p>除法 其の二 (凡四時)</p> | <p>(4) 應用問題</p> <p>法が小數なる場合の除法運算形式を授くるを主眼とす</p> <p>(1) 除數が小數なる場合 (2) 除數が帶小數なる場合 (3) 餘を處分せしむる場合 (4) 名數除法 (5) 加減乗除の離れる式題 (6) 應用問題</p> | <p>後小數點を打つべし</p> <p>帶小數も同様の法則に依るべきことを教ふべし</p> <p>一 升の代金を升數を掛くれば其の升數が整數小數、帶小數の如何に拘らず常に其の代金を得べきことを會得せしむべし</p> <p>二 除法に於て實と法とを共に10倍するも100倍するも其他の何倍するも商は變らぬことを授くべし</p> <p>三 前條の理により、小數にて割るには先づ法と實との小數點を同じ桁數だけ右へ移して法を整數にならしめ然る後に割るべし</p> <p>四 此の際餘りを生じたる時は小數點を舊に復して後處理すべきを授くべし</p> <p>五 帶小數にて割るにも前條の要件と同一の算法に依るべきことを授くべし</p> <p>六 應用問題は多く補充し毎時間課すべし</p> <p>七 十七頁(8)總代價を斤數にて割れば斤數が整數、小數、帶小數の何れなるに拘らず常に一斤の代價を得べきことを了解せしめたる上法則的に會得せしむべし</p> <p>八 此處に掲げたる問題を初めとし本學期中の應用問題には各種の名數を小數を用ひて表はさしむべき即ち小數を利用せしむべき問題極めて多し、然も困難とする點も此にあり、されば尋四の小數の處にても述べし如く各種の十進數を小數點を用ひて表はさしむる練習を加ふるを要す</p> |

| 應用問題 其の二 (凡三時) | 長さ (凡四時) | 應用問題の解法を練成するを主眼とす | <p>一 長さの單位の名稱丈、尺、寸、分、厘及其の間の關係を復習し、物指を用ひて器物等を實測せしめ又目測、步測を行はしむべし</p> <p>二 通常の物指の外に鯨尺といふものあること、布帛を測るには鯨尺を用ふること、其の一尺は通常の尺度の一尺よりも長きこと、鯨尺に對し通常の尺度を曲尺と稱すること等を實物に就きて授くべし</p> <p>三 圓周率教授には實測により圓の大小に拘らず圓周は常に直徑の三倍と僅なることを知らしめ、然る後周は常に直徑の三・二四倍に當るものなることを授け、更に直徑、圓周の一を知つて他を求むる方法を考へしめ、實物(大小各種)につき計算せしめて、一々その結果を實測の數と比較して驗せしむべきなり</p> <p>四 同時に圓周直徑、差渡等の知識を授くべし</p> <p>五 注意すべき問題</p> <p>(2) 鯨尺を曲尺に換算するもの (3) 同上の逆</p> <p>(4) 和と差の問題は模範題として取扱ひ算式を記憶せしむべし</p> |
|---------------------------|---------------------|--|---|
| <p>應用問題 其の二 (凡三時)</p> | <p>長さ (凡四時)</p> | <p>應用問題の解法を練成するを主眼とす</p> <p>(1) 長さの單位 (2) 曲尺と鯨尺との用途 (3) 曲尺を鯨尺に換算すること (4) 鯨尺を曲尺に換算すること (5) 圓周率直徑半徑等の意義及是等に關する計算</p> | <p>長さに関する觀念を明確にし其の計算に習熟せしむるを主眼とす</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------|--|---|
| 面積 其の一 (凡四時) | 面積に關する觀念を明確ならしめ、其の計算に習熟せしむるを主眼とす (1)面積の單位 (2)平方尺平方里平方分相互の關係 (3)矩形の面積の求め方 (4)正方形の面積の求め方 (5)矩形正方形等の面積に關する問題 | <p>(5) 同上三數に關するもの</p> <p>(6) 直徑を知りて圓周を求むるもの(約三倍として概算せしむ)</p> <p>(8) 圓周を知りて直徑を求むるもの</p> <p>一 面積の單位として一邊の長さ一尺なる正方形、一寸なる正方形等の面積を用ひ、是等を平方尺一平方寸等と稱することを授け、圖解に依り長さの單位が10倍になれば之に相當する面積の單位は100倍になることを示し從つて一平方尺は100平方寸にて10平方寸と誤るべからざることを注意すべし</p> <p>二 縱横の尺數、寸數等を掛け合すれば常に其の面積は平方尺、平方寸等の數となることを圖解によりて授くべし</p> <p>三 正方形に於ては邊の長さ2倍3倍等となれば面積は4倍9倍等となると云ふ關係を圖解によりて解せしむべし</p> <p>四 何寸平方と何平方寸との差を辨へしむべし、何寸平方とは一邊の長により面積を云ひ表はしたるものにて何平方寸とは面積の單位幾つか集まれるを云ひ表はしたるものなり、此の區別を圖解により授くべし</p> <p>五 問題(12)に於て外側、底面積等の意義を明かに授けて後計算せしむべし</p> <p>六 教科書の問題を計算せしむるのみならず、實物を與へて、如何なる點を測るべきかを尋ね、之によりて實測し之を計算せしむべし(體積にても同じ)</p> |

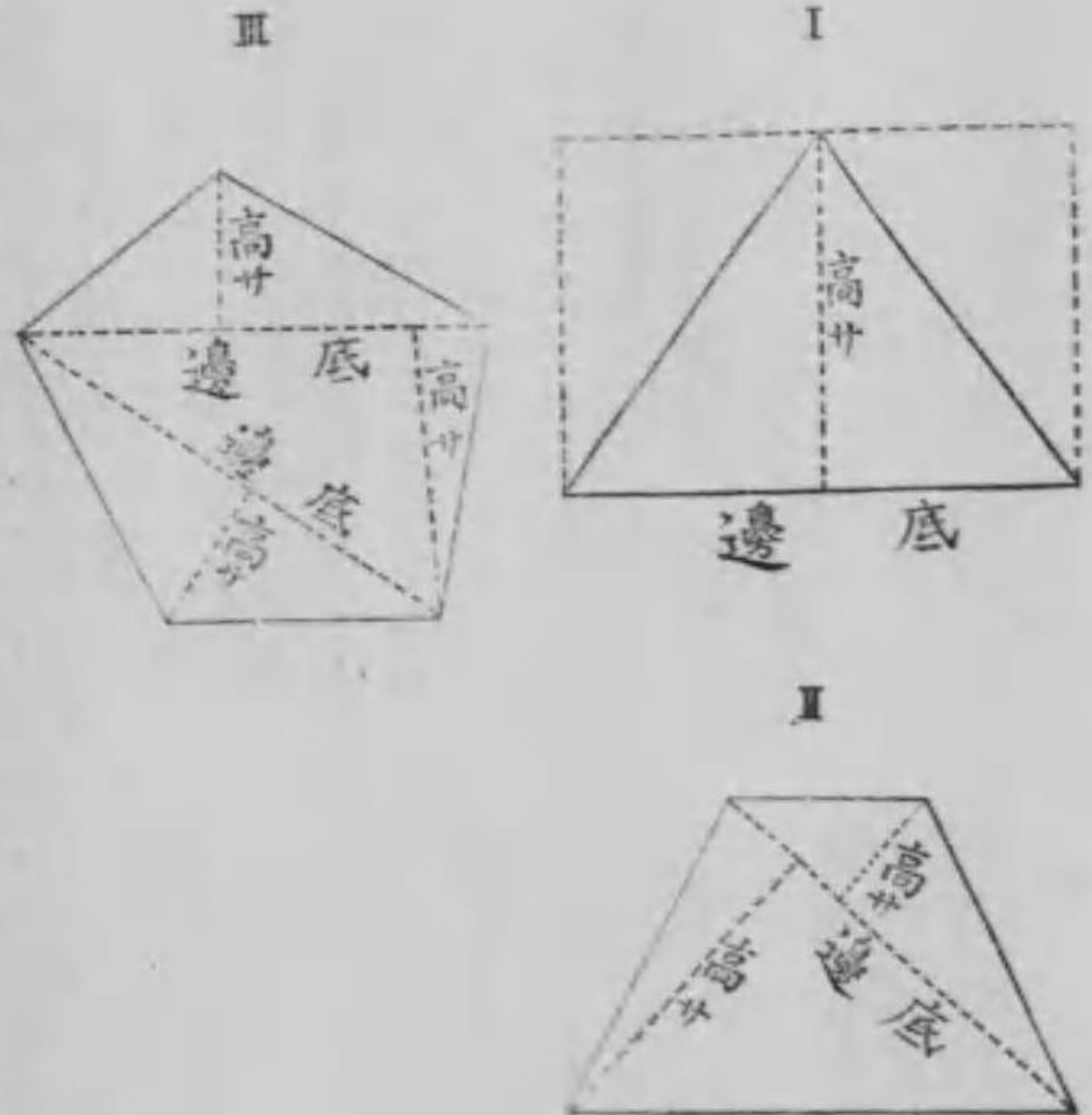
| 樹目 | 樹目の單位を復習し體積の應用を主眼とす (1)樹目の單位 | 液體數類などの體積即ち高を量るには樹を用ふること樹には一合樹五合樹、一升樹、一斗樹等あること、其形圓錐形、方形等あること數類を量るとき樹の面を均すには斗概(トカキ)と稱する圓錐形の棒 |
|-----------------|--|--|
| 體積 其の一 (凡四時) | 體積の觀念を明かにし其の計算に習熟せしむるを主眼とす (1)體積の單位 (2)立方尺立方寸立方分相互の關係 (3)直方體の體積の求め方 (4)立方體の體積の求め方 (5)容積の求め方 | <p>一 體積の單位としては稜の長さ一尺なる立方體、一寸なる立方體等の體積を用ひ、之等を立方尺、立方寸等と稱することを授け、且つ長さの單位が10倍すれば之に相當する體積の單位は(10×10×10=1000)倍することを實物又は圖解によりて授くべし</p> <p>二 直方體の縱横高さの尺の數、寸の數等を掛け合すれば體積の立方尺、立方寸等の數となることを實物に就き、直方體を單位の立方體に分割して説明すべし</p> <p>三 一平方寸と一立方寸の區別進みて何平方寸と何立方寸との區別を明確に授くべし</p> <p>四 何立方寸と何立方寸との區別を明確に授くべし</p> <p>五 直方體とは縱、横、高さ異なる立方體</p> <p>六 立方體とは縱、横、高さ相等しき形體</p> <p>七 内法とは箱類の内側の長さ、容積とは箱等の中に何程のものが入るか云ふ量……等を授くべし</p> <p>八 體積の觀念は面積と比較して明確ならしむべし</p> <p>注 すべき問題</p> <p>(1) 體積の單位を種々に變ずるもの</p> <p>(2) 縱、横、高を知りて直方體の體積を求むるもの</p> <p>(3) 直方體の體積と縱、横を知りて高を求むるもの</p> <p>(4) 立方體の稜を知りて其の體積を求むるもの</p> |

| 教授要綱 (凡三時) | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------------|--|--|
| <p>目方 (凡四時)</p> | <p>(2) 樹の種類及一升樹の内指 (3) 樹目につきての計算</p> <p>目方に關する觀念を明確にし其の計算に習熟せしむるを主眼とす</p> <p>(1) 目方の單位 (2) 秤の種類及び用途 (3) 目方に關する計算</p> | <p>一 目方を測るには秤を用ふること、秤には天秤、桿秤、臺秤の三種あること、其の用ひ方等を實物につきて授くべし 二 法律上一斤は160匁、なれども習慣上120匁、100匁等を一斤と稱すること、目方の基本單位は貫なること、水の一升の目方は四百八十匁なること等を授くべし 三 度量衡検査規則の大意及郵便税法の大意を知らしむべし 四 筋肉の感覺により目方の概測をなさしむべし 五 注意すべき問題 (4) 水の樹目を知りて目方を計算するもの (6) 水の目方を知りて樹目を計算するもの (3) (9) 新聞紙の郵便料に關するもの (10) (11) 封書の郵便料に關するもの</p> |
| <p>貨幣 (凡二時)</p> | <p>貨幣に關する知識を授け兩換に關する計算に習熟せしむるを主眼とす</p> <p>(1) 貨幣の種類 (2) 本位貨幣と補助貨幣の事</p> | <p>一 現制貨幣の種類を知らしめ、我國は金貨本位の國なれば金貨本位貨幣といひ其の他は皆補助貨幣なることを授くべし 二 三十一頁(五億三千四百萬圓)は我國通貨の總額なれば無意義に過ぐすべからず 三 金錢に關する計算は特に精密になさしめ經濟上の知識を附與すべき注意すべき問題 四 (7) 金一匁の直段を知らしむ (8) 銀一匁の直段を知らしむ 五 凡三時間位を以て本學期の總復習を行ふべし</p> |

| 里程 (凡十四時) | (3) 計算問題 | 八七六五 |
|------------------------|--|---|
| <p>通法及命法 (凡七時)</p> | <p>最も高き單位の單名數に直す通法 原數が小數若くは帶小數なる場合の命法の形式を理解せしめ練習せしむるを主眼とす</p> | <p>一 諸等數の意義、里、町、間、尺の名稱及び其の關係を復習すべし 二 距離は成るべく實測せしめて其の觀念を明かにすべく適當なる機會に於て一定距離を行くに要する步數、時間に依りて之を概測せしむべし 三 一哩は十四町四十五間一尺、二哩は、約〇四里、十哩は約四里、五哩は二里 四 一海里は十六町五十八間三尺、十一海里は約五里なることを知らしむべし 五 諸等數を最高位の單位に直すもの、及原數が小數、帶小數なるものを諸等數に直すものは本學期材料中特に重要なもの一なり十分注意し補充して授くべし 六 問題(8) (9) (12)は運算外に他の知識をも授くることの出来る生きたる材料なり、此の種の材料は多數補足するを要す 七 通法命法は諸等數各種計算の基本なれば簡易なる者(二單位關係)を暗算にて此處に於ては勿論此の後の材料に移りても常に練習すべし 八 短除法の利用に習熟せしむべし 九 教材進程左の如し 1. 單位の數を下の單位に直すもの……(既授) (一) 單位、二單位、三單位のもの 2. 單位の數を下の單位に直すもの……(補習) (四單位のもの)</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|-----------------------------------|---|
| 加法及減法 (凡三時) | 加減の計算に練熟せしむるを主眼とす | <ul style="list-style-type: none"> 3. 通法應用問題(5)(6) 4. 一單位の數を上の一單位に直すもの 5. 同じく上の三單位に直すもの 既授 6. 同じく上の四單位に直すもの……補習 7. 命法應用問題(8) 8. 諸等數を最高單位に直すもの 9. 原數、小數、帶小數なるものを諸等數に直すもの 新授 <p>尙ほ里程の材料は諸等數計算の模式的のものとすべきこと尋四にて述べたるもの如し</p> |
| 乘法及除法 (凡四時) | 乗除の計算に練熟せしむるを主眼とす | <ul style="list-style-type: none"> 一 諸等數加減の形式は第四學年第二學期を參照すべし 二 大數の取扱を省きて簡易なるものにより多數の類題を課すべし |
| 應用問題 其の三 (凡三時) | 里程に關する加減乗除の算法を纏め其の應用問題を解かしむるを主眼とす | <ul style="list-style-type: none"> 一 本項は主として里程に關する應用問題を課すは海里のことなり 二 應用問題解決の練習を十分になし併せて計算問題を課すべし 三 注意すべき問題 <ul style="list-style-type: none"> (1) 減法に關するもの (2) 乘法に關するもの (3) 減法乘法に關するもの(旅人問題) (4) 加法に關するもの |

| 地積 (凡九時) 通法及命法 (凡三時) | 加法及減法 (凡三時) | 乘法及除法 (凡三時) |
|--|--|---|
| 町段畝を單位とする小數、帶小數に直すこと畝を單位とする小數、帶小數を諸等數に直すこと其の計算に習熟せしむるを主眼とす | 加減の形式を整へしめ其の計算に練熟せしむるを主眼とす | 乗除の形式を整へしめ其の計算に練熟せしむるを主眼とす |
| <ul style="list-style-type: none"> 一 田畑山林等の廣さを表はすには町段畝歩を用ひ市街宅地家屋等の廣さを表はすには坪合勺を用ふ(前學年參照) 二 地積の觀念は時々、教室、校庭其の他附近の田畑の坪數、段別の實際に就きて之を與へ兒童をして一見地積の概略を目測し得るに至らしむべし 三 町段畝は畝の單名數として之を取扱はしめ又歩數の附かざる段別を言表はすに方りては何町歩、何段歩、何畝歩の如く歩といふ語尾を添ふることを授くべし 四 畝の單名數に直す點從前より異なる點なり、畝以上は直に畝の單名數となし得るが故に歩數だけ畝數に直し之を畝以上より得たる畝の數に添ふべし、町、段の單名數に直すには先づ畝の數に直したる後小數點を移すことを授くべし 五 町(段、畝)の單名數に於て畝以上は直ちに諸等數になる故、畝未滿の數だけを歩數に直すことを授くべし 六 算法は里程の材料より推究せしむべし(以下之に倣ふ) | <ul style="list-style-type: none"> 一 町段畝と歩との間を離して記し其の下に加ふべき數を記し歩と他の部分と別々に加へ歩數30以上とならば畝に繰上ぐることを授くべし 減法は其の逆計なれば注意を省く | <ul style="list-style-type: none"> 一 乗除に於ても町段畝は畝の單名數として計算せしむべし 二 除數が基數なるときは成るべく短除法に依らしむべし 三 應用問題を構成して補充すべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------|--|--|
| 面積 其の二 (凡八時) | <p>三角形の面積の求め方より進みて多角形圓の面積の求め方を授け其の計算に習熟せしむるを主眼とす</p> <p>(1) 矩形正方形 三角形面積の求め方</p> <p>(2) 四角形五角形及それ以上の多角形の面積の求め方</p> <p>(3) 圓の面積の求め方</p> <p>(4) 國土の面積に關する計算</p> | <p>一 矩形、正方形の面積の求め方(第一學期參照)</p> <p>二 三角形の面積は同じ底と高さとを有する矩形の面積の半分と等しきことを圖解に依りて授け之を記憶せしむべし</p> <p>三 多角形の面積は幾つかの三角形に分ち別々に計算し後其の和を求むることを授くべし</p> <p>四 國土の如き大なる面積に於ては平方里(方里ともいふ)平方哩(方哩ともいふ)等の單位を用ふることを授くべし</p> <p>五 圓の面積を求むるには圓の半徑の二乗に圓周率を乗すべきこと即ち</p> <div style="text-align: center;">  </div> |

| 應用問題 其の四 (凡三時) | 時間 (凡十二時) | 通法及命法 (凡五時) |
|-------------------------------------|---|--|
| <p>地積面積に關する加減乗除應用問題解決の能を練るを主眼とす</p> | <p>時間に關する觀念を明確にし、其の通法及命法の計算に習熟せしむるを主眼とす</p> | <p>圓の面積は其の半徑だけを一邊とせる正方形の三・一四倍なることを授くべし(算法の説明は直観によるを要す)</p> <p>六 面積の縮圖は一間を一分とすること及三角形の角頂より底邊に虚線を引く實測方案を工夫せしむべし</p> <p>七 直角の説明は具體的に附加するを要す</p> <p>八 此の種の計算は所要の數量の明示せられたるものを計算せしむるのみに満足せず實物につき自ら所要の數量を測定して計算せしむることをも加ふべし</p> <p>一 應用問題を理解せしむるには一應解きたる結果を圖解して説明をなさしむべし</p> <p>二 教科書の問題外に補充問題を準備すべし</p> <p>一 日、時、分、秒等の名稱及其の相互の關係を復習し、更に時計に就き羅馬數字、長針短針の用、針の旋りと經過時間との關係を授け、又一日は一晝夜に當り、一秒は脈膊の間よりも稍長きことを教ふべし</p> <p>二 次の關係は十分練習して暗んせしむべし</p> <p>[日の數] × 24 = [時の數]</p> <p>[時の數] × 60 = [分の數]</p> <p>[分の數] × 60 = [秒の數]</p> <p>[秒の數] ÷ 60 = [分の數]</p> <p>[分の數] ÷ 60 = [時の數]</p> <p>[時の數] + 24 = [日の數]</p> <p>三 注意すべき問題</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上法 | 注意事項 |
|----------------------|--------------------------------------|---|---|
| 加法及減法 (凡三時) | 加法及減法の形式を授け其の練習を主眼とす | 一 加法減法の計算形式を授けること 五十六頁、五十七頁の例を範とすべし | 五十五頁(10) 一年とは冬至より次の冬至までの時間 全頁(12) 満月より次の満月に至る時間は實際には半日餘に亘る變化あり |
| 乘法及除法 (凡四時) | 乘法及除法の形式を整理し其の計算に習熟せしむるを主眼とす | 一 前學年参照 二 驗算としては時々答に除数を掛け又は被除数を單名數に直して割らしむべし | 一 應用問題の簡易なるものは暗算にて計算せしむべし 二 「何時より何時までは何時間なるか」等の時間の教へ方は兒童の誤り易きものなり十分注意して確實に覺へしむべし 三 曆の數へ方につきては特に注意し其の計算を正確ならしむべし 六十頁(3)の立春は二月の四、五、日に在り、立春より數へて八十八日目二百十日目が所謂八十八夜二百十日なり 全頁(4)我國の紀元年數より六百六十年を引きたる殘が四にて割切れざる年と100にて割切れ400にて割切れざる年とは共に平年、他は閏年なりとす 尙ほ大正元年が閏年なることより閏年を定むることも知らしめ置くを便とす |
| 應用問題 其の五 (凡四時) | 時間に關する加減乗除の應用問題の能を練り曆に關する事柄を授くるを主眼とす | 四 運算問題暗算問題を併せ練習せしむべし | |

| 應用問題 其の六 (凡三時) | 面積 其の三 (凡四時) | 面積 其の三 (凡四時) | 面積 其の三 (凡四時) |
|--|--|--|--|
| 本學期に授けたる凡ての問題の總復習なれば各種の問題を相混淆して提出し解法の能を練成するを主眼とす | 米(米突)に關する單位の名稱、各單位の關係尺度との換算等の知識及算法を授け、メートル法度量衡の基礎を十分確立するを主眼とす | 米(米突)に關する單位の名稱、各單位の關係尺度との換算等の知識及算法を授け、メートル法度量衡の基礎を十分確立するを主眼とす | 米(米突)に關する單位の名稱、各單位の關係尺度との換算等の知識及算法を授け、メートル法度量衡の基礎を十分確立するを主眼とす |
| 一 米(米突)に關する單位の名稱、各單位の關係尺度との換算等の知識及算法を授け、メートル法度量衡の基礎を十分確立するを主眼とす 二 キロは千、センチは厘、ミリは毛の義にて、糶、糶の字は米と千、厘、毛とを合せて作りたるを知らしむべし 三 メートル法の長さの補助單位には教科書以外に稻粒、粉あるも授くべきものにあらず 四 實測により一定の標準距離を知らしめ、目測歩測の練習をなすべし 五 應用問題は實際上の事柄より材料を選択すべし 六 米と尺との換算は精密になさしむる外に概數をも知らしむべし 一米 \parallel 半間 百米 \parallel 五十間 一軒 \parallel 九町十間 四軒 \parallel 約一里 一萬米 \parallel 一里半 一町 \parallel 一里の二合五勺 二軒 \parallel 一里の五合(半道) 七 メートル法に關する沿革の一般及び教科書にあるだけのことは將來の國民として知らしむべきことなり | 米(米突)に關する單位の名稱、各單位の關係尺度との換算等の知識及算法を授け、メートル法度量衡の基礎を十分確立するを主眼とす 一 平方尺、平方寸の語義より推してメートル法の面積の單位平方米、平方寸等の意義を了解せしむべし 二 正方形面積につきて一邊の長と其の面積との關係を尺度の時に準じて授くべし 三 實物及圖解により平行四邊形、其の底邊高さを説明し、同底同高の矩形と等積なることを了解せしむべし | 米(米突)に關する單位の名稱、各單位の關係尺度との換算等の知識及算法を授け、メートル法度量衡の基礎を十分確立するを主眼とす 一 平方尺、平方寸の語義より推してメートル法の面積の單位平方米、平方寸等の意義を了解せしむべし 二 正方形面積につきて一邊の長と其の面積との關係を尺度の時に準じて授くべし 三 實物及圖解により平行四邊形、其の底邊高さを説明し、同底同高の矩形と等積なることを了解せしむべし | 米(米突)に關する單位の名稱、各單位の關係尺度との換算等の知識及算法を授け、メートル法度量衡の基礎を十分確立するを主眼とす 一 平方尺、平方寸の語義より推してメートル法の面積の單位平方米、平方寸等の意義を了解せしむべし 二 正方形面積につきて一邊の長と其の面積との關係を尺度の時に準じて授くべし 三 實物及圖解により平行四邊形、其の底邊高さを説明し、同底同高の矩形と等積なることを了解せしむべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|--|--|--|
| <p>體積 其の二 (凡四時)</p> <p>米突法體積の單位及其相互の關係を明確に授け角柱、圓柱及球の體積を求むる算法を授くるを主眼とす</p> <p>(1)メートル法體積の單位を求むること (2)立方體、直方體の體積を求むること (3)立方米を立方尺に換算すること (4)角柱體、圓柱體の體積を求むること (5)球の體積を求むること</p> | <p>(3) 平行四邊形の面積の求め方 (4) 梯形の面積の求め方 (5) 多角形圓等の面積の求め方</p> | <p>四 實物圖解により梯形、上底、下底、高さを説明し其の面積の求め方を授くべし</p> <p>五 平行四邊形、梯形の意義は只實物圖形によりて「こんな形のものなり」と知らしめ、幾何學的の意義を授くるにあらず</p> <p>六 三角形、多角形、圓の面積求め方を復習すべし</p> |
| <p>メートル (凡四時)</p> <p>メートル法柵目の單位の内容を明確に授け其の計算及換算を練習するを主眼とす</p> <p>(1)メートル法柵目の單位リットル (2)容積を求むること (3)リットルと柵との換算 (4)球形の容積を求むるもの</p> | <p>メートル法目方の單位及其の相互の關係、換算法を授け其の計算を練習せしむるを主眼とす</p> <p>(1)メートル法目方の單位及各單位の關係 (2)瓦庇を匁貫に換算すること (3)匁貫を瓦庇に換算すること (4)應用問題</p> | <p>一 貫、匁、斤の關係を復習し瓦庇と匁、貫との關係四匁は十五瓦、四貫は十五瓦、なることを授け之を暗んぜしむべし、新、應、庭の字は新、種、耗と同様に作りたるものなるを知らしむべし</p> <p>二 キログラムはキロ、センチグラムはセンチ(サンチ)ミリグラムはミリ、と略稱し長さのときは頭の長さ何々センチ…：目方のときは目方何々センチと唱ふることを知らしむべし</p> <p>三 清水一立方厘の目方は約一瓦なり、隨つて一瓦は清水一立の目方と見るべし</p> |

| 應用問題 其の七 (凡二時) | メートル法度量衡に關する應用問題の練習をなすを主眼とす | 教科書所掲の材料は僅かに四問なれば實際に當るものは類題を適宜に補充し練習せしむべし |
|---|------------------------------------|--|
| <p>外國度量衡 (凡七時)</p> <p>一、英米に於ける長さの單位碼、呎、吋、其の相互の關係、我國尺度との換算を授く</p> <p>二、英米に於ける目方の單位封度、噸、其の相互の關係、貫匁瓦等との換算法を授くるを主眼とす</p> <p>(1)長さの單位、ヤード、フィート、インチ、並に各單位の關係 (2)尺又は米との關係 (3)哩、碼等に關する計算 (4)目方の單位、封度、オンス、トン並に各單位の關係</p> | <p>メートル法度量衡に關する應用問題の練習をなすを主眼とす</p> | <p>一 碼、呎、吋は元來英國及米國の單位なれども現今廣く我國に行はるゝものなり、フィート(單數)フィート(複數)は同じものなることを授くべし</p> <p>二 一碼は約三尺、一呎は約一尺なれば以後概算には總べて此の略數を用ひて計算すべきことを注意すべし</p> <p>三 ポンド、オンス、トン、は英米の單位なれども現今廣く我國に行はるゝものなり、但しトンには英國のもの米國のものとは相等しからず我國にては英國のトンを用ふるを常とす、商船の噸數は軍艦の噸數と異なるを知らしむべし</p> <p>四 換算の爲めに對照の概數を覚えさせることも必要なり、卷末の換算表を活用せしむべし</p> |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-------------------------------|---|---|
| <p>應用問題 其の八 (凡五時)</p> | <p>(5)貫匁との換算 (6)噸に關する計算</p> <p>メートル法及外國度量衡につき て復習整理しノット、トンにつ きての知識を授け其の應用問題 の解法を練成するを主眼とす</p> <p>(1)長さに關する計算 (2)面積地積に關するもの (3)節に關するもの (4)容量に關するもの (5)目方に關するもの (6)時間に關するもの</p> | <p>一 諸等數に關する問題を練習し既授の整理を行ひ傍らノット及容積の噸の事を授くべし</p> <p>二 ノットは船の速さを表はす單位にて一節は一時間に一哩の速さなることを授け哩と混同すべからず</p> <p>三 噸には目方の噸と容積の噸とあり、容積の噸も種々あり、商船の總噸數(總容積を量りたるもの)登簿噸數(荷積用に供し得るだけの容積を量りたるもの)に於ては100立方尺を一噸とす</p> <p>四 本年の大總括をなすべし</p> |

第六學年教授指針

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|---------------------------|---|--|
| (分數) 倍數 約數 (凡五時) | 倍數、公倍數、最小公倍數、公約數、約數、最大公約數、奇數、偶數に關することを了解せしめ、簡單なる數により視察により見出さしむる練習をなすを主眼とす(約分通分の基礎となる點なれば十分明確に授くべし) (1) 倍數の意義及其の求め方 (2) 奇數及偶數 (3) 公倍數の意義及其の求め方 (4) 約數の意義及其の求め方 (5) 公約數の意義及其の求め方 | 一 2, 3等の數の若干倍を問ひ、然る後に或數の倍數とは其の數の整數倍なることを授くべし 二 整數の中、2にて割切るゝものを偶數と稱し、然らざるものを奇數と稱す、自然數の列に於ては奇數と偶數とは一つ置きに在り、二倍以上の數に於ては尾位の奇、偶に依りて其の數の奇偶を定め得ることを授くべし 三 二つ以上の數の各倍數に當る數(共通の倍數又はもやいの倍數)をそれ等の倍數と云ふ及公倍數は限りなくあることを授くべし 四 公倍數中最小なるを最小公倍數と云ひ、其の求め方は推測の方法によること左の如し ⑩ 6 ⑪ 9 : 18 : 27 : 36 : 45 : 54 : 二倍 三倍 四倍 五倍 六倍 右の如く大なる數を二倍三倍...し小なる數にて割り切るゝものを公倍數とす而して其の最小なるを求むる數とす 五 約數とは或數を割り切る數のことを授け但し1は約數にあらざることを而して約數と倍數の如く限りなくあるものにあらざることを授くべし 六 二つ以上の數の其の何れの數の約數にもあたる即ち共通の約數のことを公約數と云ふ其の中最も大なる數を最大公約數と名づけ其の求め方は推測の方法によることを授くべし ⑫ 12 : 26 : ⑬ 4 ⑭ 15 |

| 方 | 以上練習 | 事項 |
|-------------------|--|--|
| 分數の意義及書方 (凡三時) | (6) 以上練習 分數の意義及書方を授け且つ分數の簡易なる計算を了解せしむるを主眼とす (1) 分數の意義及書方 (2) 同上並に分數の大小を比較すること | 一 分數とは幾分の幾つと唱ふる數にして、1を幾つかに等分したるものを幾つか集めたるものなることを授くべし 二 分數の觀念を授くるには、半紙、圓形(矩形・圓)線テョーク、黒板、人員、其の他成るべく各種の直觀物により、何れだけが幾分の幾つなるかを明確ならしむべきは勿論、進んで此等の直觀物につき此だけの部分とは指定されて大畧にても幾分の幾つ位と直に當て得る程度までは練習し置くを要す、又幾分の幾つを何々にて示せと命ぜられ直に示し得ること(大抵は矩形、線、圓にて描かしむ)も肝要なり尙ほ初め西洋紙を折り之に色テョークを用ひて示すは極めて便なりとす 三 五頁(7)の計算は分數の意義を會得せしむることを主とす故に圓形に就きて考へしむるか又暗算に依らしむべし 四 分數の書方 ^{イロ} 1 ^{イロ} 2 ^{イロ} 初めに横線、次に分母、次に分子を書く、横線は餘り長く引くべからず 五 五頁(5)分數に於て横線の上に書く數を分子其の下に書く數を分母と |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|--------------------|---|--|
| 分數の簡易なる計算 (凡二時) | 簡易なる分數の加減乗除を授くるを主眼とす (1) 分數の簡易なる加減 (2) 同上乗除 | 稱することを授くべし 五 先づ眞分數の場合につき説明し而して假分數に及ぶべし 六頁の計算は分數の意義を明確に會得せしむることを主とするものにて計算は殆んど皆暗算に依らしめ時に圖形につきて考へしむべし 本項の暗算問題は此の後とも常に筆算を課する際豫備として練習すべきものなり 三 六頁は次の如き順序に考へしむべし $\frac{2}{7} = \frac{1}{7} + \frac{1}{7}$ $\frac{3}{7} \times 3 = \left(\frac{1}{7} + \frac{1}{7}\right) \times 3 = \frac{6}{7}$ 四 問題は常に圖解によりて理解せしむべし |
| 分數の種類 (凡二時) | 分數の種類を授け其の意義を明かにすると共に簡易なる計算をなさしむるを主眼とす (1) 分數の種類、讀方、書方 (2) 簡易なる計算 | 一 眞分數とは分子が分母より小なる分數より小なるもの、假分數とは分子が分母より大なる分數に等しきか、又より大なること 帶分數とは整数に眞分數を足したるものなること(即ち幾つと端が幾らなること)を授くべし 二 帶分數の讀方書方は例につきて示すべし、其の讀方に「何と何分何」「何箇何分の何」の二様あり後者を本體とすべし 三 種類の分數の書き表はし方を區別せしむると共に其の内容を圖解等によりて十分明瞭に授くべし 四 簡易なる計算は總べて暗算に依らしむべし |

| | | |
|----------------------|---|---|
| 分數の形を變ふること (凡五時) | 分數の形を變へても値は變ぜざることと理解せしめ其の運算形式を授け計算練習を主眼とす (1) 分母を大なる數に化すること (2) 分數を約すること (3) 整数を分數に化すること (4) 帶分數を假分數に化すること (5) 假分數を帶分數或は整数に化すること | 一 分母を同數倍するとか、同數を以て除するも値の變らぬことを明かに知らずには一應圖解に依りて會得せしめ其の計算方法を授くべし、又一問の竿によりて説明するも可なり(圖解は短形を便とす) 本項は運算形式を會得せしむるを主とし範を教科書の例に倣ふべし 二 分數を約するといふことは簡單な數に化することにて分母を同じ數(公約數)にて割ればよし 三 整数を分數に化すること、帶分數を假分數に化すること、假分數を帶分數に化することは十分に練習せしむべし 四 此等の材料は簡易なるものを澤山補充して迅速に練習せしむべし 五 同分母の分數を寄するには分子の和を分子とし、元の分母を分母とすることを授くべし 六 加法の結果假分數となるときは帶分數に直さしめ又結果の分數は出来るだけ簡單に約せしむべし 七 加法形式は普通算式の如く書き並べて加へしむべし 八 整数又は分數と帶分數とを加へ合するには、整数は整数部に合せ、分數は分數に合すべし 九 帶分數を加へ合するにも先づ整数と分數部と別々に加へ合せ然る後其の和を一つに合すべし、假分數は帶分數に直して後加へ合すべし 十 此等の算法は分數の意義を基礎とし理解せしむべし(以下減法及整数を乗除するも之に倣ふ) 十一 教材進程左の如し 十二 眞分數のみを加ふること 十三 整数に帶分數を加ふること |
| 分數加法 其の一 (凡二時) | 同分母の分數加法は分子の和を分子とし元の分母を分母とすると云ふ形式を授け其の計算を習熟せしむるを主眼とす (1) 眞分數のみの場合 (2) 整数と帶分數との場合 (3) 帶分數と眞分數との場合 (4) 帶分數のみの場合 (5) 假分數ある場合 | 一 同分母の分數を寄するには分子の和を分子とし、元の分母を分母とすることを授くべし 二 加法の結果假分數となるときは帶分數に直さしめ又結果の分數は出来るだけ簡單に約せしむべし 三 加法形式は普通算式の如く書き並べて加へしむべし 四 整数又は分數と帶分數とを加へ合するには、整数は整数部に合せ、分數は分數に合すべし 五 帶分數を加へ合するにも先づ整数と分數部と別々に加へ合せ然る後其の和を一つに合すべし、假分數は帶分數に直して後加へ合すべし 六 此等の算法は分數の意義を基礎とし理解せしむべし(以下減法及整数を乗除するも之に倣ふ) 七 教材進程左の如し 八 眞分數のみを加ふること 九 整数に帶分數を加ふること |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|--|--|
| 分數減法 其の一 (凡二時) | 同分母の分數の引算は其の分子の差を分子とし元の分母を分母とすると云ふ形式を授け其の計算に習熟せしむるを主眼とす (1) 眞分數より引く場合 (2) 帶分數より引く場合 (整數部及分數部より夫々直に引き得るもの) (3) 整數より引く場合 (4) 帶分數より引く場合 (分數部より引き得ざるもの) (5) 假分數ある場合 | 一 同分母の分數の差を求むるには其の分子の差を分子とし、元の分母を分母とすることを授くべし 二 帶分數より整數を引くには其の整數部より引き分數を引くには分數部より引き、又帶分數を引くには整數部は整數部より分數部は分數部より引くべし 三 被減數に分數部なきか、又は減數より小なる分數部あるときは被減數の整數部より1だけ取り之を分數部に廻はし、分數部が假分數なる帶分數を作り然る後に引くべし 四 假分數は通例之を帶分數に直して後計算すものとす然れども其のままにて計算する方却つて便利なることあり 五 教材進程左の如し 1. 眞分數より引くこと 2. 帶分數より眞分數又は帶分數を引くこと 3. 整數より眞分數帶分數を引くこと 4. 帶分數より眞分數、帶分數を引くこと 5. 假分數あるものゝ引算 一 本項運算形は合數の形を變ふる所にあるものに準じて行はしむべし 二 分母、分子に同じ數を掛くるに分數の値は變らぬことを復習し通分の準備となすべし |
| 通分 (凡三時) | 義を授け、通分の形式及異分母分數の大小を見定むる方法を授くるを主眼とす | 三 二つ以上の異分母分數を通分すとは是等の分數を悉く同分母の分數に直すことなり 四 公分母及最小公分母は直ちに發見するまでに練習せしむべし 五 分母も分子も共に異なる分數の大小は之を通分したる後の分子の大小にて判明することを授くべし |
| 分數加法 其の二 (凡二時) | 異分母の分數を加ふる形式を授くるを主眼とす | 一 異分母分數の加法は先づ之を通分し然る後寄することを授くべし 二 理窟を多く説明するよりも計算を多く練習せしめ形式を會得せしむべし 三 分數の名數の唱へ方意義並に其計算は次の應用問題の伏線として授けおくべし |
| 分數減法 其の二 (凡二時) | 異分母分數の差を求むる形式を授くるを主眼とす | 一 異分母の分數減法も加法と同じく先づ之を通分し然る後に計算せしむべし 二 加減混題を必ず練習せしむべし 三 加法減法共に其の應用問題の簡易なるものを課すべし |
| 應用問題 其の一 (凡二時) | 加減應用問題の解き方を會得せしむるを主眼とす | 一 應用問題は極めて簡單なるものなれども、複雑なる應用問題の基礎を確立することに努むべし 二 加減乗除應用問題の基礎たる問題を含有する故特に注意して授くべし 三 分數の名數の唱へ方意義を整理するを要す 四 (5)の如く仕事の全體を1と見て仕事の量を定むるものには特に注意を加ふべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|--|--|
| 分數減法 其の一 (凡二時) | 同分母の分數の引算は其の分子の差を分子とし元の分母を分母とすると云ふ形式を授け其の計算に習熟せしむるを主眼とす (1) 眞分數より引く場合 (2) 帶分數より引く場合 (整數部及分數部より夫々直に引き得るもの) (3) 整數より引く場合 (4) 帶分數より引く場合 (分數部より引き得ざるもの) (5) 假分數ある場合 | 一 同分母の分數の差を求むるには其の分子の差を分子とし、元の分母を分母とすることを授くべし 二 帶分數より整數を引くには其の整數部より引き分數を引くには分數部より引き、又帶分數を引くには整數部は整數部より分數部は分數部より引くべし 三 被減數に分數部なきか、又は減數より小なる分數部あるときは被減數の整數部より1だけ取り之を分數部に廻はし、分數部が假分數なる帶分數を作り然る後に引くべし 四 假分數は通例之を帶分數に直して後計算すものとす然れども其のままにて計算する方却つて便利なることあり 五 教材進程左の如し 1. 眞分數より引くこと 2. 帶分數より眞分數又は帶分數を引くこと 3. 整數より眞分數帶分數を引くこと 4. 帶分數より眞分數、帶分數を引くこと 5. 假分數あるものゝ引算 一 本項運算形は合數の形を變ふる所にあるものに準じて行はしむべし 二 分母、分子に同じ數を掛くるに分數の値は變らぬことを復習し通分の準備となすべし |
| 通分 (凡三時) | 義を授け、通分の形式及異分母分數の大小を見定むる方法を授くるを主眼とす | 三 二つ以上の異分母分數を通分すとは是等の分數を悉く同分母の分數に直すことなり 四 公分母及最小公分母は直ちに發見するまでに練習せしむべし 五 分母も分子も共に異なる分數の大小は之を通分したる後の分子の大小にて判明することを授くべし |
| 分數加法 其の二 (凡二時) | 異分母の分數を加ふる形式を授くるを主眼とす | 一 異分母分數の加法は先づ之を通分し然る後寄することを授くべし 二 理窟を多く説明するよりも計算を多く練習せしめ形式を會得せしむべし 三 分數の名數の唱へ方意義並に其計算は次の應用問題の伏線として授けおくべし |
| 分數減法 其の二 (凡二時) | 異分母分數の差を求むる形式を授くるを主眼とす | 一 異分母の分數減法も加法と同じく先づ之を通分し然る後に計算せしむべし 二 加減混題を必ず練習せしむべし 三 加法減法共に其の應用問題の簡易なるものを課すべし |
| 應用問題 其の一 (凡二時) | 加減應用問題の解き方を會得せしむるを主眼とす | 一 應用問題は極めて簡單なるものなれども、複雑なる應用問題の基礎を確立することに努むべし 二 加減乗除應用問題の基礎たる問題を含有する故特に注意して授くべし 三 分數の名數の唱へ方意義を整理するを要す 四 (5)の如く仕事の全體を1と見て仕事の量を定むるものには特に注意を加ふべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|-----------------------|--|--|
| 分數乘法 其の一 (凡二時) | 分數、帶分數に整数を掛くる形式を授くるを主眼とす (1) 分數に整数を掛くる場合 (2) 加減乗の混題 | 一 分數に整数を掛くるには分母の方は元の通りにし置き分子の方に其の整数を掛くることを授くべし 二 帶分數を掛くるには其の整数部と分數部とに別々に掛けて其の積を加へ合せよ或は帶分數を假分數に直して後掛くとも可なることを授くべし 三 本項計算は極めて簡易なるものなれば既授加減をも併せ練習すべし |
| 分數除法 其の一 (凡二時) | 分數の帶分數を整数にて割る場合の形式を授け其の計算を練習せしむるを主眼とす (1) 分子が整数にて割り切るる場合 (2) 整数を整数にて割る場合 (3) 加減除の混題 | 一 分數を整数にて割るとき、分子の方が其の整数にて割切れば分子の方を割り、分母は元の通りにし置きよし、又、一般の方法として分母の方に其の整数を掛け、分子は元の通りにして置くことを次の如く圖解により了解せしむべし $\frac{1}{2} + 3 = \frac{1}{2} + \frac{6}{2} = \frac{7}{2}$ 二 帶分數を割るには假分數に直して割るべし整数を整数にて割りたる商は被除數を分子とし除數を分母とする所の分數なることを授くべし 三 運算形式を器械的に覚えしめ確實敏速に計算を練習すべし |
| 分數の乘法 其の二 (凡四時) | 合 (2) 帶分數に分數を掛くる場合 (3) 整数に分數を掛くる場合 (4) 或數の何分の何を求むる場合 (5) 加減乗の交れる式題 | 一 或數に分數を掛くるは其の數を分母にて割り之に分子を掛くること、又分數に分數を掛くるには分子と分子、分母と分母とを掛け合はすことを授くべし 二 眞分數を掛くれば其の結果元の數より小となることは數の系列扱ひにして理解せしむべし 三 寄算引算に於ては帶分數を假分數に直すに及ばざれども掛算に於ては必ず直して計算せしむべし、又整数は分數の形になして計算せしむべし 四 或數の幾分の幾つとは其の數に其の分數を掛けたるものなり、又或數の何倍かを求むるも、又其の何分の何といふものを求むるも其の算法は變りなく、即ち乘法に依るべきことを會得せしむべし 之は分數乘法の應用問題の基本となるものなれば事實問題の形となし或は之と混じて練習するを要す 五 五の五分の二と五と五分の二とを間違へぬやう注意すべし、五圓の五分の二と五圓と五分の二とは更に注意を要す |
| 應用問題 其の二 (凡二時) | 乘法應用問題解法の能を養ふを主眼とす | 一 分數應用問題の基礎を作るものにて本項の問題は悉く或數の何分の何を求むる方法に基くものなること 二 (4) 及二十一頁(5)の如き殘數を求むるものは更に多くの類題につき練習せしめたるし 三 問題としては餘り困難ならず故に敏速に答を求めしむべし 四 實際的の應用問題を構成して課すべし 五 計算問題をも適宜課すべし |
| 應用問題 其の三 (凡二時) | 加減乗に關する應用問題解法の能を養ふを主眼とす | 一 分數にて割るには其の分母分子を取換へたる分數を掛くべきを授け次の如く驗算に依りて其の正しきことを會得せしむべし $\frac{5}{7} + \frac{2}{3} = \frac{5}{7} \times \frac{3}{3} + \frac{2}{3} \times \frac{7}{7} = \frac{15}{21} + \frac{14}{21} = \frac{29}{21}$ $\frac{1}{14} \times \frac{2}{3} = \frac{15}{14} \times \frac{2}{3} = \frac{5}{7}$ 二 眞分數にて割れば其の結果元の數より大なることは數の系列扱ひよりて理解せしめ乘法の場合と比較せしむべし |

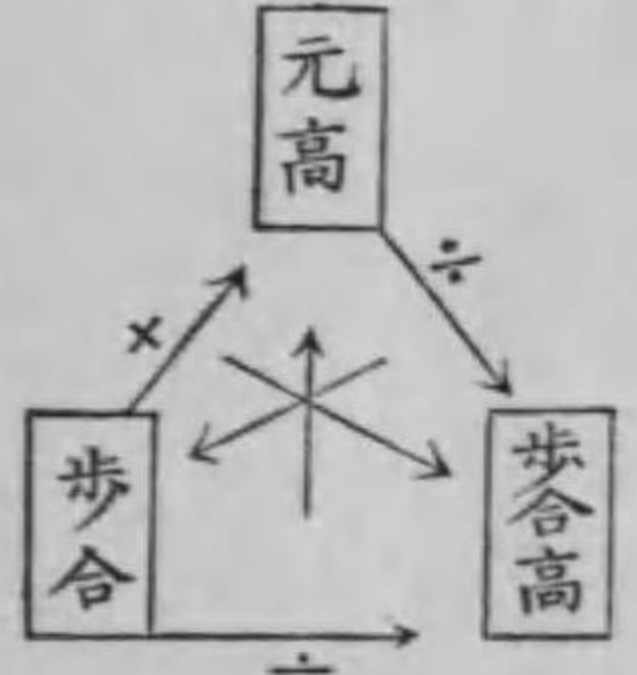
| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|---|--|
| 分數除法 其の二 | 分數にて割ることの運算形式を授け其の練習を主眼とす (1) 分數にて除する場合 (2) 或數の幾分の幾つを知つ | 一 分數にて割るには其の分母分子を取換へたる分數を掛くべきを授け次の如く驗算に依りて其の正しきことを會得せしむべし $\frac{5}{7} + \frac{2}{3} = \frac{5}{7} \times \frac{3}{3} + \frac{2}{3} \times \frac{7}{7} = \frac{15}{21} + \frac{14}{21} = \frac{29}{21}$ $\frac{1}{14} \times \frac{2}{3} = \frac{15}{14} \times \frac{2}{3} = \frac{5}{7}$ 二 眞分數にて割れば其の結果元の數より大なることは數の系列扱ひよりて理解せしめ乘法の場合と比較せしむべし |
| 應用問題 其の二 (凡二時) | 加減乗に關する應用問題解法の能を養ふを主眼とす | 一 分數にて割るには其の分母分子を取換へたる分數を掛くべきを授け次の如く驗算に依りて其の正しきことを會得せしむべし $\frac{5}{7} + \frac{2}{3} = \frac{5}{7} \times \frac{3}{3} + \frac{2}{3} \times \frac{7}{7} = \frac{15}{21} + \frac{14}{21} = \frac{29}{21}$ $\frac{1}{14} \times \frac{2}{3} = \frac{15}{14} \times \frac{2}{3} = \frac{5}{7}$ 二 眞分數にて割れば其の結果元の數より大なることは數の系列扱ひよりて理解せしめ乘法の場合と比較せしむべし |

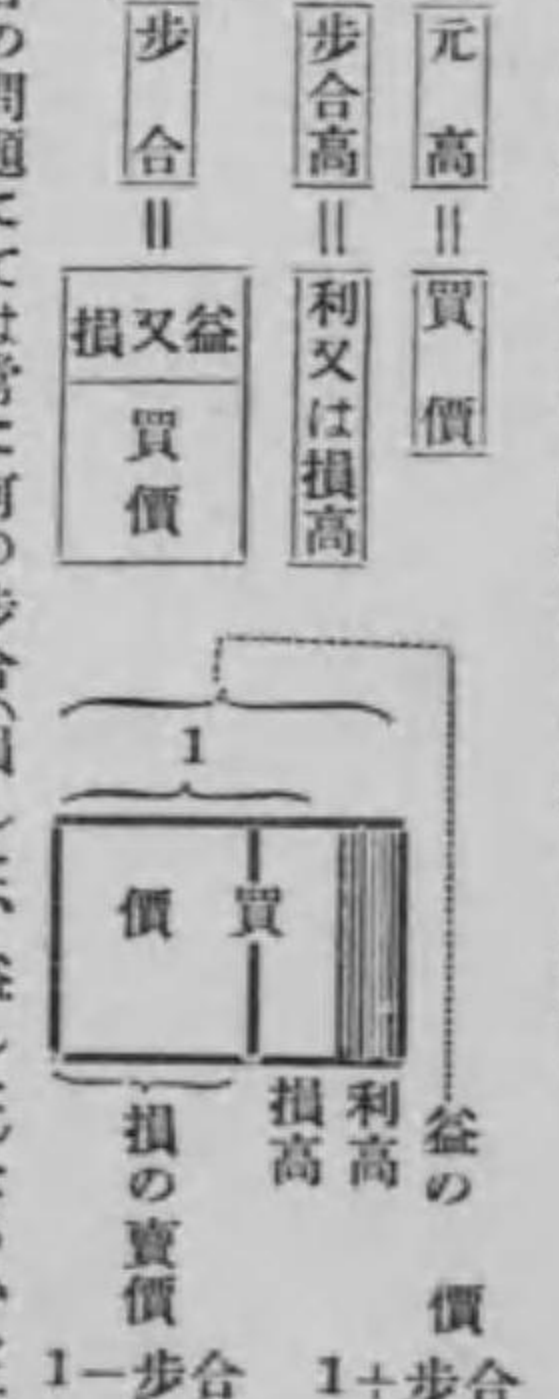
| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|--|--|---|
| (凡四時) て或數を求むる場合 (3) 加減乗除の交れる式題 | | <ul style="list-style-type: none"> 三 帶分數を割り又は帶分數にて割る如き場合は常に假分數に直したる後に除數を顛倒して掛合することを注意すべし 四 「1」が25なる數を求めよ」の數の計算は分數應用問題の基本となるものなれば十分了解せしむべし、「或數の幾分の幾つ」と比較して會得せしむべし |
| 應用問題 其の四 (凡二時) 除法に關する應用問題の解き方を知らしめ其の練習を主眼とす | | <ul style="list-style-type: none"> 一 教科書所掲の(1)(3)は幾分が幾らなるを知りて全量を見出すもの、(4)はその複雑になりたるもの、他は單に割ることを示せるものなり 二 此の外類題を構成して補充すべし |
| 應用問題 其の五 (凡三時) 分數加減乗除應用問題の解き方を練るを主眼とす | | <ul style="list-style-type: none"> 一 應用問題を課する際は其の材料程度によりて成るべく兒童自ら問題を讀解し自ら解決算出するに至らしめ、補助説明に餘り深く立ち入るべからず 二 運算を敏速に行ひ成るべく澤山の問題につきて練習せしむべし 三 思考徑路の發表により思考は精確に言語は簡潔にて論理的なるべし 四 困滞なるものを省き生活上關係多き種類を選ばせし、又時々既習のものを復習すべし 五 應用問題の式の書き表はし方はなるべく關係を明瞭ならしむべき方法をとりべし |
| 小數を分數に直すこと | <p>小數を分數に直す方法を授け其の練習を主眼とす</p> <p>(1) 小數を眞分數に直す場合</p> | <ul style="list-style-type: none"> 一 小數を分數に直すには小數點及左端の0を悉く去りたる數を分子とし、1の右に0を小數の桁數だけ添へたる數を分母とすべし 之を理解せしむるには二十六頁例の如く小數の組成を明かにして會得せしむべし |

| | | |
|------------------------------|---|--|
| (凡二時) 小數を分數に直すこと (凡二時) | <p>分數を小數に直す事、分數第二の意義、循環小數の意義を授け其の計算を練習するを主眼とす</p> <p>(1) 眞分數を小數に直す場合 (2) 假分數を小數に直す場合 (3) 帶分數を小數に直す場合 (4) 循環小數</p> | <ul style="list-style-type: none"> 一 「分數を小數に直すには分子を分母にて割ればよし」と定義的に覺えしむべし 二 従來分數とは一を分母だけに等分したるものを分子だけ集めたるものとして考へたりき、此處に於ては「分數は分子を分母にて割りたるもの」といふ第二の意義を授くべし 三 循環小數は單にその名前を授け幾つかの數字が循環して表れ何處まで割りても決して割り切れるものにあらざることを知らしむべし、最簡分數の分母に25以外の約數あるものを小數に比すれば必ず循環小數となるべし |
| 應用問題 其の六 (凡六時) | <p>比例に關する問題を歸一法に依り分數を用ひて解かしむるを主眼とす</p> <p>(1) 正比例に關する問題 (2) 反比例に關する問題 (3) 複比例に關する問題</p> | <ul style="list-style-type: none"> 一 本項は比例の問題を歸一法に依り分數を用ひて解くべきを授け、練習の場合は教師用書解説の例により一々思考の順序を書き表はさしむべし 二 應用類題を作らしむることも思考力養成上有効なりとす、作題には種々不合理なるものを出すあり、有効に取扱ふべきなり 三 應用問題の練習と共に運算問題及速算問題を附帶して課すべし |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 一 甲數の乙數に對する比とは甲數が乙數の幾倍なるか又は幾分になるかといふ二數の關係なること、隨つて甲數の乙數に對する比と其の反對なる乙數の甲數に對する比とは一般に相異なることを實例に就きて授くべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|--|--|
| 歩合算 比 (凡二時) | 比の唱へ方書き方及意義を授け 比の値の計算練習を主眼とす (1) 比の意義及比の値を計算すること (2) 比の書き方及計算練習 | <p>二 多くの實例より甲數の乙數に對する比といへば甲數といふ主格を明に認めてこの數を乙數で割ればそれが乙の數に對する比にして甲乙二數の大小等の關係を顧みざることを注意すべし</p> <p>三 甲數の乙數に對する比と唱へること、乙數に對する甲數の比と唱ふれば全く同様なり</p> <p>四 甲數の乙數に對する比の値を計算するには甲數を乙數にて割ればよきこと及比の書き方を授くべし、符號「:」は「何の何に對する比」と讀ましむべし</p> <p>五 名數に於ては比は同種のものゝ間にのみ成立す而して其の値は常に不名數なることを比の意義により明にすべし</p> |
| 比に關する問題 其の一 (凡八時) | 正比例の問題及其の運算形式を授け按分比例の問題を比を用ひて解く運算形式を授け其の練習を主眼とす (1) 正比例の問題 (2) 按分比例の問題 | <p>一 比例の觀念を授くるには先づ賣買關係につき例へば米の量が2倍3倍...になれば其の代金も一般に2倍3倍...になり、又米の量が$1\frac{1}{2}$、$1\frac{2}{3}$...になれば其の代金も$1\frac{1}{2}$、$1\frac{2}{3}$...になること即ち米の量の比は其の代金の比とは相等しきことを實數を用ひて説明し比例の關係を明確に授くべし</p> <p>二 比例の觀念を明確にし單なる増減の關係との區別を精確に理會せしむべし、之が爲めには似て否なる年齢と身長、年齢と食量等の如きものを舉げて比較せしむるを可とす</p> <p>三 前學期に授けたる歸一法を練習し再び比例にて計算せしめ且つ如何なる點が異なるかを比較せしむべし</p> <p>四 問題中、一里十五町三週間(不十進諸等數)四斤半(帶小數)の書き表はし方其の計算法を注意すべし</p> |

| 比に關する問題 其の二 (凡四時) | 反比例の意義及之に關する問題の解法形式を授け練習せしむるを主眼とす (1) 反比例の問題 (2) 既授比に關する問題の練習 | 按分比例の問題の解き方に關しては常に部分と全體といふ考を持たしむべく、全體の割合に對する部分の割合の比といふ觀念を明瞭に授くべし |
|--|--|--|
| <p>一 比とは甲數の乙數に對する割合 歩合とは小數の大數に對する割合のみ この關係區別を明確に授け歩合の意義を明かに授くべし</p> <p>二 歩合は通例 $1\frac{10}{100}$ を一割とし一割未満は小數として何分何厘何毛と唱ふるものとす故に歩合の分厘毛は小數の分厘毛よりも夫々一桁下</p> | <p>一 反比例の觀念を授くるには先づ賣買關係にて、一定の金高を有し、買ひ得る鉛筆などの單價と數量との例により一方が2倍3倍...になれば他は反對に$1\frac{1}{2}$、$1\frac{2}{3}$...になり、又一方が$1\frac{1}{2}$、$1\frac{2}{3}$...になれば他は2倍3倍...になること即ち單價の比は反對に取りたる數量の比と等しきことを實數によりて了解せしめ後其の算法を授け更に教科書の例題を共同に吟味せしむるを可とす</p> <p>二 反比例の關係ある二三の量を示せば次の如し 毎日の仕事の分量と日數とは互に反比例す 毎日の労働時間と日數とは互に反比例す 物の消費高と日數とは互に反比例す 毎時間毎日の速さと一定の距離を行くに要する時日とは互に反比例す 例す</p> <p>三 同面積に於ける間口と奥行とは互に反比例す 正比例をなす問題と反比例をなす問題とを混じて課することを加ふべし</p> | 按分比例の問題の解き方に關しては常に部分と全體といふ考を持たしむべく、全體の割合に對する部分の割合の比といふ觀念を明瞭に授くべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------------|--|--|
| 歩合の意義及呼び方 (凡二時) | 歩合の意義及呼び方其の書き方を授くるを主眼とす (1) 歩合の意義及呼び方 (2) 簡易なる計算 | 三 に當るものとす (3) は歩合の意義(1/10 1/100)により分數と比較して答は目的に出さしめ更に類題を與へ、幾らの何割、何分を求むる算法を一般的に歸納せしめ置くを便とす 日常往々割と分とを混同して用ふることもあり 例へば今日まで大凡三分通りは出来上つた、或は三割の損をした、等前者は小數により測りたるもの、後者は歩合の測り方なり、故に此等社會的智識を兒童に知らしむることを怠るべからず 歩合の分は歩と書くこと及分の書き表はし方を「パーセント」を用ふることも適所に知らしめおくをよしとす |
| 元高、歩合高歩合の關係 (凡六時) | 元高歩合高の意義三公式を了解暗記せしめ之に關する平易なる問題の解き方を練習するを主眼とす (1) 歩合高と元高とを知りて歩合を求むること (2) 元高と歩合とを知りて歩合高を求むること | 一 歩合高を元高にて割り歩合を得べきことは歩合の意義よりして了解せらるべきものなるが先づ順序として元高、歩合高の語を授けて之により公式に歸結し明瞭なる知識たらしむるを要す 二 公式の關係を圖解すれば次の如し  三 歩合の問題は三公式の關係を明確に了解せしめ置けば容易に解くを得べく先づ問題につきて元高、歩合高、歩合の見出し方を敏速ならしめ後公式を應用せしむべし 四 本項三公式は以後歩合算の基礎性のもなれば十分精確に授くべきなり |

| 歩合の問題 (凡六時) | (3) 歩合高と歩合とを知りて元高を求むること | 一 割増、割引に關する問題は日常生活上多く遭遇するものなり、十分習熟せしむべし 二 歩合を示すに用ふる語、意義、用例は十分練習すべし 三 以下諸問題は經濟上の智識を含むこと多し故に特に此點に注意して活知識を授くるを要す 四 歩合又は100に付5(五分)100に付12(一割二歩)なども稱すること、汽車賃の計算には錢位未滿は切捨つるものなること等も注意すべし |
|----------------|---|--|
| 損益の問題 (凡三時) | 歩合の三公式を應用して問題を解くことに習熟せしめ次に來るべき各種の實質的事項を了解する基礎を養ふを主眼とす | 一 買價、賣價、原價、正札、定價等、商業取引上の事項を纏めて理會せしめ、利益、損失のこと及損益は常に買價に對していふものなることを授くべし 二 日常生活上の知識を授くる材料を多く補足すべし 三 歩合の問題と次の如き關係あるを知らしむべし  四 歩合の問題にては常に何の歩合(損した、益した)なるかを注意し歩合高の性質(何を表はすか)を吟味せしむべし |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|------------------------|---|--|
| <p>地租の問題 (凡五時)</p> | <p>歩合算の應用として地租に関する問題の解方を授く一面に國民的知識を授くるを主眼とす</p> | <p>一 租税とは國家の費用に充つるために人民の納むるものなることを説き、地租は土地所有者の納むる租税にして土地の種類に依りて税率を異にすることを授くべし</p> <p>二 現今の地租率は左の如し</p> <p>宅地 地價の百分の二箇半 田畑 同 百分の四箇七 他の土地 同 百分の五箇半</p> <p>尙ほ地價とは土地臺帳に記載せる價格にて現今賣買の價格には非ざることを教ふべし</p> <p>三 本項の如き國民的志操國民的知識を授與するに最も重要なものは十分の注意を用ひて授くるを要す</p> <p>四 歩合の問題と次の如き關係あるを知らしむべし</p> <p>元 高 地價 歩合 高 地租 歩合 税率</p> <p>五 地租條例四十三年三月改正参照すべし</p> |
| <p>所得税の問題</p> | <p>所得税に関する解方を授け之に附帶して所得税に関する種々の</p> | <p>一 所得税とは個人若くは營利を目的とする法人の所得に課する税にて其の税率は種類及金額に依りて異なることを授くべし</p> <p>二 税率は常に本税と特別税とを合せたる税率を用ひ、別々に示して徒らに兒童を混雜せしむべからず</p> <p>三 歩合の問題と次の如き關係あることを知らしむべし</p> |

| (凡五時) | 種々の税金の問題 (凡八時) | |
|---|--|---|
| <p>知識を授くるを主眼とす</p> | <p>國税中主要なる税目に關する知識を授け之に關する計算を練習するを主眼とす</p> | |
| <p>四 所得税法大正二年法律第一三號にて改正第三條以下参照すべし</p> <p>元 高 所得金高 歩合 高 租税 歩合 税率</p> | <p>一 本項は問題練習の傍各種の税に關する概要を授くべし</p> <p>二 醬油税は醬油製造人の納むる税にして販賣用及自家用の二種あり</p> <p>三 印紙税は財産權の創設、移轉、變更若くは消滅を證明すべき證書、帳簿を作成するもの、財産に關する追認若くは承認を證明すべき證書等に納むる税にて之に用ふる印紙は收入印紙と稱す、郵便切手と混同せしむべからず</p> <p>四 登録税は土地建物の登記其他記名登録を請ふとき納むる税なり</p> <p>五 營業税は諸種の營業をなすものに課する税なり</p> <p>六 酒造税は清酒、濁酒、味淋、燒酎を醸造するものに課する税なり</p> <p>七 本項の諸問題は一々一般の公式に當て嵌むること困難なれば單なる四則の計算として取扱はしむべし</p> | <p>一 本項も歩合算の應用にて期間を定むる點を異にす、故に期間の長短によりて歩合の異なることを了解せしむれば格別の困難なし</p> <p>二 期間一年、又一月一日の場合につき總ての計算法を知らしめることとし、次に數年、數ヶ月…なるものにつき計算せしむべし</p> <p>三 金錢は自ら之を使用して營業すれば之に伴ふ利益を得又銀行等に預け或は他人に使用せしむれば、之によりて利益を得ることも得べき者なるが故に他人の金を借り之を返済する時には相當の謝禮をなすは當然たることを説き其の禮金を利息と稱する事を授くべし</p> |

教授要綱

教授主眼點

教授上注意事項

利息の問題
(凡八時)

歩合算の應用として利息の問題を解かしめ併せて經濟上及日常生活上の知識を授くるを主眼とす

四 公式の教授には次の如く

$$\frac{\text{元}}{\text{歩}} \times \frac{\text{歩}}{\text{元}} = \frac{\text{元}}{\text{元}}$$

$$\frac{\text{元}}{\text{歩}} \times \frac{\text{元}}{\text{元}} = \frac{\text{元}}{\text{歩}}$$

$$\frac{\text{元}}{\text{元}} \times \frac{\text{元}}{\text{歩}} = \frac{\text{元}}{\text{歩}}$$

の關係を十分會得せしむべし
イ、年利率 \parallel 一ヶ年の利息
ロ、月利率 \parallel 一ヶ月の利息

次に $\frac{\text{元}}{\text{歩}} \times \frac{\text{元}}{\text{元}} = \frac{\text{元}}{\text{歩}}$ なる公式を發見せしめ
進みて元利合計を同時に算出する方法を授くべし

即ち $\frac{\text{元}}{\text{歩}} \times (1 + \text{歩} \times \text{期間}) = \text{元利合計}$ この式は兒童の了解に苦しむ處なれば元金は利率に對し1に當ることを明確に授くべし

日歩は百圓につき一日何錢何と稱することとなり、其の計算を公式に當嵌むれば

$$(\text{元高}) \times (\text{歩合}) = (\text{歩合高})$$

$$(\text{元金}) \times (\frac{\text{何錢何厘}}{100000}) \times (\text{期間}) = (\text{利息}) \text{ なども小學校に於ては}$$

日歩 \times (100圓を單位としたる) \times 日數 = 利息
として教授すべし

六 貸借に關する經濟上の知識、元金高に對する利率の法律上の制限、其の他貯金に關する一般の知識を授くべし

七 利率の時は分は朱ともいふ

一 公債の意及其の種類及必要を簡單に説示すべし

〔公債〕とは中央政府又は地方自治團體が一時に多額の費用を要するとき内外公衆より求むる資金を云ふ、其の應募者に渡す證書を公債證書と云ふ

國債とは中央政府の發行する公債

地方債とは縣都市町村等の地方團體の發行する公債

二 公債の額面高、利子歩合、利子受取法等を授くべし、なるべく實物を準備するを要す

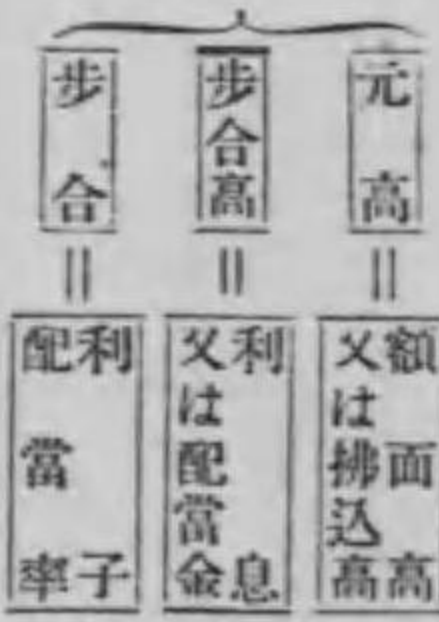
三 株式會社株券の意義を簡單に説示すべし、株式會社の説明は附近にある或株式會社を實例として組織目的成立資本其の他の事項を卑近に知らしめ大體の觀念を了得せしむべし

株券は實物を示し經濟上の知識を授くべし

四 公債の利子株券の配當に關する問題を課し之に習熟したる後其賣買に關する問題を課すべし

五 利廻又は金利とは利子又は配當金の時價に對する歩合なることを授くべし

六 歩合の問題と次の如き關係あることを授くべし



七 我が國債の總額、年利額、一戸平均負擔額、一人平均負擔額等を計算せしめて勤儉貯蓄の必要を感ぜしむべし

公債株式の間
(凡六時)

歩合算の應用として公債及株式に關することを授け其の計算に習熟せしめ日常必須なる社會的知識を授くるを主眼とす

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上法 | 注意事項 |
|-----------------------|---|---|--|
| 雜問 (凡八時) | 本學期に授けたる全體の復習整理をなし問題を解くの能を養ふを主眼とす (1) 比例の問題 (2) 歩合の問題 (3) 地租所得税利息問題 (4) 公債株式の問題 | 一 本項は出來得るだけ教師の干渉を省き兒童をして自發的に計算せしむべし 二 既授基本的事項を喚起し問題の理會を容易ならしむること、同時に既授の整理をなすを忘るべからず 三 既授事項中特に大切なる點、兒童の陥り易き點、將來の基礎となる點等十分に復習して確實なる觀念となしおくべし 四 地方に適切なる應用問題を構成して補足すべし | 一 既授の事柄を纏めて復習するものなれば一二の事柄に偏せざる様注意すべし 二 諸計算は確にして毫末の誤謬なきを期せしめ迅速に練習せしむべし 三 式題及問題は説明を待つことなく自發的に計算せしめ自發的に解釋せしめ以て計算の技能及思考力を練磨すべし 四 計算を急ぐ爲め記載的方面の粗略不齊とならぬやう特に注意すべし 五 此處の應用問題は思考力練磨を主とする材料にて、特に小數を應用せるもの、算法を説明せしむるには、整數にても小數にても算法の理に變なきものなることを十分知らしむべし |
| 復習 整數及小數 (凡十二時) | 整數及小數に關する復習問題により形式を整理練習し思考力を練磨し計算を迅速正確ならしむるを主眼とす (1) 加減運算問題 (2) 乗除運算問題 (3) 加減乗除混題の運算問題 (4) 應用問題 | 一 不十進諸等數のみを概括的に命法、通法、加法、減法、乘法、除法の總ての場合を一通り練習せしむべし 二 應用問題を解かしむる際に哩、領、碼の關係角及角度の唱へ方書き方其の算法を授くべし 三 本邦在來度量衡、メートル法度量衡其の外の外國度量衡の問題は換 | 一 不十進諸等數のみを概括的に命法、通法、加法、減法、乘法、除法の總ての場合を一通り練習せしむべし 二 應用問題を解かしむる際に哩、領、碼の關係角及角度の唱へ方書き方其の算法を授くべし 三 本邦在來度量衡、メートル法度量衡其の外の外國度量衡の問題は換 |
| 諸等數 | 不十進諸等數の諸算法を復習し併せて哩、領、碼の關係角及角度の唱へ方書き方其の計算を授くるを主眼とす (1) 命法、通法 (2) 加減乗除運算問題及應用 | 一 不十進諸等數のみを概括的に命法、通法、加法、減法、乘法、除法の總ての場合を一通り練習せしむべし 二 應用問題を解かしむる際に哩、領、碼の關係角及角度の唱へ方書き方其の算法を授くべし 三 本邦在來度量衡、メートル法度量衡其の外の外國度量衡の問題は換 | 一 不十進諸等數のみを概括的に命法、通法、加法、減法、乘法、除法の總ての場合を一通り練習せしむべし 二 應用問題を解かしむる際に哩、領、碼の關係角及角度の唱へ方書き方其の算法を授くべし 三 本邦在來度量衡、メートル法度量衡其の外の外國度量衡の問題は換 |

| 求積の問題 (凡四時) | 面積及體積の求め方を復習し併せて、一ヤールは10米平方なることを授くるを主眼とす | 面積及體積の求め方を復習し併せて、一ヤールは10米平方なることを授くるを主眼とす | 面積及體積の求め方を復習し併せて、一ヤールは10米平方なることを授くるを主眼とす |
|--|--|--|--|
| 面積及體積の求め方を復習し併せて、一ヤールは10米平方なることを授くるを主眼とす (1) 面積に關する問題 (2) 體積に關する問題 | 面積及體積の求め方を復習し併せて、一ヤールは10米平方なることを授くるを主眼とす (1) 面積に關する問題 (2) 體積に關する問題 | 面積及體積の求め方を復習し併せて、一ヤールは10米平方なることを授くるを主眼とす (1) 面積に關する問題 (2) 體積に關する問題 | 面積及體積の求め方を復習し併せて、一ヤールは10米平方なることを授くるを主眼とす (1) 面積に關する問題 (2) 體積に關する問題 |
| 分數 (凡六時) | 平易なる材料によりて計算力を練ると共に既授の復習整理をなすを主眼とす (1) 約分通分 (2) 加減 (3) 乗除 (4) 應用問題 | 平易なる材料によりて計算力を練ると共に既授の復習整理をなすを主眼とす (1) 約分通分 (2) 加減 (3) 乗除 (4) 應用問題 | 平易なる材料によりて計算力を練ると共に既授の復習整理をなすを主眼とす (1) 約分通分 (2) 加減 (3) 乗除 (4) 應用問題 |
| 比の問題 | 比例問題を復習整理し、寒暖計に關する事柄を授け之に關する計算を練習するを主眼とす | 比例問題を復習整理し、寒暖計に關する事柄を授け之に關する計算を練習するを主眼とす | 比例問題を復習整理し、寒暖計に關する事柄を授け之に關する計算を練習するを主眼とす |

| 教授要綱 | 教授主眼點 | 教授上注意事項 |
|----------------|---|---|
| (凡四時) | (1) 單比例按分比例の問題 (2) 寒暖計の問題 | 三、攝氏の度数 ^{100°} は華氏の度数 ^{180°} に當る故に攝氏の華氏に於ける目盛の比は5:9なる割合を授くべし 四、分數乗法の算法と比例の算法と比較して會得せしめおくべし |
| 歩合の問題 (凡四時) | 歩合に關する各種の問題を復習整理するを主眼とす (1) 歩合の問題 (2) 租税の問題 (3) 利息の問題 (4) 公債株式の問題 | 一、歩合、地租、所得税、損益、公債、株式、利息其他諸税に關する問題を混交して練習せしむべし 二、問題は常に實際的なるものを選ぶべし 三、問題は思考を練るもの、計算を主とするもの、關係を知らしむるもの各々其の目的を考へて適宜課すべし 四、生活上實用的知識を授與すべし |

尋常小學算術教授指針終

附 錄

一、税法提要

○地 租 (地租條例)

第一條 地租は左の稅率に依り毎年之を賦課す(明治四十三年法律第二號にて改正)

宅地 地價百分の二個半 田畑 地價百分の四個七 其他の土地 地價百分の五個半

北海道に於ける宅地以外の土地の地租は當分左の稅率に依る

田畑 地價百分の三個四 其他の土地 地價百分の四個

本條例に於て地價と稱するは土地臺帳に掲けたる價額を謂ふ

第二條 地租は年の豐凶に由りて増減せず(以下略す)

第十二條 地租は左の期限に依り之を徵集す(明治四十三年法律第二號にて改正)

一、宅 地
第一期 其年七月一日より 同 七月三十一日限 地租の二分の一
第二期 其年一月一日より 同 一月三十一日限 同

第二期 其年十二月十六日より 翌年一月十五日限 地租の四分の一
第三期 其年二月一日より 同 二月末日限 同

第三期 其年三月一日より 同 三月三十一日限 同
第四期 其年五月一日より 同 五月三十一日限 同

第四期 其年九月一日より 同 九月三十日限 同
第二期 其年十一月一日より 同 十一月三十日限 同

三、其他の土地
地租額二分の一

特種の事情ある地方にして前項の納期に依り難きものに付ては命令を以て納期を設くることを得

○所得 税 (所得税法)

第十條 帝國內此の法律施行地に住所を有し又は一ヶ年以上居所を有するものは此の法律に依り所得税を納むる義務あるものとす
 第二條 前條に該當せざる者此の法施行地に資財又は營業を有し若は公債社債の利子支拂を受くるときは其の所得に付てのみ所得税を納むる義務あるものとす

第三條 所得税は左の税率に依り之を賦課す(大正二年法律第一三號にて改正)

第一種 法人の所得

| | | | |
|------------------------------------|-------|------------|--------|
| 甲 合名會社、合資會社所得金額を左の各級に區分し遞次に各税率を適用す | 千分の四十 | 三萬圓を超える金額 | 千分の九十 |
| 五千圓以下の金額 | 千分の五十 | 五萬圓を超える金額 | 千分の百 |
| 五萬圓を超える金額 | 千分の六十 | 七萬圓を超える金額 | 千分の百十 |
| 一萬圓を超える金額 | 千分の七十 | 十萬圓を超える金額 | 千分の百二十 |
| 一萬五千圓を超える金額 | 千分の八十 | 二十萬圓を超える金額 | 千分の百三十 |
| 二萬圓を超える金額 | | | |

乙 株式會社、株式合資會社、其の他の法人、千分の六十二、五

第二種 此の法律施行地に於て支拂を爲す公債社債の利子……千分の二十

第三種 前二種に屬せざる所得金額を左の各級に區分し遞次に各税率を適用す

| | | | |
|-----------|--------|-------------|--------|
| 千圓以下の金額 | 千分の二十五 | 七千圓を超える金額 | 千分の八十五 |
| 千圓を超える金額 | 千分の三十五 | 一萬圓を超える金額 | 千分の百 |
| 二萬圓を超える金額 | 千分の四十五 | 一萬五千圓を超える金額 | 千分の百二十 |
| 三萬圓を超える金額 | 千分の五十五 | 二萬圓を超える金額 | 千分の百四十 |
| 三萬圓を超える金額 | 千分の七十 | 三萬圓を超える金額 | 千分の百六十 |

株式會社、株式合資會社にして株主又は株主及社員の数二十人以下を以て組織したるものときは其の所得に對して第一種甲の税率を適用す 株主又は社員は事業年度末日の現在に依る

第四條の一 第一種の所得は保險會社に在りては各事業年度の利益金又は剰餘金に依り其の他の法人に在りては各事業年度總益金より同年度總損金を控除したる金額に依る但し第二條に該當する法人の所得は此の法律施行地に於ける資産又は營業より生ずるものに限る(大正二年法律第一三號にて改正)

前項の場合に於て總益金中此の法律に依り所得税を課せられたる法人より受けたる配當金又は此の法律施行地に於て支拂を受けたる公債社債の利子あるときは之を控除す、保險會社の利益金又は剰餘金の計算に付亦同じ

第四條の二 第二種の所得は其の支拂を受くべき金額に依る(大正二年法律第一三號にて追加)

第四條の三 第三種の所得は左記各號の定むる所に依り之を算出す(同上)

一、俸給、給料、手當、歳費、年金、恩給、退職料、營業に非ざる貸金預金の利子及第二種所得に屬せる公債社債の利子は其の収入豫算年額

二、田又は畑の所得は前三年間毎年の總収入金額より必要の經費を控除したるもの平均に依り算出したる収入豫算年額但し三年以來引續き自作せず、小作せず、又は小作に付せざる田又は畑に在りては近傍類地の所得により算出したる収入豫算年額

三、山林伐採の所得は前年の總収入金額より必要の經費を控除したる金額

第四條の四 第三種の所得中俸給、給料、手當、歳費に付ては収入豫算額より其の十分の一を控除したるを以て所得とす(同上)

第四條の五 第三種の所得に付前二條の規定に依り算出したる金額五百圓以下なるときは百五十圓を七百圓以下なるときは百圓を千圓以下なるときは五十圓を其の所得より控除す(同上)

第四十二條 第一種の所得に付ては各事業年度毎に所得税を徴收す

第二種の所得に付ては其金額支拂者其の所得税を徴收し其の都度之を政府に納むべし

第三種の所得に付ては所得税の年額を四分し左の四期に於て之を徴收す但し納税管理人を定めずして國外に住所若は居所を移すときは其の際直に其の所得税を徴收することを得

第一期 其の年九月一日より三十日限り

第二期 其の年十一月一日より十五日限り

第三期 翌年一月一日より十五日限り

第四期 翌年三月一日より十五日限り

○酒 造 税

第一條 此の税法に於て酒類と稱するは清酒、濁酒、白酒、味淋、燒酎の五種とす

第四條 酒類を製造する者には其の製造石數に應じ左の割合を以て造石税を課す

- 第一種 酒精分二十度以下の清酒、濁酒、白酒及酒精分三十度以下の味淋、燒酎
 第二種 酒精分三十五度以下の燒酎
 第三種 酒精分四十度以下の燒酎
 第四種 酒精分四十五度以下の燒酎
 第五種 酒精分二十度を超ゆる清酒、濁酒、白酒、酒精分三十度を超ゆる味淋及酒精分四十五度を超ゆる燒酎
 一石に付酒精分一度毎 金 一圓

○醬油 稅

第二條 醬油製造人は左の造石稅を納むべし
 一、醬油 諸味一石に付 金一圓七十五錢
 二、溜 製成一石に付 金一圓六十五錢

○家用醬油稅法

第三條 家用醬油製造人は其の製造見積高に依り毎年左の製造稅を納むべし
 第一種 一石未滿 金五十錢
 第二種 二石未滿 金一圓
 第三種 三石未滿 金二圓
 第四種 四石未滿 金三圓
 第五種 五石以下 金四圓

○營業稅 (四十三年法律第四五號にて改正)

| 業名 | 課稅標準 | 稅率 | 業名 | 課稅標準 | 稅率 |
|-------|------|------------------------------|----------|------|----------|
| 物品販賣業 | 賣上金額 | 卸、萬分の十二 小賣萬分の三十六 千分の九十 | 運送、運河棧橋業 | 資本金額 | 千分の六 |
| 銀行業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 | 船舶碇繋場業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 |
| 保險業 | 資本金額 | 千分の五 | 貨物陸揚場業 | 資本金額 | 千分の五 |
| | 從業員數 | 千分の九十 | 倉庫業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 |
| | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 | | | |

| 業名 | 課稅標準 | 稅率 | 業名 | 課稅標準 | 稅率 |
|-------|--------|-----------|-----|------|----------|
| 金錢貸付業 | 運轉資本金額 | 千分の六半 | 鐵道業 | 收入金額 | 千分の二十五 |
| 物品貸付業 | 運轉資本金額 | 千分の九十 | 請負業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 |
| 製造業 | 資本金額 | 千分の三十七 | 請負業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 |
| 印刷業 | 資本金額 | 千分の九十 | 請負業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 |
| 出版業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 | 請負業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 |
| 寫真業 | 從業員數 | 一人毎に 金五十錢 | 請負業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 |
| 周旋業 | 從業員數 | 千分の三十五 | 請負業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 |
| 代理業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 | 請負業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 |
| | | | 請負業 | 從業員數 | 一人毎に 金二圓 |

○砂糖消費稅

第一條 内地消費の目的を以て製造場、稅關又は保税倉庫より引取らるる砂糖、糖蜜及糖水には本法に依り消費稅を課す
 第二條 製品の原料として砂糖、糖蜜又は糖水を使用するは其の消費と看做す
 第三條 消費稅の割合左の如し

- 一、砂糖
 第一種 砂糖色相和蘭標本第十一號未滿の砂糖
 甲 樽入黒糖 百斤に付 金二圓
 乙 樽入白下糖但し分蜜したるもの、白下糖以外の砂糖に加工して製造したるもの 百斤に付 金二圓五十錢
 丙 其の他のもの 百斤に付 金三圓
 第二種 砂糖色相和蘭標本第十五號未滿の砂糖 百斤に付 金三圓
 第三種 砂糖色相和蘭標本第十八號未滿の砂糖 百斤に付 金五圓
 第四種 砂糖色相和蘭標本第二十一號未滿の砂糖 百斤に付 金七圓
 第五種 砂糖色相和蘭標本第二十一號以上の砂糖 百斤に付 金九圓

- 第六種 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其の他類似のもの 百斤に付 金十圓
- 二、糖蜜
 - 第一種 氷砂糖を製造するときに生ずる糖蜜 百斤に付 金三圓
 - 甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の七十を超えざるもの 百斤に付 金二圓
 - 乙 其の他のもの 糖分を蔗糖として計算したる重量百斤に付金九圓の割合を以て算出したる金額 百斤に付 金三圓
- 第二種 其の他の糖蜜
 - 甲 糖分を蔗糖として計算したる重量全重量の百分の六十を超えざるもの 百斤に付 金二圓
 - 乙 其の他のもの 百斤に付 金三圓
- 三、糖水 百斤に付 金八圓

○石油消費税

- 第一條 石油には本法に依り消費税を課す
- 第二條 消費税は石油一石に付金一圓の割合とす
- 第三條 外國に輸出する石油には命令の定むる所に依り其の消費税を免院す

○登録税

- 第一條 登録税は本法の定むる所に依り賦課徴集す
- 第二條 不動産に關する登記を受ける時は左の區別に従ひ登録税を納むべし
 - 一、法定の家督相続に因る所有權の取得 不動産價格 千分の五
 - 二、第一號以外の家督相続又は遺産相続に因る所有權の取得 不動産價格 千分の五
 - 三、遺言贈與其の他無償名義に因る所有權の取得 不動産價格 千分の四十
 - 七、永代地上權の取得 不動産價格 千分の二十五
- 第五條 土地臺帳に左の事項を登録するときは土地所有者は左の區別に従ひ登録税を納むべし
 - 一、新規登録 地價 千分の二十
 - 七、新規免租年期附與 地價 千分の十

- 二、地價の修正 地價 千分の十
- 三、地價の設定 地價 千分の十
- 四、開墾 地價 千分の十
- 五、開墾後下期附與 地價 千分の十
- 六、地價据置年期附與 地價 千分の十
- 八、後下期地價据置年期延長 地價 千分の十
- 九、低價年期附與 價 千分の一
- 十、地租條例二十二條の地價修正 地價 千分の一
- 十一、地價の復舊 地價 千分の一

○印紙税

- 第一條 財産權の創設、移轉、變更、若は消滅を證明すべき證書、帳簿及財産權に關する追認若は承認を證明すべき證書を作成する者は此の法律に依り印紙税を納むべし
- 第二條 證書に關しては一通毎に其の記載金高五圓以上のものに限り記載金高一萬分の五の割合を以て印紙税を納むべし但し印紙税額は五十圓となるときは五十圓に止め一錢未満となり又は一錢未満の端數を生ずるときは一錢に切上ぐるものとす
- 金高記載なきも證書面に標記しある價格の單位又は其の他の記載事項に依り其の金高を算出することを得るものは其の記載金高と看做す

- 第三條 約束手形に關しては一通毎に其の記載金高に應じ左の印紙税を納むべし
 - 金高二百圓以下のもの 印紙税 三錢 金高三萬圓以下のもの 印紙税 一圓
 - 金高二千圓以下のもの 印紙税 五錢 金高五萬圓以下のもの 印紙税 二圓
 - 金高五千圓以下のもの 印紙税 十錢 金高十萬圓以下のもの 印紙税 四圓
 - 金高一萬圓以下のもの 印紙税 二十錢 金高十萬圓以上を越ゆるもの 印紙税 七圓
 - 金高二萬圓以下のもの 印紙税 五十錢
- 第四條 左に掲ぐる證書帳簿に關しては證書は一通毎に帳簿は一冊一年以内の附込に對し下に定むる所の印紙税を納むべし
 - 一、委任狀 印紙税 二錢 一、運送貨物引換證 印紙税 三錢
 - 一、爲替手形 印紙税 三錢 一、倉荷預證券 印紙税 三錢
 - 一、銀行預金證書 印紙税 三錢 一、倉荷買入證券 印紙税 三錢
 - 一、船荷證券 印紙税 三錢 一、保險證券 印紙税 三錢

| | | | |
|----------------------|--------|------------------|----------|
| 一、株券 | 印紙稅 三錢 | 一、追認承認に關する證書 | 印紙稅 三錢 |
| 一、債券 | 印紙稅 三錢 | 一、物品切手 | 印紙稅 三錢 |
| 一、株式申込書 | 印紙稅 三錢 | 一、賣買仕切書 | 印紙稅 三錢 |
| 一、地上權、永小作權、地役權に關する證書 | 印紙稅 三錢 | 一、送狀 | 印紙稅 三錢 |
| 一、使用貸借、賃貸借、雇傭、寄託 | 印紙稅 三錢 | 一、受取書 | 印紙稅 三錢 |
| 一、定期金に關する契約證書 | 印紙稅 三錢 | 一、金高記載なき證書 | 印紙稅 三錢 |
| 一、定款及組合契約書 | 印紙稅 三錢 | 一、擔保品差入證書、擔保品預證書 | 印紙稅 三錢 |
| 一、權利の變更に關する證書 | 印紙稅 三錢 | 一、通帳 | 印紙稅 三錢 |
| | | 一、判取帳 | 印紙稅 二十五錢 |

二、郵便電信に關する規則摘要

○内國郵便 (日清郵便を含む)

注意要項

- 一、郵便物は送達先の遠近又は其品質形狀に従ひ堅固に包装すること
- 一、郵便物の表記は楷書若しは行書を用ひ其の肩書は府縣名を冠し成るべく詳細に記し尙配達局の知れ居るものは「何々郵便局内」と上部に併せ記すること
- 一、郵便切手は成る可く高額のものを封筒表面の上部左方の隅に貼ること
- 一、公安を妨害し又は風俗を壞亂すべき文書、圖、諸其他の物件及爆發性、發火性其他郵便吏員に危害を加へ又は郵便物に損害を與ふべき物件は郵便に差出ざること
- 一、小包郵便物に書狀を封入せざること
- 一、書留又は價格表記の郵便物を受取る時は外部に破損の痕跡なきや否又重量に變りなきや否注意を爲すこと
- 一、代金引換又は留置郵便物の到着通知を受けたるときは速に受取の手續を爲すこと
- 一、郵便物の種類、料金並特殊取扱等に付ては左に大々記載せり
- 内地相互間並内地臺灣、樺太、朝鮮、關東州租借地、在清國帝國郵便官署區内相互間

通常郵便物種類及料金

| | | | |
|-----------|--|---------------|----------|
| ●第一種 書狀 | 印刷したる無封の書狀(運送狀、保險申込書等の類にして大部分印刷したる無封の書狀亦同じ) | 重量四匁又は其の端數毎に | 金 三錢 |
| ●第二種 郵便葉書 | 通常葉書 往復葉書 封緘葉書 | 重量十匁又は其の端數毎に | 金 二錢 |
| ●第三種 | 毎月一回以上刊行する定期刊行物にして認可を受けたるもの 書籍、印刷物、業務用書類、寫眞、書、畫、圖、商品 見本及雛形、博物學上の標本 | 重量二十匁又は其の端數毎に | 金 五厘 |
| ●第四種 | 廣告郵便物 | 重量三十匁又は其の端數毎に | 金 二錢 |
| ●第五種 | 農産物種子 | 重量三十匁又は其の端數毎に | 金 一錢 |
| ●内地相互間 | 普通 | 重量三十匁又は其の端數毎に | 金 一錢 |
| ●同一郵便區内 | 書留 | 重量三十匁又は其の端數毎に | 金 一錢 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二百匁迄 | 金 四錢 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四百匁迄 | 金 八錢 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 六百匁迄 | 金 一貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 八百匁迄 | 金 一貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 一貫匁迄 | 金 一貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 一貫二匁迄 | 金 一貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 一貫四匁迄 | 金 一貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 一貫六匁迄 | 金 二貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 一貫八匁迄 | 金 二貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二貫迄 | 金 二貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二貫二匁迄 | 金 二貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二貫四匁迄 | 金 二貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二貫六匁迄 | 金 三貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二貫八匁迄 | 金 三貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三貫迄 | 金 三貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三貫二匁迄 | 金 三貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三貫四匁迄 | 金 三貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三貫六匁迄 | 金 四貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三貫八匁迄 | 金 四貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四貫迄 | 金 四貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四貫二匁迄 | 金 四貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四貫四匁迄 | 金 四貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四貫六匁迄 | 金 五貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四貫八匁迄 | 金 五貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 五貫迄 | 金 五貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 五貫二匁迄 | 金 五貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 五貫四匁迄 | 金 五貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 五貫六匁迄 | 金 六貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 五貫八匁迄 | 金 六貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 六貫迄 | 金 六貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 六貫二匁迄 | 金 六貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 六貫四匁迄 | 金 六貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 六貫六匁迄 | 金 七貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 六貫八匁迄 | 金 七貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 七貫迄 | 金 七貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 七貫二匁迄 | 金 七貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 七貫四匁迄 | 金 七貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 七貫六匁迄 | 金 八貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 七貫八匁迄 | 金 八貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 八貫迄 | 金 八貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 八貫二匁迄 | 金 八貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 八貫四匁迄 | 金 八貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 八貫六匁迄 | 金 九貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 八貫八匁迄 | 金 九貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 九貫迄 | 金 九貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 九貫二匁迄 | 金 九貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 九貫四匁迄 | 金 九貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 九貫六匁迄 | 金 十貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 九貫八匁迄 | 金 十貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十貫迄 | 金 十貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十貫二匁迄 | 金 十貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十貫四匁迄 | 金 十貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十貫六匁迄 | 金 十一貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十貫八匁迄 | 金 十一貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十一貫迄 | 金 十一貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十一貫二匁迄 | 金 十一貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十一貫四匁迄 | 金 十一貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十一貫六匁迄 | 金 十二貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十一貫八匁迄 | 金 十二貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十二貫迄 | 金 十二貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十二貫二匁迄 | 金 十二貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十二貫四匁迄 | 金 十二貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十二貫六匁迄 | 金 十三貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十二貫八匁迄 | 金 十三貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十三貫迄 | 金 十三貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十三貫二匁迄 | 金 十三貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十三貫四匁迄 | 金 十三貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十三貫六匁迄 | 金 十四貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十三貫八匁迄 | 金 十四貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十四貫迄 | 金 十四貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十四貫二匁迄 | 金 十四貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十四貫四匁迄 | 金 十四貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十四貫六匁迄 | 金 十五貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十四貫八匁迄 | 金 十五貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十五貫迄 | 金 十五貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十五貫二匁迄 | 金 十五貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十五貫四匁迄 | 金 十五貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十五貫六匁迄 | 金 十六貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十五貫八匁迄 | 金 十六貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十六貫迄 | 金 十六貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十六貫二匁迄 | 金 十六貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十六貫四匁迄 | 金 十六貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十六貫六匁迄 | 金 十七貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十六貫八匁迄 | 金 十七貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十七貫迄 | 金 十七貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十七貫二匁迄 | 金 十七貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十七貫四匁迄 | 金 十七貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十七貫六匁迄 | 金 十八貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十七貫八匁迄 | 金 十八貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十八貫迄 | 金 十八貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十八貫二匁迄 | 金 十八貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十八貫四匁迄 | 金 十八貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十八貫六匁迄 | 金 十九貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十八貫八匁迄 | 金 十九貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十九貫迄 | 金 十九貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十九貫二匁迄 | 金 十九貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十九貫四匁迄 | 金 十九貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十九貫六匁迄 | 金 二十貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 十九貫八匁迄 | 金 二十貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十貫迄 | 金 二十貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十貫二匁迄 | 金 二十貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十貫四匁迄 | 金 二十貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十貫六匁迄 | 金 二十一貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十貫八匁迄 | 金 二十一貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十一貫迄 | 金 二十一貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十一貫二匁迄 | 金 二十一貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十一貫四匁迄 | 金 二十一貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十一貫六匁迄 | 金 二十二貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十一貫八匁迄 | 金 二十二貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十二貫迄 | 金 二十二貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十二貫二匁迄 | 金 二十二貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十二貫四匁迄 | 金 二十二貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十二貫六匁迄 | 金 二十三貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十二貫八匁迄 | 金 二十三貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十三貫迄 | 金 二十三貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十三貫二匁迄 | 金 二十三貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十三貫四匁迄 | 金 二十三貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十三貫六匁迄 | 金 二十四貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十三貫八匁迄 | 金 二十四貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十四貫迄 | 金 二十四貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十四貫二匁迄 | 金 二十四貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十四貫四匁迄 | 金 二十四貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十四貫六匁迄 | 金 二十五貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十四貫八匁迄 | 金 二十五貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十五貫迄 | 金 二十五貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十五貫二匁迄 | 金 二十五貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十五貫四匁迄 | 金 二十五貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十五貫六匁迄 | 金 二十六貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十五貫八匁迄 | 金 二十六貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十六貫迄 | 金 二十六貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十六貫二匁迄 | 金 二十六貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十六貫四匁迄 | 金 二十六貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十六貫六匁迄 | 金 二十七貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十六貫八匁迄 | 金 二十七貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十七貫迄 | 金 二十七貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十七貫二匁迄 | 金 二十七貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十七貫四匁迄 | 金 二十七貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十七貫六匁迄 | 金 二十八貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十七貫八匁迄 | 金 二十八貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十八貫迄 | 金 二十八貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十八貫二匁迄 | 金 二十八貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十八貫四匁迄 | 金 二十八貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十八貫六匁迄 | 金 二十九貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十八貫八匁迄 | 金 二十九貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十九貫迄 | 金 二十九貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十九貫二匁迄 | 金 二十九貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十九貫四匁迄 | 金 二十九貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十九貫六匁迄 | 金 三十貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 二十九貫八匁迄 | 金 三十貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十貫迄 | 金 三十貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十貫二匁迄 | 金 三十貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十貫四匁迄 | 金 三十貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十貫六匁迄 | 金 三十一貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十貫八匁迄 | 金 三十一貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十一貫迄 | 金 三十一貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十一貫二匁迄 | 金 三十一貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十一貫四匁迄 | 金 三十一貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十一貫六匁迄 | 金 三十二貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十一貫八匁迄 | 金 三十二貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十二貫迄 | 金 三十二貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十二貫二匁迄 | 金 三十二貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十二貫四匁迄 | 金 三十二貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十二貫六匁迄 | 金 三十三貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十二貫八匁迄 | 金 三十三貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十三貫迄 | 金 三十三貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十三貫二匁迄 | 金 三十三貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十三貫四匁迄 | 金 三十三貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十三貫六匁迄 | 金 三十四貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十三貫八匁迄 | 金 三十四貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十四貫迄 | 金 三十四貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十四貫二匁迄 | 金 三十四貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十四貫四匁迄 | 金 三十四貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十四貫六匁迄 | 金 三十五貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十四貫八匁迄 | 金 三十五貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十五貫迄 | 金 三十五貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十五貫二匁迄 | 金 三十五貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十五貫四匁迄 | 金 三十五貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十五貫六匁迄 | 金 三十六貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十五貫八匁迄 | 金 三十六貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十六貫迄 | 金 三十六貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十六貫二匁迄 | 金 三十六貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十六貫四匁迄 | 金 三十六貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十六貫六匁迄 | 金 三十七貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十六貫八匁迄 | 金 三十七貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十七貫迄 | 金 三十七貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十七貫二匁迄 | 金 三十七貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十七貫四匁迄 | 金 三十七貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十七貫六匁迄 | 金 三十八貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十七貫八匁迄 | 金 三十八貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十八貫迄 | 金 三十八貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十八貫二匁迄 | 金 三十八貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十八貫四匁迄 | 金 三十八貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十八貫六匁迄 | 金 三十九貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十八貫八匁迄 | 金 三十九貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十九貫迄 | 金 三十九貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十九貫二匁迄 | 金 三十九貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十九貫四匁迄 | 金 三十九貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十九貫六匁迄 | 金 四十貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 三十九貫八匁迄 | 金 四十貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十貫迄 | 金 四十貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十貫二匁迄 | 金 四十貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十貫四匁迄 | 金 四十貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十貫六匁迄 | 金 四十一貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十貫八匁迄 | 金 四十一貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十一貫迄 | 金 四十一貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十一貫二匁迄 | 金 四十一貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十一貫四匁迄 | 金 四十一貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十一貫六匁迄 | 金 四十二貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十一貫八匁迄 | 金 四十二貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十二貫迄 | 金 四十二貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十二貫二匁迄 | 金 四十二貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十二貫四匁迄 | 金 四十二貫八匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十二貫六匁迄 | 金 四十三貫 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十二貫八匁迄 | 金 四十三貫二匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十三貫迄 | 金 四十三貫四匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十三貫二匁迄 | 金 四十三貫六匁 |
| ●同一郵便區内 | 普通 | 四十三貫四匁迄 | 金 四十三貫八匁 |
| ●同一郵便區内</ | | | |

郵便物容積及重量制限

| | | | | | | | | | |
|-------------------|---|------|------|------|------|------|--------|--------|--------|
| ●内地、臺灣、樺太相互間 | | 二百匁迄 | 四百匁迄 | 六百匁迄 | 八百匁迄 | 一貫匁迄 | 一貫二百匁迄 | 一貫四百匁迄 | 一貫六百匁迄 |
| 普 | 通 | 二十錢 | 三十錢 | 三十五錢 | 四十錢 | 四十五錢 | 五十錢 | 五十五錢 | 六十錢 |
| 書 | 留 | 三十錢 | 四十錢 | 四十五錢 | 五十錢 | 五十五錢 | 六十錢 | 六十五錢 | 七十錢 |
| ●關東州租借地内の同一郵便官署區内 | | 長 | 幅 | 厚 | 重量 | 容積 | 容積 | 重量 | 容積 |
| ●通常郵便物 | | 長 | 幅 | 厚 | 重量 | 容積 | 容積 | 重量 | 容積 |
| ●小包郵便物 | | 長 | 幅 | 厚 | 重量 | 容積 | 容積 | 重量 | 容積 |

書留郵便

價格表記郵便

代金引換郵便

金銀、寶石、珠玉其他の貴重品は必ず書留又は價格表記と爲すべきものなり ▲通常郵便物書留料一個に付金七錢 ▲表記すべき文字、通常郵便物は「書留」、小包郵便物は「書留小包」 ▲價格表記と爲したるものは書留となすことを得ず 通貨は必ず價格表記と爲すを要し其他密封したる郵便物も價格表記と爲すを得 ▲書留と爲したる郵便物は價格表記と爲すことを得ず ▲表記料は書留郵便相當の料金額より普通郵便料を差引たる金額に通貨在中のものは表記金額十匁迄 毎に金十錢其他の物件は表記金額十匁迄毎に金五錢宛を加ふ ▲表記すべき文字、通貨は「通貨」、價格表記金額「其他の物件は「品名、價格表記金額」 ▲表記金額制限一箇に付金千圓

代金引換と爲すべきものは價格表記の郵便物及書留小包郵便物に限り該郵便物を到着局所に十日間留置代金と引換に 受取人に交付し其取立たる代金を差出人に交付するの便利あり ▲引換料一口に付金五錢外に取立金送達料として其引

集金郵便

別配達郵便

約束郵便

郵便物差出方

換金額十匁迄は金五錢十匁以上百匁迄は其超過したる額に對し十匁迄毎に金三錢を取立金交付の際徴收す ▲表記すべき文字「代金引換金額」 ▲引換金額制限一口に付金千圓 現金受領證、株式配當券、公債又は社債の利券、現金受領證を添付したる貨物引換證又は船荷證券にして持參人に支拂はるべきものは集金郵便と爲せば到着局に於ては該證書又は證券と引換に現金を取立て委託者に之を交付するものとす ▲集金委託料一口に付現金受領證は金二錢、證券は金一錢 ▲集金送達料取立済の金額に對し一口に付金一匁迄金三錢、金三匁迄金四錢、金五匁迄金五錢、金十匁迄金六錢、金五十匁迄金八錢、金百匁迄金十錢、以上金百匁迄を増す 毎に金五錢を加ふ ▲集金金額制限一口に付金千圓 ▲集金郵便に依る現金取立を爲すべきものは郵便集配事務及郵便爲替事務を取扱ふ郵便局所に於て取扱ふ

受取人へ速に送達を要するものは書留又は價格表記の郵便物と爲し尙別配達と爲せば通常の配達時刻に拘らず直に特使を以て配達せらるることを得 ▲別配達料一個に付陸上二里以内は金二十錢二里を超過したるときは一里迄毎に金十五錢を加ふ、別配達料不明の場合は金二十錢以上を前納する時は尙別配達として引受け其不足額は受取人より徴收す、受取人之を納付せざるときは差出人より徴收す、船船料は別に其實費額を受取人より徴收す、受取人之を納付せざるときは差出人より徴收す ▲表記すべき文字「別配達」「何局別配達」

臺灣島内別配達料は一個に付市内は金十錢市外は三里迄金六十錢三里以上十八町迄毎に金十錢を加ふ但市外の里程判明せず悉皆前納し得ざるも金六十錢以上を納付するときは別配達として取扱ひ其不足額は受取人より徴收す、受取人之を納付せざるときは差出人より追徴す、他の郵便區内に配達するときは差出人指定の配達局と名宛地との里程に應じ市外別配達と同一の料金を徴收す、船船料は市内市外に拘らず別に其實費額を受取人より徴收す、受取人之を納付せざるときは差出人より徴收す

約束郵便と爲すべきものは無封書狀(官公署の事務に關するもの)、定期刊行物、書籍及印刷物にして差出の際郵便切手を貼用せず期間を定め通貨を以て其の料金を後納するものなり

普通郵便に依る通常郵便物は郵便函に差入るべし但容積大なるか又は箇數多きか爲め郵便函に差入ること能はざるものは郵便局所に差出すべし

小包郵便物及特殊取扱の通常郵便物は郵便局所に差出すべし但書留又は價格表記にあらざる留置通常郵便物は此限に

○内國電報

注意要項

- 一、電報の文字は記載方亂雑なるもの又は字劃正しからざるものは自然誤謬を生じ易きを以て正確明瞭に記載すること
- 一、長文の電報には濁點、半濁點ある文字の後には成るべく相當の空欄を設け字數計算を容易ならしむること
- 一、賴信紙に貼附する郵便切手は成るべく高額のものを用ひ且剝落の惧なき様貼附すること
- 一、萬一他人に宛てたる電報の誤配達を受けたときは其の由を附箋し直に之を配達したる電信局所に返戻せらるべく決して其の受取本人へ直送し又は手渡せざること
- 一、返信料前納證書は使用期間(證書發行の日より三十日間)中なれば返信のみに限らず其の他の電報にも隨時使用し又は他人に流用せしむるも妨なきものなれば成べく之を利用すること

通常電報料

| 種別 | 和 | | 文 |
|-----------------------|---|---------------|---|
| | 基 | 累加(五字以内を増す毎に) | |
| 同一市區町村内(官報) | 十 | 三 | 錢 |
| 内地(小笠原島を除く以下之に同じ)(官報) | 二 | 五 | 錢 |
| 小笠原島、臺灣、樺太及朝鮮相互間(私報) | 三 | 五 | 錢 |
| 前各號以外(官報) | 二 | 五 | 錢 |
| 前各號以外(私報) | 二 | 五 | 錢 |

○電話

注意要項

- 一、電話を利用せむとする人は其地の電話番號簿等に掲載ある注意書等を熟覽し置き尙成べく實地取扱の模様とも一覽し置かるれば一層便利なるべきこと
- 一、一般の交換手に對しては通話取扱の請求上必要なことの外談話をなさず電線機械等の故障又は電話番號の問合せ等は各係に申出でらるること
- 一、電話をかける爲把手を廻すときは永く廻せば却て交換手の應答遅るる惧あるを以て一二回に止むること
- 一、電話済たるときは必ず受話器を掛金物に掛け置くこと
- 一、通話中には妄りに把手を廻し又は受話器の掛金物に觸れざること

電話の制度

加入申込手續

電話通信

- 一、加入區域外への通話待合せ中は合圖あり次第何時にても直に通話し得らるる様用意し居らるること
 - 一、通話中交換手が通話中なるや否やを確むる場合話聲聞えず且つ話中との答もなきときは切斷することあるを以て電話機の側を離るときは對話者へ其旨を通じ置かるること
 - 一、電話料前納證書(呼出通話券)は其有効期間内なるときは返信のみに限らず其の他の通話にも際意使用し又は他人に流用せしむるも妨なきものに付べく之を利用すること
- 電話取扱局所中には一般公衆の通話のみを扱ふ所と電話交換を扱ふ所とあり又交換局には普通電話と特設電話との別あり普通電話は普通の官設電話にして從來概ね都市に設けられ特設電話は各加入者の所より交換局迄の線路及加入電話機の設備費用は加入者自ら負擔すべきものにして概ね町村に設けられたるものなり
- 加入申込書(特設電話にありては加入申請書)に登記料として相當郵便切手を添へ申込まるべし
- 他人の家屋に電話機を設置するものなるときは家屋所有者の承諾書を添付せらるべし
- 共同線加入の場合相手方を自選したるときは別に連署したる請求書を差出さるべし
- 連接加入の場合は本加入者の承諾書を添付せらるべし

- 一般通話 同一加入區域内にて加入者相互間に爲す通話は電話料を要せず其の他の通話は一通話時(五分間を一通話時とす)毎に別表の電話料を要するものとす
- 至急通話 普通通話に先ち取扱ふものにして其料金は普通の二倍とす
- 夜間電話 通常電話料三十錢以上の通話區域に於て午後八時より翌午前七時迄の間に取扱を爲す加入者相互間の通話に對しては別表の通話料金を低減せらるるものとす夜間時は晝間より閑散なるを以て通話の取扱比較的敏活なり

| 通話區域 | 一通話時の通常電話料 | 一通話時の夜間電話料 | 一回の電話呼出料 |
|-----------------------------------|------------|------------|----------|
| 同一加入區域内、同一電話取扱局所呼出地域内、同一市町村内及一里以内 | 金 五 錢 | 金 五 錢 | 金 五 錢 |
| 三 里 以 内 | 金 十 錢 | 金 十 錢 | 金 十 錢 |
| 五 里 以 内 | 金 十五 錢 | 金 十五 錢 | 金 十 錢 |

電話料及
電話呼出料

| | | | | |
|-------|---|---|---------|---------|
| 十里 | 以 | 内 | 金二十錢 | 金十五錢 |
| 二十里 | 以 | 内 | 金二十五錢 | |
| 三十里 | 以 | 内 | 金三十錢 | |
| 三十五里 | 以 | 内 | 金三十五錢 | 金二十五錢 |
| 四里 | 以 | 内 | 金四十錢 | |
| 四十五里 | 以 | 内 | 金四十五錢 | 金三十五錢 |
| 五里 | 以 | 内 | 金五十錢 | |
| 五十五里 | 以 | 内 | 金五十五錢 | 金四十五錢 |
| 六里 | 以 | 内 | 金六十錢 | |
| 六十五里 | 以 | 内 | 金六十五錢 | 金五十錢 |
| 七里 | 以 | 内 | 金七十錢 | |
| 七十五里 | 以 | 内 | 金七十五錢 | 金六十錢 |
| 八里 | 以 | 内 | 金八十錢 | |
| 八十五里 | 以 | 内 | 金八十五錢 | 金七十錢 |
| 九里 | 以 | 内 | 金九十錢 | |
| 九十五里 | 以 | 内 | 金九十五錢 | 金八十錢 |
| 百二十里 | 以 | 内 | 金一圓 | 金一圓 |
| 百五十里 | 以 | 内 | 金一圓二十五錢 | |
| 百八十里 | 以 | 内 | 金一圓五十錢 | 金一圓 |
| 二百四十里 | 以 | 内 | 金一圓七十五錢 | 金一圓二十五錢 |
| 二百八十里 | 以 | 内 | 金二圓 | 金一圓五十錢 |
| 三百二十里 | 以 | 内 | 金二圓五十錢 | 金一圓七十五錢 |
| 其 | の | 他 | 金二圓七十五錢 | 金一圓七十五錢 |

○内國郵便爲替

注意要項

- 一、郵便爲替には左の便法あり
 - (イ) 爲替證書を安全且低廉に受取人に送付する—證書送達—の方法あり
 - (ロ) 受取人の居宅に就き拂渡を爲す—居宅拂—の方法あり
 - (ハ) 常に巨額の送金を爲す者の爲に—高額爲替—の制あり
 - (ニ) 電信爲替にして尙一層速達を要するときは—至急電報—證書別配達—の方法の外證書を郵便局留置の便法あり
- 二、郵便爲替の詐取を防ぐ方法として
 - (イ) 案内書に徴號其他暗號を附せよ
 - (ロ) 拂渡猶豫の方法を利用せよ
 - (ハ) 拂渡済通知の請求を爲せ

爲替證書金額

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 通 | 常 | 爲 | 替 | 證 | 書 | 一 | 枚 | に | 付 | 金 | 百 | 圓 | 以 | 内 |
| 電 | 信 | 爲 | 替 | 證 | 書 | 一 | 枚 | に | 付 | 金 | 百 | 圓 | 以 | 内 |
| 小 | 爲 | 替 | 證 | 書 | 一 | 枚 | に | 付 | 金 | 五 | 圓 | 以 | 内 | |

通常爲替及小爲替の金額は錢位未滿、電信爲替の金額は圓位未滿の端數を付することを得ざるものとす

一般爲替料

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 爲 | 替 | 金 | 額 | 通 | 常 | 爲 | 替 | 料 | 電 | 信 | 爲 | 替 | 料 | 金 | 額 | | | | |
| 十 | 圓 | 以 | 内 | 金 | 六 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | |
| 二十 | 圓 | 以 | 内 | 金 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | |
| 三十 | 圓 | 以 | 内 | 金 | 十 | 四 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 |
| 四十 | 圓 | 以 | 内 | 金 | 十 | 八 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 |
| 五十 | 圓 | 以 | 内 | 金 | 十 | 二 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 |
| 六十 | 圓 | 以 | 内 | 金 | 十 | 六 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 |
| 七十 | 圓 | 以 | 内 | 金 | 十 | 三 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 |
| 八十 | 圓 | 以 | 内 | 金 | 十 | 四 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 | 金 | 三 | 十 | 錢 |

特別爲替料

爲替證書有效期間

●注意
千島、琉球、小笠原島、伊豆諸島、臺灣、樺太及朝鮮、臺灣島に設置の局所と取組みたるものは百二十日とす但し同一國內又は同一島内に取組みたるものは此の限にあらす

| | | |
|---------------------|----------------------------|---|
| 爲替金額 | 通常爲替料 (清國各局所相互間又は局所と他の局所間) | 電信爲替料 (臺灣、樺太、朝鮮又は朝鮮に在る各局所と各其の以外に在る局所との間及清國各局所相互間) |
| 十圓以内 | 金 十 錢 | 金 四 十 錢 |
| 二十圓以内 | 金 二十 錢 | 金 五 十 錢 |
| 三十圓以内 | 金 三十 錢 | 金 六 十 錢 |
| 四十圓以内 | 金 四十 錢 | 金 七 十 錢 |
| 五十圓以内 | 金 五十 錢 | 金 八 十 錢 |
| 六十圓以内 | 金 六十 錢 | 金 九 十 錢 |
| 七十圓以内 | 金 七十 錢 | 金 一 圓 |
| 八十圓以内 | 金 八十 錢 | 金 一 圓 十 錢 |
| 九十圓以内 | 金 九十 錢 | 金 一 圓 二十 錢 |
| 百圓以内 | 金 一 圓 | 金 一 圓 三十 錢 |
| 清國各局所相互間及同局所と其他の局所間 | 小爲替料 | 金 五 錢 |

爲替證書有效期間
 通常爲替料 九 十 日
 電信爲替料 九 十 日
 小爲替料 六 十 日

○郵便貯金

注意要項

貯金預入制限

郵便切手貯金預入金額制限

貯金に預入し得べき證券及利札

出張取扱貯金集配人取貯金法

一、安全—確實—便利—は郵便貯金の特長なり
 一、一冊の通帳は全國の郵便局に通用す
 一、新に貯金をなし通帳を受けたる時は直に通帳の印鑑欄に印章を押捺し置くべし
 一、預け人改印轉居の場合には速に其届出を爲すべし
 一、郵便官署に證券の保管を委託すれば水火盜難の虞なく又證券の—利子—償還金—割増金—買却代金—は其都度直に郵便貯金に租入れらるゝを以て何等の手續なし

イ 一度の預入額
 (ロ) 預入金總額
 ●注意 (ロ)の制限を超過したるときは制限以内に引直すか或は公債證券を購入するものとす

郵便貯金に預入し得る郵便切手 五 厘
 郵便切手に依る預入は郵便局所にて交付する郵便切手貯金臺紙の相當欄に同一種類の郵便切手を其全部に貼付の上郵便局に差出し郵便貯金通帳に預金の記入を受くるものとす但し一人一ヶ月金一圓を超えて預入することを得ず

各種國債 新湯縣債 滋賀縣債 山梨縣債 岐阜縣債 福井縣債 石川縣債 富山縣債 鹿兒島縣債 東京市債
 京都市債 大阪市債 横濱市債 神戸市債 長崎市債 廣島市債 高松市債
 勸業債券(割増金附のもの共) 貯蓄債券(割増金附のもの共) 興業債券 北海道拓殖銀行債券
 以上各種の債券及其利札は無記名にして支拂開始せるものに限る

郵便爲替證書(當該預入局所に於て拂渡を爲すべきものに限る)
 官衙、學校、工場等多數の預金者ある場所に郵便局員が出張して貯金の取扱を爲す方法にして此取扱を受けむとする者は豫め出張取扱を受けたき日時及場所を定め最寄郵便局へ申出てらるべし

出張取扱貯金集配人取貯金法
 郵便局の設けなき村落にては役場、學校、神社佛閣等豫め定めたる場所に於て郵便集配人が貯金の取集めを爲すの方法なり

規約貯金 多人數申合せ漫りに拂戻を爲さざることを約束して貯金の預入を爲すときは規約貯金として特別の取扱を爲し預け人より拂戻の請求あるも規約に定めたる約束に従ひ拂戻承認を得たるものにあらずれば拂戻を爲さざるものとす

据置貯金 一定の年限内拂戻を爲さざる條件を以て貯金の預入を爲すものにして据置年限は最初預入の日より三ヶ年乃至十ヶ年内に於て預け人之を定むるものとす

共同貯金 一人の總代人を設け其名義にて銘々が預け金を爲すの方法にして總代人と共同者とが遠隔の土地に在る時に便利なるものとす

海外貯金 日本郵便局の設けなき外國に在留する者が外國に居ながら郵便貯金の預入を爲すの方法にして預入を爲さむとする者は適宜の用紙に本籍、現住所、職業、氏名及初度預け入金額を記載し調印の上之を郵便貯金局に宛て送付し預入金は郵便爲替に依り同局に送付するものとす

貯金利子 利子は毎年三月三十一日を區切り計算して元金に加ふるものとす……………利率年四分二厘

貯金利子積算表

| 年次 | 金目には | 毎月預け入るときは | | |
|------|------|-----------|----------|----------|
| | | 拾圓預け置けば | 五拾圓預け置けば | 百圓預け置けば |
| 初年 | 金目には | 一〇、三八〇 | 五一、九二〇 | 一〇三、八五〇 |
| 一年 | 金目には | 拾圓預け置けば | 五拾圓預け置けば | 百圓預け置けば |
| 二年 | 金目には | 一四、七五〇 | 七四、〇二〇 | 一四八、一二〇 |
| 三年 | 金目には | 一八、五八〇 | 九二、二二〇 | 一八四、六二〇 |
| 四年 | 金目には | 二二、四一〇 | 一一〇、四二〇 | 二二〇、〇二〇 |
| 五年 | 金目には | 二六、二四〇 | 一二八、六二〇 | 二五六、四二〇 |
| 六年 | 金目には | 三〇、〇七〇 | 一四六、八二〇 | 二九二、八二〇 |
| 七年 | 金目には | 三三、九〇〇 | 一六五、〇二〇 | 三二九、二二〇 |
| 八年 | 金目には | 三七、七三〇 | 一八三、二二〇 | 三六五、六二〇 |
| 九年 | 金目には | 四一、五六〇 | 二〇一、四二〇 | 四〇二、〇二〇 |
| 十年 | 金目には | 四五、三九〇 | 二一九、六二〇 | 四三八、四二〇 |
| 十一年 | 金目には | 四九、二二〇 | 二三七、八二〇 | 四七四、八二〇 |
| 十二年 | 金目には | 五三、〇五〇 | 二五六、〇二〇 | 五一一、二二〇 |
| 十三年 | 金目には | 五六、八八〇 | 二七四、二二〇 | 五四七、六二〇 |
| 十四年 | 金目には | 六〇、七一〇 | 二九二、四二〇 | 五八四、〇二〇 |
| 十五年 | 金目には | 六四、五四〇 | 三一〇、六二〇 | 六二〇、四二〇 |
| 十六年 | 金目には | 六八、三七〇 | 三二八、八二〇 | 六五六、八二〇 |
| 十七年 | 金目には | 七二、二〇〇 | 三四七、〇二〇 | 六九三、二二〇 |
| 十八年 | 金目には | 七五、〇三〇 | 三六五、二二〇 | 七二九、六二〇 |
| 十九年 | 金目には | 七八、八六〇 | 三八三、四二〇 | 七六六、〇二〇 |
| 二十年 | 金目には | 八二、六九〇 | 四〇一、六二〇 | 八〇二、四二〇 |
| 二十一年 | 金目には | 八六、五二〇 | 四一九、八二〇 | 八三八、八二〇 |
| 二十二年 | 金目には | 九〇、三五〇 | 四三八、〇二〇 | 八七五、二二〇 |
| 二十三年 | 金目には | 九四、一八〇 | 四五六、二二〇 | 九一一、六二〇 |
| 二十四年 | 金目には | 九七、〇一〇 | 四七四、四二〇 | 九四八、〇二〇 |
| 二十五年 | 金目には | 一〇〇、八四〇 | 四九二、六二〇 | 九八四、四二〇 |
| 二十六年 | 金目には | 一〇四、六七〇 | 五一〇、八二〇 | 一〇二〇、八二〇 |
| 二十七年 | 金目には | 一〇八、五〇〇 | 五二九、〇二〇 | 一〇五七、二二〇 |
| 二十八年 | 金目には | 一一二、三三〇 | 五四七、二二〇 | 一〇九三、六二〇 |
| 二十九年 | 金目には | 一一六、一六〇 | 五六五、四二〇 | 一一三〇、〇二〇 |
| 三十年 | 金目には | 一二〇、〇〇〇 | 五八三、六二〇 | 一一六六、四二〇 |

一部拂戻に付ての制限 (イ)五十錢以上の預金を残し置くべきこと (ロ)十錢未満の端數及未だ元金に加へざる利子の拂戻を請求し得ざること

貯金即時拂戻 貯金預け人は通帳に預金の記入を爲したる郵便局に其預金の即時拂を請求することを得又豫め郵便貯金局又は同支局に於て現在高の證明を受け置くときは其貯金現在高に付ては何れの郵便局にても即時拂の請求を爲し得るものとす

即時拂金額制限 ……一日金五十圓以内 ……一ヶ月總額金二百圓迄を得

特別即時拂戻 貯金預け人郵便局に於て特別即時拂の承認を受け置くときは金額に制限なく何時にても貯金の即時拂を請求することを得

局待拂 拂戻金額に制限なく又豫め現在高の證明を受けざるも受持貯金局に屬する貯金を即時に拂戻し得る方法にして現時は逓信省構内郵便局に限り之を取拂ふ

非常拂 天災其他非常の場合に際し其災害地の郵便局に於て特別の取扱を爲すものにして拂戻金額及取扱時間に制限なく又通帳印判等を亡失したる者に對しては無料電報にて郵便貯金局又は同支局に照會を爲したる上即時現金を拂戻す者とす

拂戻證書有効期間 ……六ヶ月

亡失毀損汚斑通帳の再度通帳手数料 ……十錢

大日本帝國政府五分利公債證書 ……五錢

郵便官署に於て購入保管す ……日

へき證券 ……日

貯蓄債券 ……日

大日本帝國政府四分利公債證書 ……日

大日本帝國政府五分利公債證書 ……日

郵便官署に於て購入保管す ……日

へき證券 ……日

貯蓄債券 ……日

大日本帝國政府四分利公債證書 ……日

證券の購入保管及賣却料金

| | | | | |
|----------|------|--------------------|------|-------|
| (イ) 國債證券 | 額面金高 | 二十五圓迄 | 一枚に付 | 金八錢 |
| | 同 | 五十圓迄 | 一枚に付 | 金十五錢 |
| | 同 | 百圓迄 | 一枚に付 | 金二十五錢 |
| | 同 | 以上百圓迄を加ふる毎に金十五錢を加ふ | 一枚に付 | 金二十五錢 |
| (ロ) 勸業債券 | 額面金高 | 二十圓迄 | 一枚に付 | 金八錢 |
| | 同 | 五十圓迄 | 一枚に付 | 金十五錢 |
| | 同 | 百圓迄 | 一枚に付 | 金二十五錢 |
| | 同 | 以上百圓迄を加ふる毎に金十五錢を加ふ | 一枚に付 | 金二十五錢 |
| (ハ) 貯蓄債券 | 額面金高 | 二十五圓迄 | 一枚に付 | 金五錢 |
| | 同 | 五十圓迄 | 一枚に付 | 金十錢 |
| | 同 | 百圓迄 | 一枚に付 | 金十五錢 |
| | 同 | 以上百圓迄を加ふる毎に金五錢を加ふ | 一枚に付 | 金十五錢 |
| (イ) 國債證券 | 額面金高 | 二十五圓迄 | 一枚に付 | 金五錢 |
| | 同 | 五十圓迄 | 一枚に付 | 金十錢 |
| | 同 | 百圓迄 | 一枚に付 | 金十五錢 |
| | 同 | 以上百圓迄を加ふる毎に金五錢を加ふ | 一枚に付 | 金十五錢 |
| (ロ) 勸業債券 | 額面金高 | 二十圓迄 | 一枚に付 | 金五錢 |
| | 同 | 五十圓迄 | 一枚に付 | 金十錢 |
| | 同 | 百圓迄 | 一枚に付 | 金十五錢 |
| | 同 | 以上百圓迄を加ふる毎に金五錢を加ふ | 一枚に付 | 金十五錢 |
| (ハ) 貯蓄債券 | 額面金高 | 二十五圓迄 | 一枚に付 | 金三錢 |
| | 同 | 五十圓迄 | 一枚に付 | 金六錢 |
| | 同 | 百圓迄 | 一枚に付 | 金十錢 |
| | 同 | 以上百圓迄を加ふる毎に金五錢を加ふ | 一枚に付 | 金十五錢 |

預け人の所有に係る證券保管料金

○振替貯金

注意要項

振替貯金の組織

加入手續

現金拂

尋常小學算術教授指針附錄

一、振替貯金は—料金低廉—無料通信—計算確實—送金安全—運用利殖—の特長あり
 一、振替貯金は巨額の取引を爲す銀行、會社を始め小口の受拂を爲す商店、俱樂部、協會等は勿論子弟の學費送金等に利用して最も徳用利便なり
 一、振替貯金の拂込書は私製のものを使用することを不得
 一、拂込書、拂出書に記載する金額は抹消訂正を許さず
 一、拂込書、拂出書に記載する金額の一、二、三及十の数字は必ず壹、貳、參及拾の文字を用ゆべし
 振替貯金とは金錢の取引ある人の預け金を帳簿の上に於て受拂を爲し相互の取引を濟ます便法にして之が受拂に要する元帳は郵便貯金局、大阪郵便貯金支局、福岡郵便貯金支局、朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所、臺灣總督府通信局又は關東都府府通信管理局(以下口座所管廳と略記す)に備へ置き左の方法に依り受拂を爲すものとす

(イ) 加入者又は其他の者より現金又は所定の證券に依る拂込を指定加入者の口座に受入ること
 (ロ) 加入者の請求に依り加入者の口座相互間に於て貯金の振替を爲すこと
 (ハ) 加入者の請求に依り其口座の貯金を拂出し當該加入者又は其指定人に現金の拂渡を爲すこと
 (ニ) 加入請求書に基本預金十圓を添へ(官公署が加入する場合は基本預金を要せず)且別名の登記を受けむとするもの又は用紙若は名簿の賣渡を受けむとするものに在りては其料金又は代金に相當する郵便切手を貼付し最寄郵便局に差出し其受領證を受取るべし口座所管廳に於て加入請求書に基き口座を設けたるときは其口座番號を加入者に通知するものとす

加入者に於て自己の貯金を拂出し自ら其現金を受領し又は他人に之が拂渡を請求せむとするときは此方法に依るべきものにして普通拂出書用紙に依り其の請求書を作り無料普通郵便に依り之を口座所管廳に送付せらるべし
 加入者又は現金受取人は居宅拂を請求することを得
 加入者は豫め郵便局を指定し口座所管廳の承認を受くるときは自己又は他人を受取人に指定し局待拂の拂出書を振出すことを得
 普通局待拂取扱局

| | | | |
|------------|-------|----------------------|----------|
| 郵便貯金局 | | に屬する加入者より振出したるものなるとき | 東京中央郵便局 |
| 大阪郵便貯金支局 | | 同 | 逓信省構内郵便局 |
| 福岡郵便貯金支局 | | 同 | 神田郵便局 |
| 朝鮮總督府 | | 同 | 大阪中央郵便局 |
| 郵便爲替貯金管理所 | | 同 | 船場郵便局 |
| 臺灣總督府通信局 | | 同 | 堀江郵便局 |
| 關東都督府通信管理局 | | 同 | 福岡郵便局 |
| 電報局待拂取扱局 | | 同 | 京城郵便局 |
| | | | 臺北郵便局 |
| | | | 大連郵便局 |
| | | | 其他の各局 |

振替貯金拂込

加入者又は加入者と取引する者より現金若しは證券の拂込を爲さむとするときは郵便局より無料にて交付する用紙(加入者より豫め用紙を配付しあるものは其用紙)に依り拂込書を作り現金又は證券を添へ拂込料金に相當する郵便切手と共に之を郵便局に差出し其受領證を取り置かるべし但し拂込料金加入者負擔のものにして其の表示ある特別用紙を用ゆるときは料金の納付を要せず又口座所管廳の承認を受けたるときは加入者が自己の口座に拂込む場合に限り拂込料金を要せず

| | | | | | |
|--------------|------|-------|---|----|---|
| (イ) 加入者別名登記料 | 一口に付 | | 金 | 一 | 圓 |
| | 一口に付 | | 金 | 一 | 圓 |
| | 一口に付 | | 金 | 五 | 圓 |
| | 一口に付 | | 金 | 十 | 圓 |
| | 一口に付 | | 金 | 五十 | 圓 |
| | 一口に付 | | 金 | 百 | 圓 |
| (ロ) 拂込料金 | 同 | | 金 | 八 | 錢 |

振替貯金に關する各種料金

| | | | | | | |
|--------------|------|-------|---|-----|---|---|
| (ハ) 拂込金口座受入料 | 一口に付 | | 金 | 一 | 錢 | |
| (ニ) 口座振替受拂料 | 一口に付 | | 金 | 二 | 錢 | |
| | 一口に付 | | 金 | 五 | 錢 | |
| | 一口に付 | | 金 | 十 | 錢 | |
| | 一口に付 | | 金 | 十五 | 錢 | |
| | 一口に付 | | 金 | 二十 | 錢 | |
| | 一口に付 | | 金 | 二十五 | 錢 | |
| | 一口に付 | | 金 | 三十 | 錢 | |
| | 一口に付 | | 金 | 三十五 | 錢 | |
| | 一口に付 | | 金 | 四十 | 錢 | |
| | 一口に付 | | 金 | 四十五 | 錢 | |
| | 一口に付 | | 金 | 五十 | 錢 | |
| (ホ) 一般の現金拂出料 | 同 | | 金 | 五 | 錢 | |
| | 同 | | 金 | 十 | 錢 | |
| | 同 | | 金 | 十五 | 錢 | |
| | 同 | | 金 | 二十 | 錢 | |
| | 同 | | 金 | 二十五 | 錢 | |
| | 同 | | 金 | 三十 | 錢 | |
| | 同 | | 金 | 三十五 | 錢 | |
| | 同 | | 金 | 四十 | 錢 | |
| | 同 | | 金 | 四十五 | 錢 | |
| | 同 | | 金 | 五十 | 錢 | |
| | 同 | | 金 | 百 | 圓 | |
| | 同 | | 金 | 千 | 圓 | |
| | 同 | | 金 | 五 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 十 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 五十 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 百 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 五百 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 千 | 圓 | |
| | 同 | | 金 | 五 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 十 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 五十 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 百 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 五百 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 千 | 圓 | |
| | 同 | | 金 | 五 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 十 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 五十 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 百 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 五百 | 千 | 圓 |
| | 同 | | 金 | 千 | 圓 | |

○年金恩給

注意要項
 一、全國七千有餘の郵便局は總て年金恩給事務を取扱ふ
 一、身分の異動又は改印、轉居の場合は速に其届出を爲すべし
 一、証書を亡失したる時は直に其届出を爲すべし
 一、給與金の拂渡は可成支給期月内に之が請求を爲すべし

文給すへき
 給與金の種類

 國庫の支辨に屬する年金、恩給、遺族扶助料、退職料等

支給局

文官恩給及其の遺族扶助料(元官吏恩給令及同附則に依るものを除く)

軍人恩給及其の遺族扶助料

學校職員退職料及其の遺族扶助料

巡査看守退職料及其の遺族扶助料

特別年金

元陸軍罷役俸給恤金令に依る罷役恤金

勳章年金、外国人恩給

元官吏恩給令及官吏恩給令附則に依る恩給及扶助料

各當該支給期月の十一日より二十日迄但し東京市内に在る郵便局に於て支給すべきものは左の期日に依る

文官恩給、學校職員並巡査看守退職料

同上遺族扶助料

年金

陸軍並海軍恩給同上遺族扶助料

●注意 一時限の給與金に付ては前項の支給期月及期日に拘はらず之を支給す

一、受給者は支給郵便局に於て給與金を受領する際其の給與金を自己の郵便貯金に振替預入の請求を爲すことを得

支給期日

一、受給者は給與に關する證書を豫め郵便貯金局に寄託し其の給與金を支給期毎に自己の郵便貯金に振替預入の請求を爲すことを得

振替預入金

甲 校舍内

一、初歩教授に關する事項

- 1. 計數器、數圖、貝殻、小石等

二、長さに關する事項

- 2. 表類 數字表、數を表す漢字表、數圖表
- 1. 曲尺、鯨尺、米突尺、間繩、間尺、鎖尺、英尺、
- 2. 第二、第三、第四學年の教室内の机、黒板等の長さを尺にて、第五、第六學年は尺、米突尺及英尺にて表はせるもの
- 3. 各教室に其の學年兒童身長之最長最短平均等其の氏名と共に表はせる表
- 4. 學校附近の廓大したる地圖、其の縣地圖、日本地圖、世界地圖等を一定の室に備へ道路鐵道線路航路及左の箇處に至る距離を記入すること
- 學校より(隣校、神社、佛閣、名所、舊蹟、郡邑等
- 其の地より(縣廳、各郡役所々在地、各地中學校、農學校、各郡の名所舊跡等
- 其縣より(東京府以下各府縣廳所在地、各師團司令部所在地、各軍港所在地、各開港場等の如き重要地點に至る
- 横濱、大阪より(著名なる外國諸港に至る航路表
- 5. 内外度量衡の比較表

三、面積に關する事項

- 1. 一平方尺と一平方寸との關係及若干平方寸と若干平方寸との關係を示すもの
- 2. 各教室及控所の床、窓、黒板、腰掛の面積を示すもの
- 3. 各教室及控所の床に坪、合、勺の面積を畫くこと
- 4. 正三角形、正方形、圓の面積比較圖(同周、同面積)
- 5. 三角形、平行四邊形、梯形、圓の面積説明器

四、體積に關する事項

- 1. 單位體積の實物(斗、升、合、リットル)立方は立方寸、立方尺)及若干寸立方との關係を示すもの
- 2. 單位體積の立方體、球、圓錐、圓錐、角錐

五、重量に關する事項

1. 立方體、球、圓錐、圓錐、角錐等の求積説明器
2. 噸の種類、才、石等の表
3. 量器
4. 日常使用する水瓶、バケツ、牛乳瓶、ビール瓶、石油罐等に容積を記入すること
5. 適當なる重さの分銅(一貫、一貳、斤、ポンド、オンス等)
6. 教具に重量を記入すること
7. 内外度量衡の比較表
8. 衡器(天秤、臺秤、桿秤)
9. 各學年兒童の體量の最大最小の平均を其の氏名と共に表はせる表

六、貨幣に關する事項

1. 本位貨幣の模型又は繪
2. 補助貨幣
3. 以上の外通用せらるゝ舊貨幣
4. 外國貨幣の實物或は表、又は繪、模型

七、時に關する事項

1. 本曆、略曆、時計
2. 標準時と地方時との比較表

八、溫度に關する事項

1. 寒暖計(各教室及控所)

九、速度に關する事項

1. 内外著名の都市の各月平均溫度表
2. 日常注意すべき溫度表(體温、我國の極暑、極寒等)
3. 人、馬、人力車、汽車、汽船、自轉車等の大約一時間の速度表
4. 光線、音響等の一秒時間の速度表

十、角度に關する事項

1. 角度圖
2. 階段の勾配
3. 定規、分度器、コンパス等

十一、郵便電信に關する諸標本

十二、租税に關する事項

1. 國税の種類及稅率表
2. 其縣税の種類及稅率表
3. 其市町村税の種類及稅率表
4. 以上諸税に關する書式類

十三、有價證券

1. 公債の種類及證書の雛形
2. 株券の雛形
3. 爲替證書の雛形
4. 小形小切手の雛形

5. 保險證書の雛形

十四、雜件

1. 加減乘九九表
2. 珠算九九表
3. 分數説明器
4. 預金の種類利率及之に關する書類
5. 俸給及賃金表
6. 重要物産々額表
7. 日用品物價表
8. 輸出入比較表
9. 國庫、自縣、自市町村當校經費豫算表
10. 各國兵力比較表
11. 各國富力比較表
12. 重要なる都市人口表
13. 各種簿記帳簿雛形
14. 雜表(一打、一反、一匹、一俵、一帖、一世紀、一對、一連、一箱、軍隊編成等)

乙 校舍外

一、長さに関する事項

1. 適當の箇所に標木を立て之に尺、間、米突、英尺等の尺度を記入すること、及歩測目測に關する注意等を記入すること
2. 運動場備付の運動用具に其の長さを記入すること
3. 塀及柵に各種の長さを記入すること

4. 適當なる場所に標木を立て之に左の箇所に至る距離を記入すること

イ、各區別の學距離

ロ、有名なる都邑に至る距離

5. 角度に關すること

6. 溫度に關すること
屋根及學校園中の山の勾配附近の坂の勾配を記せる標木を立つること

7. 湯屋等の浴湯の溫度を知らしむること

8. 場及兒童出入口に寒暖計を備付ること

9. 湯屋等の浴湯の溫度を知らしむること

10. 經緯度の標本を立つること

二、面積に関する事項

1. 學園中に單位面積(一坪、一畝)の花壇を設けること

2. 既設花壇及學校園の面積を示せる標木を立つること

3. ロンテンスコート、ベースグラウンド、運動場及學校敷地の面積を記入せる標木を立つること

三、體積に関する事項

1. 適當の箇所に單位體積の木材石等を備ふること

2. 運動用具に其の體積を記入すること

四、重量に関する事項

1. 數種の重さの石、砂囊、土俵を備ふること

3. 運動用具に目方を記入すること

四、度量衡に關する法令摘要

度量衡法 (明治四十二年三月八日公布法律第四號)

第一條 度量は尺、衡は貫を以て基本とす
 第二條 度量衡の原器は白金「イリヂウム」合金製の棒及分銅とす
 其の棒の面に記したる標線間の攝氏、〇、一五度に於ける長さ三十三分の十を尺とし分銅の質量四分の十五を貫とす
 第三條 度量衡の名稱命位を定むること左の如し

度

- 毛 尺の一萬分の一
- 厘 尺の千分の一
- 分 尺の百分の一
- 寸 尺の十分の一
- 丈 十尺
- 間 六尺
- 町 三百六十尺
- 里 一萬二千九百六十尺

地積

- 勺 歩の百分の一
- 合 歩の十分の一
- 歩又は坪 三十六平方尺
- 畝 三十歩
- 段 三百歩
- 町 三千歩

量

- 勺 升の百分の一
- 合 升の十分の一
- 升 六萬四千八百二十七立方分
- 斗 十升
- 石 百升

衡

- 毛 貫の百萬分の一
- 厘 貫の十萬分の一
- 分 貫の一萬分の一
- 匁 貫の千分の一
- 貫 斤の百分の一
- 斤 百六十匁

第四條 「メートル」法度量衡の名稱命位及比較を定むること左の如し

度

- 「ミリメートル」 「メートル」の千分の一
- 「センチメートル」 「メートル」の百分の一
- 「デシメートル」 「メートル」の十分の一
- 「メートル」 尺の十分の三十三
- 「デカメートル」 十「メートル」
- 「ヘリトメートル」 百「メートル」
- 「キロメートル」 千「メートル」
- 「センチアール」 「アール」の百分の一

地積

「アール」 歩の四分の百二十一
 「ヘクタール」 百「アール」

量
 「センチリットル」 「リットル」の百分の一
 「デシリットル」 「リットル」の十分の一
 「リットル」 升の二千四百〇一分の千三百三十一
 「デカリットル」 十「リットル」
 「ヘクトリットル」 百「リットル」

衡

「ミリグラム」 「キログラム」の百萬分の一
 「センチグラム」 「キログラム」の十萬分の一
 「デシグラム」 「キログラム」の一萬分の一
 「グラム」 「キログラム」の千分の一
 「デカグラム」 「キログラム」の百分の一
 「ヘクトグラム」 「キログラム」の十分の一
 「キログラム」 貫の十五分の四

第五條

度量衡の原器は農商務大臣之を保管す
 農商務大臣は度量衡の原器に依り製作したる副原器二組を以て原器に代用す、副原器の一組は農商務大臣之を保管し他の一組は文部大臣之を保管す

第六條

度量衡器の製作、修覆又は販賣の業を營まむとする者は勅令の定むる所に依り行政官廳の免許を受くべし

第七條

度量衡器を製作、輸入、移入又は修覆したる者は命令を以て定むるものを除くの外其の檢定を受くべし

第八條

檢定に合格したる度量衡器には檢定證印を附す
 檢定に關する事項は勅令を以て之を定む
 左の各號の一に該當する度量衡器は命令を以て定むる場合を除くの外販賣し若は販賣の爲所持し又は取引上若は證明上に於ける

度量衡の計量に使用し又は使用に供する爲所持することを得ず

- 一、檢定證印なきもの
- 二、修覆を爲したる後其の檢定を受けず又は檢定に合格せざるもの
- 三、變造したるもの
- 四、勅令の定むる公差以上の差狂を生じたるもの
- 五、命令の定むる構造を具備せざるに至りたるもの

第十一條

當該官吏は第八條第二號乃至第五號に該當する度量衡器の證印を除去し若は消印を附し又は其の度量衡器を破毀し其の他取締上必要の處分を爲すことを得

第十二條

度量衡器の製作、修覆又は販賣の免許を受けたる者本法又は本法に基きて發する命令に違反し又は當該官廳の命に従はざるときは行政官廳は其の營業を停止し又は營業免許を取消すことを得

第十三條

左の各號の一に該當する者は一年以下の懲役又は五百圓以下の罰金に處す

第十四條

- 一、第八條に違反したる者
 - 二、度量衡の計量を偽るの目的を以て不正に度量衡器を使用したる者
- 左の各號の一に該當する者は五百圓以下の罰金に處す
- 一、免許を受けずして度量衡器の製作、修覆又は販賣の業を營みたる者
 - 二、度量衡器の製作、修覆又は販賣營業の停止中其の營業を爲したる者

度量衡法施行令抄

(明治四十二年六月二十五日公布勅令第六十九號)

第一條

度量衡法第三條及第四條に定むるもの、外度量衡の名稱命位及比較を定むること左の如し

量 尺
 鯨尺 分 鯨尺 尺の百分の一
 鯨尺 寸 鯨尺 尺の十分の一
 鯨尺 尺 尺の四分の五

鯨尺 丈 鯨尺 十尺
「ヤード、ポンド」法度量衡

度

- 「インチ」 「ヤード」の三十六分の一
- 「フット」 「ヤード」の三分の一
- 「ヤード」 尺の一萬二千五百分の三萬七千七百十九
- 「チェーン」 二十二「ヤード」
- 「マイル」 千七百六十「ヤード」

量

- 「ガロン」 升の五萬分の十萬四千九百二十三
- 「ゲレイン」 「ポンド」の七千分の一
- 「オンス」 「ポンド」の十六分の一
- 「ポンド」 貫の三千二百二十五分の三百七十八
- 「トン」 二千二百四十「ポンド」

第七條

度量衡の檢定は之を分ちて甲種檢定及乙種檢定とす

- 左の各號の一に該當する度量衡器に付行ふ檢定を甲種檢定とす
- 一、鋼鐵製卷尺縮尺又は二厘以下若は二分の一「ミリメートル」以下の目盛ある度量衡器但し鯨尺のみの目盛あるものは此の限に在らず
 - 二、目盛ある玻璃製枰及化學用量器
 - 三、秤量に於て其の一萬分の一以下の重量を感じる天秤
 - 四、重量一厘未満又は「センチグラム」未満の分銅及之を含める組分銅
 - 五、「ヤード、ポンド」法 衡の 依る目盛其の他の表示ある度量衡器
- 前項以外の檢定を乙種檢定とす

第八條

度量衡器の甲種檢定は農商務大臣之行ひ

第九條

乙種檢定は地方長官之を行ふ

第十條

度量衡器の取締は地方長官之を行ふ

度量衡器の取締は之を分ちて第一種取締及第二種取締とす
業務上取引若は證明の爲使用し又は使用に供する爲所持する度量衡器に付検査を行ふを第一種取締とす
前項以外の取締を第二種取締とす

度量衡器の取締は地方長官之を行ふ

地方長官は市町村長又は之に準すべき者をして取締の執行を補助せしめ又は第二種取締を執行せしむることを得
農商務大臣必要と認むるときは官吏をして第二種取締を執行せしむることを得

度量衡法施行細則抄

(明治四十二年六月二十六日發布農商務省令第二十八號)

第十一條

度量衡器又は秤の目盛は量の名稱の一倍、二倍、五倍、又は其の倍數の二分の一、十分の一、百分の一、若は千分の一と爲すべし但し縮尺に付ては此の限に在らず

秤の目盛は衡の名稱の一倍、二倍、五倍又は其の倍數の十分の一、十倍若は百倍と爲すべし、但し斤の名稱に依るものに付ては其の四分の一、八分の一、又は十六分の一と爲すことを得

前二項の規定は之を「ヤード、ポンド」法度量衡器に適用せず

第十二條

度量衡器に表記すべき度量衡の名稱は其の種類に從ひ左の略字を用うることを得

「メートル」法度量衡

度

名 稱

略 字

| | | |
|-----------|-----|----|
| 「ミリメートル」 | 耗又は | MM |
| 「センチメートル」 | 厘又は | CM |
| 「デシメートル」 | 粉又は | DM |

| | | |
|---------------|------|----|
| 「メートル」 | 米又は | M |
| 「キロメートル」 | 千米又は | KM |
| 十分の一「センチリットル」 | cc | |
| 「センチリットル」 | 匁又は | CL |
| 「デシリットル」 | 分匁又は | DL |
| 「リットル」 | 立匁又は | L |
| 「ミリグラム」 | 厘又は | MG |
| 「センチグラム」 | 毫又は | CG |
| 「デシグラム」 | 分毫又は | DG |
| 「グラム」 | 瓦又は | G |
| 「キログラム」 | 斤又は | KG |
| 「ヤードポンド」法度量衡 | | |
| 名 稱 | 畧 字 | |
| 「インチ」 | 吋又は | ln |
| 「フット」 | 呎又は | ft |
| 「ヤード」 | 碼又は | yd |
| 「チェーン」 | 鎖 | |
| 「マイル」 | 哩 | |
| 「ゲレイン」 | gr | |

第十三條

度量衡器の檢定を受けんとする者は本則に定むる書式に依り檢定請求書を作り之に度量衡器を添へ甲種檢定に在りては中央度量衡器檢定所に乙種檢定にして其請求者か製作者、修覆者又は販賣者なる場合に在りては其の營業所の所在地其の他の者なる場合に在りては其の所在地を管轄する地方長官の定むる檢定所に之を差出すべし

第十四條

檢定證印は度量衡器の左の部分に之を附す

- 一、度量器 目盛の各段の一端(帶狀麻製のものには麻の部分)及分離し得る構造のものに在りては其の各部分の中央部
- 二、秤及化學用 全量を表記したる傍及金屬製秤若しくは木製量器、秤にして注口を附したるものに在りては其の注口
- 三、斗 概 大、中、又は小の文字を表記したる傍
- 四、天秤、上皿天秤及十分秤 秤の中央部又は其の附近
- 五、臺秤 秤の末端、秤量を表記したる傍、休みの把手の中央部、比例螺旋の緊著部及増錘臺の上面
- 六、上皿秤 秤の末端及増錘臺の上面
- 七、桿秤 金屬製のものに在りては直點の傍又は桿の末端、象牙、骨、黒檀又は紫檀製のものに在りては頭金具、徑製のものに在りては桿の兩端(徑製のものにして鐵製の頭金具を附したるものに在りては其の傍及他の一端)
- 八、自働秤 目盛盤又は其の縁及桿が外部に現はれたるものに在りては其の桿
- 九、分銅 上、面、側面又は底面
- 十、錘又は増錘 上面又は側面

第十五條

甲種檢定に合格したる度量衡に附する檢定證印の雛形及種類を定むること左の如し

打込印及押印

| | |
|----------|--------|
| 大 一分二厘平方 | 大 四分平方 |
| 中 六厘平方 | 中 二分平方 |
| 小 四厘平方 | 小 一分平方 |



第十六條 乙種檢定に合格したる度量衡器に附する檢定證印の雛形及種類を定むること左の如し



打込印及押印
大 一分二厘平方
小 六厘平方

第十七條 檢定消印の雛形及種類を定むること左の如し

打込印及烙印



大 長徑二分 短徑 一分三厘
小 長徑六厘 短徑 四厘

使用の制限

第十八條 鯨尺は布帛を度る場合の外之を使用することを得ず

第十九條 本製秤は穀類用のものに付爲したる表記あるものに非ざれば之を液類の計量に使用することを得ず

第二十條 五斗以上又は百「リットル」以上の穀類を計量する場合には全量一斗未満又は二十「リットル」未満の秤を使用することを得ず

得ず

第二十一條 秤を以て穀類を計量する場合に於ては圓磅、狀斗概を使用することを要す但し其の二合五勺以下又は五「デシリットル」以下の秤には小の表記あるもの二升以下又は五「リットル」以下の秤には中の表記あるもの一斗以下又は二十「リットル」以下の秤には大の表記あるものを使用することを要す

第二十二條 秤と分離し得べき錘、増錘、増錘臺又は皿に附したる表記と秤に附したる表記と異なる秤は之を使用することを得ず

第二十三條 水平を平むる装置ある秤は其の臺を水平と爲すに非ざれば之を使用することを得ず

取 締

第二十四條 第一種取締に於て合格したる度量衡器に附すべき檢査済印の雛形及種類を定むること左の如し

②(輪廓内の數字は毎年其の年の下位の數字を用ふ)

大 徑 一分五厘
中 徑 一分
小 徑 五厘

檢査済印は度量衡器の見易き部分に之を附す
度量衡ノ種類形状及物質

| 一 度器 | 形 状 | 物 質 | 種 類 |
|---------|-------------|----------------------------------|-----|
| 直 形 | 金屬、象牙、骨、竹、木 | 直 尺 (1)十二尺以下 (2)鯨尺三尺以下 (3)四米以下 | |
| 直 角 形 | 金屬 | 曲 尺 (1)長枝三尺以下 (2)一米以下 (3)五米以下 | |
| 連 接 直 形 | 金屬、象牙、骨、竹、木 | 疊 尺 (1)十五尺以下 (2)鯨尺三尺以下 (3)五米以下 | |
| 細 帶 狀 | 金屬、革、麻 | 卷 尺 (2)三百六十尺以下 (2)鯨尺六尺以下 (4)百米以下 | |
| 鏈 狀 | 金屬 | 鏈 尺 (2)六十尺以下 (2)二十米以下 | |

二 量器

| 形 状 | 物 質 | 秤 | |
|-------|-------|-----------------|----------------------------------|
| | | 種 類 | 類 |
| 圓 形 | 金 屬 | 一 勺 二 勺 五 勺 | 一「センチリットル」 二「センチリットル」 五「センチリットル」 |
| | | 一 合 二 合 二 合 五 勺 | 一「デシリットル」 二「デシリットル」 五「デシリットル」 |
| 樽 形 | 屬 | 五 勺 一 合 二 合 | 一「デシリットル」 二「デシリットル」 五「デシリットル」 |
| | | 二 合 五 勺 五 合 一 升 | 一「リットル」 二「リットル」 五「リットル」 |
| 楡、楷 | 根 杏 | 二 升 五 升 一 斗 | 一「リットル」 二「リットル」 五「リットル」 |
| | | 二 斗 二 斗 五 升 三 斗 | 一「リットル」 二「リットル」 五「リットル」 |
| 圓 錐 形 | 姬 小 松 | 一 勺 二 勺 五 勺 | 一「センチリットル」 二「センチリットル」 五「センチリットル」 |